

第4回定例会

令和元年9月4日開会

令和元年9月20日閉会

令和元年

三股町議会議録

三股町議会議録

第四回定例会

三股町議会

目 次

◎第4回定例会

○9月4日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第57号から議案第79号までの23議案、諮問2件、報告4件及び請願1件一括上程	4
日程第4	決算審査報告	12

○9月9日(第2号)

日程第1	一般質問	16
	2番 堀内 和義君	16
	8番 内村 立吉君	32
	10番 上西 祐子君	43
	7番 堀内 義郎君	52

○9月10日(第3号)

日程第1	一般質問	66
	1番 田中 光子君	66
	4番 楠原 更三君	73
	3番 新坂 哲雄君	87
	5番 福田 新一君	93

○9月11日(第4号)

日程第1	総括質疑	116
日程第2	常任委員会付託	117

○9月20日(第5号)

日程第1	追加議案第80号及び意見書案第2号の取扱いについて	120
日程第2	常任委員長報告	121

日程第3	質疑（議案第57号から第79号の23議案及び請願第1号）	127
日程第4	討論・採決（議案第57号から第79号の23議案及び請願第1号）	128
日程第5	諮問第2号及び第3号の質疑・討論・採決	141
追加日程第1	議案第80号及び意見書案第2号一括上程	142
追加日程第2	議案第80号及び意見書案第2号質疑・討論・採決	144
日程第6	議員派遣の件について	145

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和元年 第4回定例会 (9月)	議案第57号	平成30年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月20日
〃	議案第58号	平成30年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月20日
〃	議案第59号	平成30年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月20日
〃	議案第60号	平成30年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月20日
〃	議案第61号	平成30年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月20日
〃	議案第62号	平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月20日
〃	議案第63号	平成30年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月20日
〃	議案第64号	平成30年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	9月20日
〃	議案第65号	平成30年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可 決及び 認定	9月20日
〃	議案第66号	三股町名誉町民の選定について	原案 可決	9月20日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和元年 第4回定例会 (9月)	議案第67号	三股町森林環境譲与税基金条例	原案 可決	9月20日
〃	議案第68号	三股町公共下水道条例の一部を改正する条例	原案 可決	9月20日
〃	議案第69号	三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	9月20日
〃	議案第70号	三股町公共下水道整備基金条例を廃止する条例	原案 可決	9月20日
〃	議案第71号	三股町水道事業給水条例の一部を改正する条例	原案 可決	9月20日
〃	議案第72号	令和元年度三股町一般会計補正予算(第3号)	原案 可決	9月20日
〃	議案第73号	令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	9月20日
〃	議案第74号	令和元年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	9月20日
〃	議案第75号	令和元年度三股町介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	9月20日
〃	議案第76号	令和元年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	9月20日
〃	議案第77号	令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	9月20日
〃	議案第78号	令和元年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	9月20日
〃	議案第79号	令和元年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	9月20日
〃	議案第80号	工事請負契約の締結について (令和元年度三股中学校太陽光発電設備設置工事)	原案 可決	9月20日
〃	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	原案 適任	9月20日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和元年 第4回定例会 (9月)	諮問第3号	人権擁護委員の推薦について	原案 適任	9月20日
〃	請願第1号	国民健康保険料(税)を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願	不採択	9月20日
〃	意見書案 第2号	国土強靱化対策の推進を求める意見書 (案)	原案 可決	9月20日
〃	報告第6号	平成30年度決算に基づく健全化判断 比率の報告について		
〃	報告第7号	平成30年度決算に基づく資金不足比 率の報告について		
〃	報告第8号	教育に関する事務の管理及び執行状況 の点検・評価の報告について		
〃	報告第9号	専決処分の報告(損害賠償額の決定及 び和解について)		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	堀内 和義	1 県道都城東環状線の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ① 30年来の構想である県道都城東環状線の未整備区間がありますが町長としての認識を伺います。 ② 県への要請、働きかけはされているのか。 ③ 国道269号・10号線は交通量が多く、主要渋滞箇所が多くあり渋滞緩和対策にもなるのではないかと。 ④ 都城ICに通ずる道路でもあり経済的効果も見込まれると思うが試算はされているのか。 ⑤ 都城市との連携が重要であると思われるが、協議がされているのか。 	町長
		2 勝岡新坂の道路整備について	<ul style="list-style-type: none"> ① 勝岡新坂の交通安全施設設置要望、署名活動をどう捉えるか。 ② 急カーブを緩和する道路整備はできないか。 ③ 歩道を3.5mに拡張工事とはできないか。 ④ 道路北側に歩道を新設できないか。 	町長
		3 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令について	<ul style="list-style-type: none"> ① 大雨・洪水による避難準備、避難勧告が発令されたが避難状況を問う。 ② 避難準備・避難勧告発令のタイミングはいつの時点ですか。 ③ 警戒レベルによる住民への情報提供、周知を行っているのか。 ④ 高齢者や車を運転できない人の対応はどうするのか。 	町長
			⑤ 小中学校の臨時休校の判断は適正であったか。	教育長

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
2	内村 立吉	1 防災について	6月28日から7月4日にかけて、梅雨前線が活発化し、記録的な大雨が続いた。また、8月13日超大型台風が本県に接近した。 ① 対策について伺う。 ② 状況について伺う。 ③ 被害状況について伺う。	町 長
		2 熱中症について	本町における小・中学校の熱中症者数、救急搬送者数について伺う。	教育長
		3 農業について	① 農水省が人・農地プランの見直し要件を決めました。見直しの要件として3つの要件を示しています。本町の進め方、取り組み方について伺う。 (1) アンケートの実施 (2) 現況把握 (3) 集約の将来方針の策定 ② 本町の現在の担い手への集積率は何%であるか。 ③ ツマジロクサヨトウ(害虫)について伺う。	町 長
3	上西 祐子	1 国保税について	① 平成30年から国民健康保険が都道府県化されましたが、本町での保険料の変化を質問します。 ・給与年収 400万円 4人家族 ・給与年収 240万円 単身 ・年金収入 夫 230万円 妻 50万円 (高齢者2人) ② 「払いたいのが高すぎて払えない」と聞きます。全国的に滞納世帯が増えていると聞いています。27年度から30年度までの本町の滞納世帯の推移を伺う。 ③ 保険料引下げのために収入のない子ども達にも均等割が加算されている。均等割をなくす様に働きかけて欲しい。	町 長
		2 高齢者の歯科検診について	口腔ケアの大切さが言われています。子どもたちも学校で歯科検診が行われている様に高齢者も年に1回歯科検診を無料で受けることができないか伺う。	町 長

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
4	堀内 義郎	1 町税の滞納・収納について	① 特別収納対策係設置後の滞納・収納の状況は。 ② 納税率向上を図るため、AI活用が進みつつあるが今後の取り組みについてはどうか。	町長
		2 防災（河川の洪水浸水）について	① 昨年の台風による高畑川～萩原川の護岸の復旧状況は。 ② 水防法改正に基づき、洪水浸水想定区域はどう見直されるのか。	町長
		3 農業振興について	輸出拡大のための認証取得（GAP）の取組状況と、更に進められないか。	町長
5	田中 光子	1 インフルエンザ予防接種について	① 子育てしやすい町で医療費無料ですが、負担が大きいため接種を断念する状況があります。このことについて、どのように考えておられますか。 ② インフルエンザの予防接種は自己負担となっているが、助成はできないのでしょうか。	町長
		2 放課後児童クラブについて	① 現在の利用状況、環境の実態の把握はされているのでしょうか。 ② 放課後児童クラブの熱中症対策はどのようにされているのでしょうか。 ③ 今後の環境整備はどのように考えられているのでしょうか。	町長

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
6	楠原 更三	1 三股開拓150年に対しての思いは。	① 三股開拓150年に対しての思いは。 ② 記念事業を実施してはどうか。	町長
		2 教育環境整備について	県内自治体の教育環境の平均的整備状況と比しての本町の状況は。	教育長
		3 全国学力学習状況調査(全国学力テスト)について	① 今回の状況は(特筆できることのみ)。 ② 今回の状況に対して、教育長としての感想は。 ③ 来年に向けての大きな目標とそれに対する具体的な対策は。	教育長
		4 雇用創造協議会について	① 初年度の目標とその実績を通しての状況報告(概況) ② 今後この事業を、次期にまで継続させる予定があるのか。	町長
7	新坂 哲雄	1 都城市温泉施設料金について	利用者への利用料金の助成はできないか。(市民は100円、市外400円)	町長
		2 河川環境について	① 長田地区において、浄化槽設置率が悪くどのような啓発を行っているか。 ② 浄化されない排水により農産物への影響はないか。	町長
		3 長田小通学路について	長田地区県道33号線の今後の歩道整備計画について	町長
		4 県への要望について	役場内に町民からの県への要望の窓口設置はできないか。	町長

発言 順位	質問者	質問事項	質問の 要旨	質問の相手
8	福田 新一	1 本町の輝いているところをどう活かすか。	<p>① 本町が他より抜きん出ているところとその理由 (例) 人口増加率、年少人口割合が県内トップ、転入超過67人でダントツ</p> <p>② ①の好条件のもと次のステップは何か。</p> <p>③ 子育てに優しい町の次はいかに残すか、戻すか。 (例) 農業体験や地元企業の見学を行い郷土愛を育む。(まちづくり協議会をつくり郷土の豊かさを学ぶ)</p> <p>(例) 若者の雇用創出の具体策 ・IT関連企業誘致状況はいかに。 ・本町に必要な仕事を起こす。 ・空家、古い家のリフォーム、田畑の管理、畜産業の年齢分担化。</p>	町長
		2 地域おこし協力隊員の役目について	<p>① 7月に就任された江森氏の活動内容は。</p> <p>② 現任者の笠島氏とのタイアップによる相乗効果は望めないか</p>	町長
		3 全国学力テストの結果と対策について	<p>① 平成31年度「全国学力・学習状況調査」の結果について</p> <p>② 過去3年間の推移と今後の対応策について。</p>	教育長
		4 くいまーるの見直し	<p>① 各々のバスの走行距離と使用年数はいくらか。</p> <p>② 運営費用はどれだけか。(運転手給料、燃料、管理代等)</p>	町長
		5 五本松団地跡地活用進捗状況について	<p>① 町民ワークショップの経過と内容</p> <p>② 交流拠点整備進捗状況について</p>	町長

三股町告示第54号

令和元年第4回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月29日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和元年9月4日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	上西 祐子君
重久 邦仁君	山中 則夫君

○9月9日に応招した議員

○9月10日に応招した議員

○9月11日に応招した議員

○9月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和元年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和元年9月4日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和元年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第57号から議案第79号までの23議案、諮問2件、報告4件及び請願1件
一括上程
日程第4 決算審査報告
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第57号から議案第79号までの23議案、諮問2件、報告4件及び請願1件
一括上程
日程第4 決算審査報告
-

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君

書記 矢部 明美君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	-----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	西山 雄治君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	横田 耕二君	福祉課長	-----	齊藤 美和君
高齢者支援課長	-----	川野 浩君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	福永 朋宏君	環境水道課長	-----	西畑 博文君
教育課長	-----	鍋倉 祐三君	会計課長	-----	米村 明彦君
代表監査委員	-----	茨木 健君			

午前10時00分開会

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。ただいまから令和元年第4回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、新坂議員、9番、指宿議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。池邊議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） 令和元年9月4日、本会議。

それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る8月29日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和元年第4回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。今期定例会に付議されました案件は、平成30年度決算認定9件、条例の改正等5件、令和元年度補正予算8件、諮問2件、請願1件、そ

の他1件及び報告4件の計30件であります。

これら提出議案の内容を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から9月20日までの17日間とすることに決しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、本定例会は、提案される議案のうち諮問2件につきましては、委員会付託を省略し、最終日の9月20日に全体審議で措置することに決定いたしました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月20日までの17日間とすることとし、今回提案される諮問2件につきましては、最終日に全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3. 議案第57号から議案第79号までの23議案、諮問2件、報告4件及び請願

1件一括上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、議案第57号から議案第79号までの23議案、諮問2件、報告4件及び請願1件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

令和元年第4回三股町議会定例会に上程いたしました、各議案について提案理由の説明を申し上げます。

まず、平成30年度の各会計の決算認定に係る各議案についてその提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第57号「平成30年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第58号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第59号「平成30年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第60号「平成30年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第61号「平成30年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第62号「平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第63号「平成30年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

について」、議案第64号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、の8議案については、平成30年度の一般会計及び特別会計における決算認定に係る案件でありますので一括してご説明を申し上げます。

平成30年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にありましたが、一般会計において、歳入決算額110億4,870万1,054円、歳出決算額107億3,876万8,003円、翌年度繰越額3億993万3,051円、国民健康保険特別会計において、歳入決算額31億4,084万8,624円、歳出決算額28億8,310万4,860円、翌年度繰越額2億5,774万3,764円、後期高齢者医療保険特別会計において、歳入決算額2億7,230万7,945円、歳出決算額2億7,126万9,121円、翌年度繰越額103万8,824円、介護保険特別会計において、歳入決算額22億8,437万5,202円、歳出決算額21億9,769万7,288円、翌年度繰越額8,667万7,914円、介護保険サービス事業特別会計において、歳入決算額1,977万2,451円、歳出決算額1,918万8,280円、翌年度繰越額58万4,171円、梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額4,756万7,516円、歳出決算額4,669万5,065円、翌年度繰越額87万2,451円、宮村南部地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額3,733万2,905円、歳出決算額3,695万7,042円、翌年度繰越額37万5,863円、公共下水道事業特別会計において、歳入決算額4億8,361万3,551円、歳出決算額4億6,816万5,211円、翌年度繰越額1,544万8,340円となり、いずれの会計においても剰余金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆様を初め、町民各位の深いご理解とご協力のたまものであり、深く感謝を申し上げる次第であります。

次に、議案第65号「平成30年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を求め、さらに同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定を求めます。

初めに、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金1億250万4,450円のうち、1,800万円を減債積立金に積み立て、2,400万円を建設改良積立金に積み立て、6,028万3,430円を自己資本金に積み立て、残余22万1,020円を翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に決算の認定につきましては、収益的収入及び支出において、決算額で収入が4億2,044万1,928円、支出が3億4,857万600円となりました。また、当年度純利益は6,370万4,999円となりました。

一方、資本的収入及び支出においては、決算額で収入が1,312万6,308円、支出が2億1,547万1,925円となり、差し引き不足額2億234万5,617円については、減債積立金、損益勘定留保資金等で補填したものであります。

また、建設改良事業においては、施設費として配水管更新工事を2.4キロメートル施工し、配水管の耐震対策等に取り組むとともに、良質な水の安定供給に努めてまいりました。

次に、議案第66号「三股町名誉町民の選定について」ご説明申し上げます。

本町では、町政進展等に偉大な貢献をされた人の労に報い、その功績を顕彰する目的で、昭和33年に三股町名誉町民条例を制定し、これまでに、小倉義常氏、上原荘吉氏、福永広紀氏、大河内利雄氏、桑畑正一氏、中村英蔵氏の6名に名誉町民の称号を贈っております。

本案は、消防団等の要職を通して多年にわたって町政進展に寄与された中村修一氏を、その功績が顕著でありますので、今回、新たに名誉町民に選定しようとするものであります。

なお、名誉町民には名誉町民の称号のほか、名誉町民章の贈呈、町の公式の式典への参列、死亡の際における相当の礼をもってする弔慰の特典を付与するとともに、年金20万円を支給することになっております。

次に、議案第67号「三股町森林環境譲与税基金条例」についてご説明申し上げます。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）平成31年4月1日施行に基づく、森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、三股町森林環境譲与税基金を設置することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第68号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、関係条例について所要の改正措置を講じるものであります。

次に、議案第69号「三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、関係条例について所要の改正措置を講じるものであります。

次に、議案第70号「三股町公共下水道整備基金条例を廃止する条例」についてご説明申し上げます。

本案の基金は、県の公共下水道整備交付金を原資とし、公共下水道の事業に係る地方債の償還財源として基金に積み立てて活用してきましたが、県の交付要綱が廃止されたため、廃止するものです。

次に、議案第71号「三股町水道事業給水条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、関係条例について所要の改正措置を講じるものであります。

次に、議案第72号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、平成30年度決算、国・県の補助決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算以後生じた事由に基づく経費等について所要の補正措置を行うものであります。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額101億9,118万1,000円に歳入歳出それぞれ5億7,464万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億6,582万4,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明いたします。

地方特例交付金及び地方交付税は、交付決定により増額補正するものであります。

国庫支出金は、プレミアム商品券事業費補助金、子育てのための施設等利用給付交付金などを増額補正し、社会資本整備総合交付金を減額補正するものであります。

県支出金は、子育てのための施設等利用給付交付金、多面的機能支払交付金などを増額補正するものであります。

財産収入は、土地開発基金運用収入などを増額補正するものであります。

繰入金は、国民健康保険特別会計ほか特別会計の前年度決算に伴う精算返還金を増額補正するものであります。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を増額補正するものであります。

諸収入については、過年度収入において障がい児施設給付費国県負担金、雑入においてはプレミアム付き商品券購入代金、学校給食会運営委託料前年度精算返還金などを増額補正するものであります。

町債は、発行可能限度額決定に伴う臨時財政対策債を減額補正し、社会資本整備総合交付金関連事業について増減額補正をするものであります。

次に、歳出について主なものをご説明いたします。

総務費は、名誉町民表彰関係経費、地域おこし協力隊関係経費、移住支援事業補助金などを増減額補正するものであります。

民生費は、社会福祉費において、プレミアム付き商品券換金委託料、障がい者自立支援給付費などの国県返還金などを増減額補正するものであります。

児童福祉費においては、施設等利用費、子どものための教育・保育給付費負担金返還金などを増額補正するものであります。

衛生費は、都城市へ返還する衛生センター負担金前年度精算金などを増減額補正するものであります。

農業費は、町単農道維持整備事業、多面的機能支払交付金などを増額補正するものであります。

土木費は、道路橋梁費において道路維持補修事業、島津紅茶園切寄線道路整備事業、都市計画費において三股町都市計画用途地域等変更業務委託料などをそれぞれ増減額補正するものであります。

教育費は、中学校費において武道弓道履修関係消耗品費、社会教育費において自主文化事業公演委託料などを増減額補正するものであります。

諸支出金は、地方財政法の規定による財政調整基金積立金、交流拠点施設整備基金積立金などを増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表、債務負担行為補正については、第5地区防災拠点施設用地取得事業、三股町都市計画用途地域等変更事業を追加し、限度額を定めるもので、L G W A N機器リプレースにおいては、消費税改正により限度額を変更するものであります。

次に、第3表、地方債補正については、島津紅茶園切寄線道路整備事業ほか1件は、事業費の補正、臨時財政対策債は発行可能額決定により、それぞれ限度額を変更するものであります。

次に、議案第73号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億4,825万5,000円に歳入歳出それぞれ1億2,794万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,620万3,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、平成30年度収支決算により繰越金を増額補正し、一般被保険者第三者納付金の増額により諸収入を増額補正し県支出金を同額減額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、平成30年度国保事業費等精算による一般会計への繰り出し金を増額補正するものであります。

次に、議案第74号「令和元年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億7,938万9,000円に歳入歳出それぞれ238万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,177万8,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料の現年度分及び平成30年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金及び一般会計への繰り出し金を増額補正するものであります。

次に、議案第75号「令和元年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額22億9,199万2,000円に歳入歳出それぞれ8,823万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,022万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国、県補助金、一般会計繰入金及び繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、委託料、基金積立金、及び国県支払基金、一般会計への過年度返還金を増額補正するものであります。

次に、議案第76号「令和元年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,855万8,000円に歳入歳出それぞれ58万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,914万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への繰り出し金を増額補正するものであります。

次に、議案第77号「令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,272万7,000円に歳入歳出それぞれ157万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,430万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成30年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、公共枿設置工事費及び一般会計への繰り出し金を増額補正するものであります。

次に、議案第78号「令和元年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,758万8,000円に歳入歳出それぞれ88万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,847万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成30年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、公共樹設置工事費及び一般会計への繰り出し金を増額補正するものであります。

次に、議案第79号「令和元年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額9億4,650万5,000円に歳入歳出それぞれ596万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,247万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を減額補正し、平成30年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、舗装補修委託料及び一般会計への繰り出し金を増額補正し、公債費の償還金利子を減額補正するものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し同大臣が委嘱することとなっております。

現在、人権擁護委員であります大隣雅春氏が、令和元年12月31日付をもって任期満了となるところであり、引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

現在、本町の人権擁護委員として要職にある今村理絵氏の任期が令和元年12月31日付で満了となっております。

氏につきましては、今期満了をもって退任されることとなりますが、2期6年間にわたり、常に自由人権思想の普及に努力され、これまでの崇高なるご尽力に対し、敬意を表する次第であります。

そこで、後任につきまして、種々人選の結果、竹ノ内鈴子氏を最適任者として推薦いたしたく、ここに人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、23議案と諮問2件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告4件を提出をいたしております。

報告第6号「平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、報告第7号「平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について」、報告第8号「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について」、報告第9号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」の報告4件につきましては、それぞれ関係法令の規定に基づき報告するもの

でございます。よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） ここで補足説明があれば許します。白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、補足説明をさせていただきたいと思えます。

諮問第3号「人権擁護委員の推薦について」でございます。

竹ノ内鈴子氏につきましては、現在、梶山にお住まいでございますが、シンガポールでの生活を経験されており、当地では、ジュロンバザールグループに長年所属され、その功績に対し表彰を受けておられます。ジュロンバザールグループとは、1970年代、当時のジュロン地区の低所得者の生活や知的障害者センターの悲惨な現状を改善すべく、資金調達的手段として、日本人主婦らが、古着や使い古しの雑貨類を収集し、リサイクルバザーを始めたのが発端でございます。歴史あるボランティア団体として高く評価されている団体でございます。

また、現在、地域サロンあじさいの会の代表として、お菓子づくりや清掃活動を通して、地域とのかかわり合いや梶山小学校放課後子ども教室の教育活動サポーターとして務められております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、請願第1号について、提出者の趣旨説明を求めます。上西議員。

〔10番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（10番 上西 祐子君） 請願書の紹介議員になりましたので、ここで趣旨説明いたします。

国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書です。

高すぎる国民健康保険税が国民を苦しめ、滞納への罰則によって、保険証を取り上げられた人が受診が遅れて死亡するなどの悲惨な事態が相次いでいます。国民健康保険は、無職者、年金生活者、非正規雇用労働者など、低所得者が多数加入しています。ところが、1人当たりの保険料は、協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍に上ります。

国保税には、家族人数に応じて負担がふえる均等割があり、子育て世帯などでは、国保と協会けんぽの保険料の格差は2倍に広がります。

こうした問題を解決するために、全国自治会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、1兆円の公費投入など、国の財政支援により、国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げることを求めています。

高すぎる国保税を引き下げ、格差を解消することは、国民の暮らしと健康を守り、国保制度の

健全な運営と医療保険制度安定のためにも不可欠です。

以上の趣旨から、以下の事項について、国及び政府に対して、意見書を提出していただくようにお願いいたします。

請願事由、1、国保への公費支援を1兆円増額し、国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げてください。

2、国保税を高くする原因となり、子育て世帯などに過酷な負担となっている均等割、平等割、世帯割を廃止してください。

以上のとおり、地方自治法第124条により、請願書を提出いたします。

よろしくご審議の上、承認していただきますようお願いいたします。

以上で終わります。

日程第4. 決算審査報告

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、決算審査の報告を求めます。茨木代表監査委員、お願いいたします。

〔代表監査委員 茨木 健君 登壇〕

○代表監査委員（茨木 健君） おはようございます。平成30年度決算審査について、監査報告を申し上げます。

一般会計、特別会計及び基金運用状況につきまして、6月28日に町長より審査依頼があり、7月2日から7月31日までの間、決算審査を行いました。また、水道事業会計の決算審査についても、同じく6月28日に町長より審査依頼があり、7月4日に審査を行いました。決算書、事項別説明書、証拠書類、諸帳簿及び関係書類等を審査した結果、いずれの会計におきましても、正確・適正に処理されていることと認めましたのでご報告いたします。

さらに、財政健全化判断につきましても、8月19日に、健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行いました。審査の結果、報告第6号及び第7号のとおり、早期健全化基準、経営健全化基準をそれぞれ下回っており、町の財政状況が健全であることを確認しましたので、あわせてご報告いたします。

なお、詳細につきましては、別紙審査意見書をご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） それでは、しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時41分休憩

〔全員協議会〕

午前10時43分再開

○議長（重久 邦仁君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって、本日の会議を散会します。

午前10時43分散会

令和元年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和元年9月9日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和元年9月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君

高齢者支援課長 …………… 川野 浩君 農業振興課長 …………… 上原 雅彦君
都市整備課長 …………… 福永 朋宏君 環境水道課長 …………… 西畑 博文君
教育課長 …………… 鍋倉 祐三君 会計課長 …………… 米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

それでは、発言順位1番、堀内和義議員。

〔2番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（2番 堀内 和義君） おはようございます。発言順位1番、堀内和義です。初めての一般質問になりますが、6月議会では先輩議員の質問を聞いて参考になりましたので、今回初挑戦となり、ようやく出番が回ってきました。それも一番くじでございます。大変光栄であります。緊張の連続でもございます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問してまいります。

まず、初めに県道12号都城東環状線についてですが、この環状線は都城市街地西側から半時計回りに南側を経て、三股中央を通過して、都城インターチェンジ付近を終点とする主要幹線道路です。現在、終点部付近については国道269号線の蓼池から都城市との境付近まで整備されていますが、一部区間が未整備となっております。別紙一覧ですが、未整備部分の空中写真を添付しておりますので参照していただきたいと思います。

撮影場所は、前目の正信寺前の信号機手前からドローンで120メートル上空から撮った写真でございます。写真下のT字路の横に走っている道路が都城東環状線で、縦の道路が県道財部庄内安久線でございます。未整備部分については、T字路信号機を旭ヶ丘運動公園方面に真っすぐ通り抜けて、国道269号線の蓼池につなぐ区間となっております。30年来の構想であります。いまだに未整備で進展がありません。

未整備区間は旭ヶ丘運動公園の区域内を通過してから、三原蓼池地区の住宅地域を通ることで課題も多いと思いますが、整備されると周辺道路における渋滞が解消されます。県道財部庄内安久線ともつながっており、今後ますます交通量はふえ続けると思われ。整備されますと、三

股町内の住宅密集地から都城市都北町方面への通勤、都城市内に通う高校生の通学にとっても利便性が数段とよくなります。車の通りがスムーズになれば交通事故も減ります。

都城盆地の中心は、都城インターチェンジ近辺であり、救急病院、北消防署もインター付近に移転しましたし、JA都城も移転計画があるようでございます。また、蓼池工業地域の真ん中を通る重要な道路でもあり、地域活性化、経済効果はもとより生命、財産を守る動脈でもあります。

このような主要幹線であることは町長も十分ご認識されていると思いますが、三股町としてどのような取り組みをされているのか、お伺いします。あとは、質問席でさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。ただいまの堀内議員の県道都城東環状線の整備について、30年来の構想である県道都城東環状線の未整備区間があるが、町長として認識を伺うとの質問にお答えいたします。

先日、担当課から都城土木事務所に県道都城東環状線の未整備区間、先ほど言われましたように前目から三原に抜ける道路ですね。この整備構想があるかという問い合わせをいたしました。県としては構想、計画はないと、回答でありました。担当課でも構想、計画について承知している職員もなく、県から町への打診もないことから、私としても認識、承知はしていないところで

す。げなげな話として聞いたことはありますけれども、緊急性、重要性、経済性、優先性などの観点から総合的に判断すると、現在は町から県に要望していることを優先すべきだというふうを考えております。つまり、町では生活道路、通学路として重要である国道269号線、県道33号線などの国道整備、減災防災国土強靱化の観点から沖水川のしゅんせつ整備、アスリートタウンみまたの拠点である旭ヶ丘運動公園陸上競技場の整備の3点を最重点項目として要望しているところであります。いわゆる議員のいわれる旭ヶ丘運動公園を通過する道路整備については、今のところ町として動く予定はございません。

なお、毎年地区座談会を開催しておりますけれども、町民からの未整備区間といわれる道路の整備についての要請、意見は全くありません。また、都城市と県会議員の県議、市と町の議長を交えた都城市三股町行政懇話会議においても、話題になったこともございません。よって、(2)の県への要請あたりだけは全くしていませんし、予定もありません。

また、関連質問の3、4、5については未整備区間の整備を前提にした質問であることから、回答は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 今、町長の回答なのですが、そういうことで県のほうからも打診もない。また、町としてもそういうことでしないということですね。ですが、地元においては以前からそういう話は出ております。ですから、地区座談会等で何も出てないからしないというのではなくて、非常に関心のある道路でございます。そういうことで、町長との、地元との認識の違いがかなりあるんじゃないかなというふうに思っております。

そういうことで、次に入りたいと思うんですが、今後非常に大事な道路であるということは知っていただきたいんですけども、別紙に県道都城東環状線周辺の交通量推計について、県道路建設課からいただいたものを添付しましたのでご参照いただきたいと思います。

別紙2でございます。国道10号線から国道269号線は、非常に交通量が多く、渋滞箇所が多くあります。平成27年度のセンサスですが、四角の青色枠内の数字が1日の交通量です。都城東環状線が8,104台、黄色の県道財部庄内安久線の今市方面から前目の正信寺前を通る車両が1万1,120台、国道269号線が1万3,680台となっております。ほかの主要道路については、見ていただきたいと思います。

環状線の未整備区間が解消されますと、黄色枠内の数字が減少すると見込まれる台数でございます。前目から国道269号線の神之山交差点付近で2,600台、神之山交差点から国道10号線の都北交差点までが2,100台と主要渋滞箇所が大幅に解消されます。

調査から4年たっていますので、現在ではさらに交通量がふえ、渋滞もひどくなっているものと思われま。整備後の交通量が解消されますと、救急病院北消防署から三股町内に向かう時間が5分短縮できるといわれております。1日の中での5分は大した時間ではないと思われま。緊急時の5分は非常に大事な時間でありま。救急車が現場に5分早く着き、救急病院に5分早く到達すれば助からない患者の命も助かりま。火災現場においては、5分経過したら部分焼が全焼になります。まさに、生命と財産を守る動脈です。命の道でもあります。皆さん、どう思われま。どう判断されま。か。

よく考えてみてください。生命と財産を守る環状線です。単なる渋滞緩和だけの道路ではありません。町民の生命、財産を守ることは私たちの使命であり、大きな責任でもあります。町長、どう判断されま。か、お伺いしま。す。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまお示しになった資料・図面、今回の一般質問である県道都城東環状線の構想の有無について問い合わせたところ、先ほど申し上げましたとおり構想計画はない。県のほうはですね、と回答でございました。

そして、都城土木事務所が昨年実施しました交通量調査の図面、つまり議員が示し提示されて

いる図面の提示がありましたが、この図面の意図、目的内容についての説明は特にございませんでした。この図面に添付されていた文書、県道都城東環状線の交通量、推計結果について、これは令和元年4月29日道路建設課がまとめたものでありますけれども、これによりますと国道10号都北交差点と国道269号神之山交差点付近の渋滞緩和に向けて、どう取り組んでいくかという視点から作成された図面だということがわかります。

このように、こちらから問い合わせしなければ全く資料も図面も県のほうからいただけませんし、県としての動きは全くございません。ですけれども、一応こういう資料をつくったということでもありますので、今後、県がどのように動くのか、構想をつくられるか、そのあたりは町としても十分注視してまいりたいと。また、この構想というのは単に示されている図面一枚だけで、構想ができ上がるのではありません。費用対効果を含めて、いわゆる議員今言われました要するに救急搬送のときに5分短縮される。それを実態的にこの構想の中に盛り込む、また経済の道であれば、経済としてどれだけの効果があるのか、要するに費用対効果1以上じゃないと事業は実施できません。そういうふうな具体的な構想等を県のほうで調査されれば、それについて協力することはやぶさかではありません。

そういう意味合いで、ここに町のほうでつくりましたこれは基本構想でございますけど、アグレッシブタウンの基本構想ですが、いちお構想というのは単なる予想じゃなくて、やはりこれだけのものにまとめていく、それがあってこそ補助事業等取り組めるわけですから、まだまだ口頭だけでのお話だけでは説得力がないと。要するに、やはりしっかりとしたデータにも通じたところで取り組むべきだというふうに思っています。

そういう意味から、また交通調査を今回県のほうがされましたので、その後の動き、どのように動かれるのか、その辺を注視しながら、もちろん県とも連携をとりながらやっていきたいというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 町長としては、生命と財産を守る道路であるということは、ご理解はいただいているということによろしいのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほどから申し上げましたように、今何をすべきかというところで動いているわけです。今、中心市街地あるいはまた立地適正化計画に取り組んでいます。そして、また二、三日前に知事との懇談会もございましたけれども、その中で出たのもこの県道33号線の歩道整備、そちらのほうを重点的にやってほしいという住民の声がございました。何が一番重要なのか、あれもこれもというんじゃなくて、選択と集中という意味合いから、今は先ほど言いました3点の重要要望項目、それに集中したいというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 町長自身と私の考え、また住民の考えとの間には開きがあるような感じがするわけでございますけども、先ほどから必要性については酸っぱく申し上げておりますけれども、町内における経済効果がどのくらいあるのか、試算はされているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど申しあげましたように、3、4、5は構想の前提を、構想があるという前提のもとに質問ですから、それについては回答できないというふうに答えたとおりでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） ということは、町においては試算はしないということよろしいですね。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 構想をつくるのは県の仕事ですから、県のほうが動く、そういうふうなスタンスがあれば連携をとりながら検討はいたしますというふうにお答えしたところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 30年来の構想ということで何回も申し上げておるんですけども、都城志布志道路もある程度めどがついたようでございます。道路行政の視点を、都城三股広域都市圏に向けて邁進してはどうかと思っております。環状線は全線がつながってこそ環状線といえるのではないかと思います。

都城市、三股町が連携して、県に陳情する絶好の機会ではないかと思いますが、先ほど町長は余り必要でないということでありましたけども、そういうことで、やはりこういう機会を逃さずにやるんだということはどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 必要でないとは言っていないですよ。ただ、うちのほうの計画に今のところ載っていない。そしてまた、町としては県の動きを注視しながら連携をとっていきますという話なんですね。要するに、先ほどから言いましたように、何か補助事業をやるとなったときには、しっかりした基本構想をつくっていただいて、それに基づいて、それより多くの費用対効果も含めて優先性、そしてまた重要性、そういうもので納得できる内容であれば事業化に向けてできるでしょうけど、今のところ全く白紙でございますので、全くそういうふうな検討のしようがないというようなことでございます。

先ほど申し上げましたように、議員が示された資料自体も、町のほうからお話がなければ県は示さないわけですから、全く県の動きが見えないという状況でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 今後、データがあって住民からの要望、また皆さん方の要望があれば、町としても考えるということで解釈してもいいんじゃないかと思うんですが、私最初の質問でちょっと勉強不足もありましたし、要を得なかったんですが、次の機会に進捗状況等確認させていただきます。そういうことで、まだまだ勉強が足りませんので、そういうことで私自身もいろいろ研究勉強させていただきます。

それでは、続きまして2番目の勝岡新坂の道路整備について質問をいたします。

勝岡新坂の勝岡納骨堂南側公道の交通安全施設の設置については、地元から再三要望が出ていますが、なかなか実現できず現在に至っております。現場付近は、交通量も多く、急勾配の坂の中腹にあり、しかもカーブになっており、見通しが悪く大変危険な場所であります。小中学校、高校生の通学道路でもあり、前目方面から来る児童は横断歩道を渡って南側の歩道に渡らないと通学できません。

先般、第6地区の勝岡、蓼池、前目、三原、餅原自治公民館、交通安全協会第6地区支部、勝岡小学校PTAにおいて信号機設置の署名運動を行い、1,883人の署名が集まり、7月31日に都城警察署へ提出したということでございます。1,883人という多くの方の署名が集まったということは、地元住民の切実なる願いがこもっております。軽視できない状況でもあります。再三の要望にもなりますが、警察署への要望については機会を逃さないよう十分な対応をお願いしますが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 勝岡新坂の横断歩道における信号機の設置要望につきましては、都城警察署へ要望を重ねてきたところでございます。今年度は、上米公園前交差点への信号機設置要望とあわせまして、住民、学校PTAによる署名活動を実施し、勝岡新坂におきましては第6地区の住民、勝岡小学校PTAで、こちらの方の数字の確認ですが、2,449名の署名を、また上米地区公民館におきましては400名の署名を集めたところでございます。

7月31日に町長をはじめ、前目地区公民館長、上米地区公民館長、勝岡小学校校長、勝岡小学校PTA会長、総務課職員で署名を持って都城警察署に要望を行ったところでございます。結果としましては、警察側も危険箇所と認識はしており、要望内容は県警本部へ随時報告しておるとのことでございますけれども、県の設置計画には至っていない状況にあるとの回答でございました。

勝岡新坂の件につきましては、通学路であることから夏休み明けより登校時間にあわせて、現

場の現状把握とドライバーに対する意識づけのため、警察官による指導を実施する旨の回答と、上米公園前交差点を含め信号機設置以外の対策について検討すべきではないかとの提案もあったところでございます。勝岡新坂におきましては、夏休み明けの8月26日より30日の5日間、朝7時から7時40分まで、6名ほどの警察官による街頭指導が実施されたところでございます。1日の車の往来は約700台であったとの報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 県の設置計画にはないということなんですが、やはりこれだけの署名、私も別紙3に現場付近の空中写真を添付しておりますので、見ていただきたいと思うんですが、これが航空写真でございます。

先ほど120メートルの上空ということだったんですが、これも大体120メートルの上空でございます。中央写真の三差路の左角が勝岡納骨堂です。納骨堂の隣に横断歩道がありますが、白線が消えかけておりわかりづらいと思います。ちょうど、この真ん中あたりになります。真上に進むと勝岡小学校、下に進めば岩下橋方面です。左折すれば前目方面で、左側の都城東環状線とつながります。

現場は急勾配の下り坂でカーブになっており、見通しが悪いところです。写真の中央の上が坂のてっぺん付近で右側には交通安全地蔵が建ててあります。ちょっと、別紙3の中で左側に交通安全地蔵尊があるが書いてあるんで、これは右側の間違いでございます。訂正方よろしく願いいたします。

地蔵尊から横断歩道までの距離を、私巻き尺ではかったところ約125メートルありました。下りカーブを曲がって横断歩道が確認できる距離となりますと、60から70メートルくらいしかありません。小さくてわかりづらいんですが、坂の真ん中あたりに車が走っております。ちょうどここあたりになるんですけども、よくわからないかもしれません。この付近でようやく横断歩道が確認できる距離となります。毎日通っている運転者は道路状況がわかっていいんですけども、初めて通る方は横断歩道のラインも薄く消えかけており、児童が横断歩道に待機しているということを確認するとなると、50メートルもないということです。

都城警察署の交通課の方に確認したんですが、車のスピードが時速40キロの場合、相手を確認してブレーキを踏んで停車するまで17メートル、1秒間に11メートル走るそうでございます。これが、時速50キロでは24メートル、秒速14メートルになるそうですから、少し油断をしたり判断がおくれると危険な距離にもなります。

現場は下りで、雨降りで見界が悪いときにはさらに条件が悪くなります。急に歩行者に気づき、急停車しても危ない距離で、前の車が横断歩道の手前で停車していれば追突事故にもなりかねま

せん。事実、児童が横断中に追突事故があり、幸いにして車の物損事故だけで、児童にけがはなく、大事を逃れたと聞いております。道路状況を考えるとカーブを緩和し、見通しをよくすることも重要となります。大きな事故があつてからでは取り返しがつきません。

それと、別紙4に8月26日から28日の3日間、横断歩道前で車の交通量調査をいたしましたので、参考にさせていただきたいと思います。午前7時から7時40分の40分間に平均して700台の車が通過をいたしました。児童生徒が通学する時間帯の7時15分から7時40分の25分間では480台です。1分間に19台、実に3.1秒に1台の車が通ります。横断歩道は歩行者優先ですので、歩行者があれば車は止まるのが交通ルールですけども、なかなか車は止まってくれません。

毎朝見守り隊の皆さんが交通整理をしてくれますから、常識ある親切なドライバーは止まってくれるからいいんですけども、とても子供たちだけで渡れるような場所ではございません。信号機の設置は絶対必要でございます。ただ、信号機を設置するだけでは解決にはなりません。カーブの間は交差点改良もセットにした道路行政を検討しなければならないと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 勝岡新坂道路整備の関係で、急カーブを緩和する道路整備についてということでご質問いただいております。

現在の新坂道路はカーブと高低差が混在する道路であります。三股町町道の構造の技術的基準を定める条例というものがあまして、その基準自体を今満たした状態であります。設計速度で走行すれば安全であるため、多大な費用がかかる改良工事は町としては現在考えておりません。危険が伴う区間であるので、これまでも交通規制線を引き直したり、学校、警察及び地域住民による通学指導を行い、危険を事前に回避し、事故のないように取り組んでおります。

最近の動きとしては前の質問で総務課長が回答しております。今後は、さらに先ほど下りの件の話が出ましたけども、横断歩道があることを注意喚起する表示などを検討していかなければならないというふうに、都市整備課としては考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 道路行政としては考えていないということなんですが、先ほど空中写真もありましたよね。非常にカーブになっております。急勾配です。それと、この交通量調査です。できれば、町長、教育長、朝の時間帯にあそこに行っていただけますか。非常に危ないです。言ったように3.1秒に1台の車が通ります。やはり現場を見ることからその行政の道路関係も考えていただきたいんですけども、私から見るともう非常に危険なところでございます。

それと、道路南側に歩道があるんですけども、幅が2.5メートルということで、歩行者と自

転車通行が兼用になっております。歩道には、排水溝もあって、ふたはしてありますけれどもでこぼこで道路側にはコケも生えておまして、決して整備された歩道とは思えません。朝、小学校に向かう児童は坂を上り、てっぺんからは急な下りでカーブにもなります。中学校、高校に向かう生徒は自転車通学で逆方向になりますので、坂の途中で児童と交差します。最近の児童生徒のかばんは多くのもが入っており、重くて歩くにも自転車に乗っていても不安定になりがちです。歩行者、自動車兼用の歩道2.5メートルでは狭すぎます。特に雨の日は児童は傘を差し、自転車はかっぱを着て前が見えにくい状況で、自転車は滑りやすく危険です。1メートル拡張して3.5メートル幅に改修する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 勝岡新坂道路整備について、現在ある歩道を3.5メートルに拡張工事はできないかというご質問についてお答えいたします。

現在の勝岡新坂については、歩道の幅員はちょっと若干ばらつきがありましたが、2.7メートルで確認をしております。三股町町道の構造の技術的基準を定める条例第11条に、歩道の幅員は歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとあります。よって、現在の幅員で基準を満たしているため、現在のところ拡張は考えておりません。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 先ほど言いましたように、2.7メートルということであるんですが、あそこを排水溝が通っていますよね。一带にこれぐらいあると思うんですが、あそこは自転車は多分通れないですよ。でこぼこしてですよ。ですから、実態の長さが2.7メートルあって、中はのり面がありますのでもう横は通れません。実際通れる幅ですよ。それがどうかということなんです。一带に道路の脇は20センチぐらいはコケが生えていますし、ぎりぎりは通れないですよ。

ですから、実際通れる幅がどれくらいあるのか、ただ基準では交通量に対してよろしいということなんです。そこあたりもやっぱり加味していただかないと、あそこは下りなんです。危ないんです。雨が降ったら滑ります。ですから、通常条件とそういう悪条件の中の問題と、ある程度やっぱり加味していかないとメーター数が2メーター70からいいよということじゃないと思うんですよ。そういうところはいかがでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 現状としまして、確かに朝の時間であると、小学生の通学生は上に上る方向、例えば中学生でいきますと下る方向ということになっております。確かに法律的

なところでいくとあれなんです、正式に歩道というものをつくと、歩道と車道の間にある狭い白線帯がありますけども、自転車は軽自動車と一種でありますので、本当はそこを通らないといけないというのが原則になっております。やむを得ない場合は、歩道を通ってもいいというのがあるんですけども、やむを得ないということで歩道側を自転車が通るのであれば、それなりに自転車で通る側も注意をして、中学生ですけども注意をしていただければというふうに考えております。

先ほど、水路のところも話もありましたけども、それを除いても基準的には2メートルという確保はできておりますので、まだ大丈夫と、今の幅員で大丈夫というふうに考えております。あと、もう一つ道路構造令で2メートルの次の基準で3.5メートルというのがあるんですけども、それは歩行者が多い場合という表現が道路構造令ではされております。これどういう想定かというと、例としまして大きな病院前とかいうのが挙げられておまして、同時に車椅子が2台と人が2人、その4人が一斉にすれ違える幅ということで3.5メートルという幅は想定されておりますので、今の勝岡新坂の下りの部分の歩道でいくと、何とか対応できる範囲じゃないかというふうに今思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） この件については、今後また十分検討をしていただきたいというふうに思っております。先ほどから申し上げておりますように、道路の南側には歩道があるんですが、反対側の北側には歩道はありません。小学校が近くにあります。学校近辺の通学道の両サイドには歩道を整備する必要があるんじゃないかなというふうに思っております。先ほどから言いますように、勾配のある坂道、カーブを考慮すると北側にも歩道があつてしかるべきだと思います。

ちなみに、高城高校に通う自転車通学の生徒は左通行ですので、横断方向を渡って北側を通ります。車の往来が激しい時間帯は大変危険であります。信号機設置、カーブの緩和、歩道拡張、歩道新設等、解決策は多くあります。しかしながら、大きな予算も伴います。何が、最善なのか、十分検討していただきたいと思えます。

今後、十分な解決策が得られることを期待しておまして、この件についてもまだ私も調査が足りませんので、いろいろ調査をしまして、次の機会に進捗状況等確認をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、3番目の質問に入ります。警戒レベルを用いた避難勧告等の発令についてお伺いします。

避難勧告に関するガイドラインが平成31年3月に改訂され、住民はみずからの命はみずから

が守る意識を持ち、みずからの判断で避難行動をとるとの方針が示されております。ことし、5月から気象庁が大雨洪水警戒レベルを5段階で表示するようになってから、三股町においても7月3日の記録的大雨で警戒レベル4の避難勧告、8月5日の台風8号において警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始、そして8月14日の台風10号においては警戒レベル3と、長田地区においては警戒レベル4の避難勧告が発令されておりますけれども、避難者の方はみずからの判断で避難されたのかどうか、避難所における避難者の人数、性別、年齢等、差し支えなければ教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、まず7月から8月に大雨、台風により発令された避難準備、避難勧告による避難状況についてお答えしたいと思います。

まず、7月1日の大雨のときでございますが、土砂災害危険度の高い地区、これが3地区、4地区、5地区、6地区を対象としまして、6つの避難所を開設したところでございます。避難者は延べ4世帯の4名でございました。次に、7月3日から4日の大雨時には町内の一時避難所11カ所を開設し、避難者は延べ29世帯、52名でございました。8月5日から6日の台風8号におきましては、土砂災害危険度の高い3地区、4地区、5地区、6地区を対象として5つの避難所を開設し、避難者は延べ12世帯、20名でございました。8月14日から15日の台風10号につきましては、土砂災害危険度の高い地区3地区、4地区、5地区、6地区を対象としまして、5つの避難所を開設し、避難者は延べ15世帯の33名でございました。なお、性別的などところは細かい数字はあるんですけども、年齢的なものなんですけど、これ各地区によってそれぞればらつきがございまして、頻度的には65歳以上の方々の避難者の割合は大体65%から80%が避難者のうちを占めているというような状況でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 済みません。私ちょっと聞き漏れたんですが、7月1日は4人だったのですかね。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 7月1日は4世帯の4名でございます。

○議員（2番 堀内 和義君） 私も7月3日は6地区の避難所に、分館の避難所に行って、ちょっと確認したんですけども、8人だったと思うんですよね。7月3日ですかね。8人だったと思ったんですが、全体で4人ということでしたので。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、質問があったのは7月1日ということを言われましたので、

4世帯の4名ということで答えたところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 全体としては、6地区としては人数が少なかったものだから、こんなものかなと思ったんですが、全体としてはやはり結構多かったということで、少しは自主避難ということがあって、よかったんじゃないかなと思うんですが、できれば避難者の方のアンケート調査も行って、今後の参考にでもされたらいいんじゃないかと思っておりますけども、実態調査は行っていますか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今回は実施していないんですが、以前同様、避難された方々についてのアンケート調査といたしますか、簡単な調査は実施しております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） ありがとうございます。全体の避難者の中で65歳以上が60から80%ということで、やはり高齢者の方は非常に不安でございますので、そのようになったんじゃないかなと思います。それと、当日は役場職員、それから消防団の方が避難所での待機なり、また夜の見回り等、ご苦勞をいただいております。感謝を申し上げます。

避難準備それから避難勧告を発令する基準、タイミングがなかなか難しいと思われませんが、いつの時点で出すのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 避難準備、避難勧告発令のタイミングにつきましては、災害警戒室災害対策本部の段階に起きまして、降水量、河川水位、風速、雨雲の動き等のネット情報、そして警報、警戒発表及び県のホットラインと避難時の危険性の少ない時間帯などを総合的に判断しまして発令をしております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 早い発令は大変いいんですが、おくれると生命の危機にさらされることもありますので、十分な対応をお願いいたします。

警戒レベルを用いることになってから日が浅いわけでございますけども、防災情報が住民にうまく伝わっているかどうか、住民の避難に対する意識の変化が少しはあったと感じられるか。感じたままでよろしいですので、お聞かせいただきたい。

それと、9月1日の広報「みまた」には水害、土砂災害の防災情報は警戒レベルで伝えますということで、警戒レベルでの避難タイミングが載ってございましたけども、まだまだ周知徹底とまではいっていないというふうに思います。これから広報紙以外にどのような方法で周知徹底をし

ていくのか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 警戒レベルによる住民の情報提供、周知についてお答えいたします。広報的なところというところでご説明申し上げます。

先ほど堀内議員から言われましたとおり、水害、土砂災害の防災情報の伝え方が令和元年6月より警戒レベルを用いたもの変わったところがございます。

警戒レベルとは、警戒の段階を5段階に数値化し、1から5の警戒段階において避難行動、避難情報を明確化したものでございます。新たな防災情報の周知に関しましては、令和元年6月1日付回覧及び町ホームページ掲載にて実施しておりますが、さらに周知を図るために9月の回覧による周知活動を実施することになっているところがございます。また、通常の警戒レベル、あと勧告指示、避難等に関しましては県の防災メール、あとエリアメール、これは携帯ですね。それとNHK、テレビ関係のテロップ、それとあとは町のホームページ、こちらのほうで随時住民には周知を行っているところがございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 今回警戒レベルということでしたんですが、やはり避難指示、避難勧告を対応していきますと、人間慣れが出てきて、これぐらいでは大丈夫だろうと自分の判断が優先されがちになると思います。ひと昔前は、災害は忘れたころにやってくるといわれたんですが、近年では毎年であります。避難勧告が出る地区は限られておりますよね。ですから、そのような地区については毎年か、定期的に避難訓練をする必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 防災に対する、災害に対する避難訓練ということでございますが、今は、ただいま自主防災組織、やはり行政が全て誘導するのではなくて、地域の方々が自主防災というところの意識づけを高めた上での避難訓練ということをやっていないと、なかなか実用的にうまくいかないというふうに考えておりますので、今行政の取り組んでいるところは自治公民館単位での自主防災組織、これを早急に立ち上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） この自主防災組織というのは、公民館単位ということで、公民館連絡協議会等もあるんですけども、そこらあたりでも話は進めてあるわけですかね。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 行政事務連絡員会議ですね、協議会のほうが2カ月に1回行われるんですが、8月、その行政事務連絡員会議の中で、今回研修という名目で自治公民館長を対象に自主防災組織の立ち上げについてということで、研修会をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 全地区がそういう組織ができることを望んでおりますので、また今後ともそのような指導をしていただきたいというふうに思っております。

それから、今まで出された避難情報ですけれども、割と明るい時間帯に発令されていて、避難する人についてはある程度スムーズに行動できたと思います。これが夜間で風雨が強く、今はほとんど家庭では雨戸を閉め切っておりますので、広報を流しても声が聞こえないと。それと、最近の住宅は二重、三重のサッシになっておりますので、ほとんど聞こえないですね。

台風は接近するまで、ある程度の時間がありますけれども、集中豪雨については急に大雨になることがあるということもありますので、避難情報が出ても大雨の中ではなかなか避難ができる状況ではないと思われれます。逆に避難して危険な場合も考えられます。特に、高齢者や車を運転できない方、障害のある方など、災害弱者は昼間でも避難したくてもできない状況であります。そのような方については、どのような対応をされているのかお伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 高齢者や車を運転できない人の対応はどうするのかについて、ご説明いたします。

高齢者の中でも、特にひとり暮らしの方や移動に時間のかかる方々については、地域の方々の協力をもらいながら、避難支援を行っています。平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられ、必要な個人情報を利用できることや、要支援者本人の同意を得て消防期間や民生委員等に情報提供ができること、災害発生時には本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等に提供できること、また守秘義務を課すことが定められました。

それに基づき、本町におきましても民生委員の皆さんにお願いし、避難行動要支援者名簿作成のための調査を実施し、要支援者の特定や避難する際に家族や近隣の知人など、誰に避難支援を依頼するかなどについて話し合い、地域住民と行政が連携した支援体制の構築に取り組んでいます。

警戒レベル3以上発令された場合、職員が要支援者名簿に基づいて、一人一人に電話連絡し、避難の誘導を行っておりますが、避難の際、支援者がいない場合は、職員が直接避難所まで運んだり、消防団に協力依頼を行っています。また、毎年行われる防災訓練においては各地区の高齢

者の方々にお願ひし、職員同士の連携や本人への電話連絡、避難所への誘導など、実際の災害に確実に支援ができるよう訓練を行っています。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 私、昨年、蓼池の自治公民館長をして感じたんですけども、今避難行動、要支援者名簿があるということですけど、名簿はできれば公民館長にもいただけたら、ある程度支援者の把握ができます。蓼池900戸数あるんですけども、やはり館長は住民一人一人を把握することは困難でございます。本人の同意、また個人情報ともあってなかなか難しい面もあると思うんですが、やはり公民館単位でも共有できるところは改善していただきたいというふうに思っていますけども、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 現在、民生委員の方々をお願いして、47名、五十何名いらっしゃるんですが、そのうちの47名にことしはお願いして協力いただきました。そのほかにも、また公民館長関係者の方々にも情報を提供したいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） そのようにお願いします。

最後になるんですが、7月3日と4日の集中豪雨のときに、町内の小中学校は臨時休校になったんですけども、7月4日は朝から曇りで晴れ間も出ていたんで臨時休校にするような状況ではなかったんじゃないかなと思っております。7月3日の早い段階での態度決定で、もう少しおくらせての決定でもよかったのではないかなと思っております。

6月27日の熱帯低気圧が台風3号に発達したときには、事前に休校になる旨を保護者に伝えてありまして、当日は少し雨が降ったんですけど、通学には全く影響がないということで、朝6時に態度決定して、保護者に連絡をとって休校にしなかったということですね。ちなみに、都城は臨時休校になっております。なかなか判断は難しいと思うんですが、保護者との連絡がしっかりしておれば、早目の決断も少し問題があるのではないかと思います。教育長、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 小中学校の臨時休校の判断について、お答えいたします。

まず、小中学校の臨時休校の判断及び決定につきましては、三股町立学校管理運営規則第10条において、台風等の非常変災、その他の窮迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができると定めております。また、教育長は児童生徒の安全確保のために必要と認めるときは、校長に臨時休業を命ずることができると定めております。

この規定をもとに、7月3日と4日の2日間の臨時休校の判断については、三股町小中学校校長会と三股町教育委員会が情報共有を密に行いながら決定したところでございますが、その過程についてちょっとご説明をさせていただきますが、議員からもございましたとおり、南九州地方は6月末から停滞する全線の影響で雨が続いており、7月1日には本町でも午前7時30分に警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始が発令されました。そこで、7月1日月曜日の午前9時半に、9時30分に臨時の校長会を開催しまして、大雨の対応について当日と翌2日以降についても最新情報をもとに対応を検討していくことといたしました。

そして、翌日の2日、午後12時13分に県から提供された気象庁の情報によりますと、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ地域で数時間続く可能性があるところとございまして、三股町内にも大きな影響があると考えられるため、町、校長会との複数回にわたる協議の上、3日の臨時休校の最終判断を3日の早朝に行うことにいたしました。3日早朝、午前5時23分に三股町へ大雨警報が発令されたため、同じく5時57分に町内の全小学校の臨時休校を決定し、保護者へ連絡したところです。なお、中学校については振替休業日であったため、特別な対応はしておりません。

また、3日の状況でございますが、3日の午前11時には町の4つの地区に警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始が発令され、午後1時30分にはレベル4、避難勧告が発令されました。その後、他の5つの地区にも警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始が発令されました。さらに、4日の昼前まで前線の停滞による大雨が継続する見込みであったため、児童生徒の登下校の安全確保が非常に困難であるとの理由から町、校長会と協議を行い、都城市の対応状況も参考にして翌4日の臨時休校を決定し、3日の午後2時30分に保護者へ連絡したところでございます。

4日、確かに未明から風雨がおさまりつつある状況にございましたけれども、町の避難勧告等が解除されたのは4日の午前8時45分でございます。ですから、その避難勧告等が解除されないと児童生徒の安全ということを考えますと、これを早目に登校といったような判断をすることは難しいということでございました。また、このタイミングになりますと、保護者に連絡するとしても、もう午前8時過ぎでは保護者の皆さん、中には出勤をされている方とかもいらっしゃると思います。その指示の徹底というところは非常に困難でありまして、児童生徒によっては登校をしたり、あるいは登校しなかったりということが考えられますので、危機管理上なかなか困難であるというふうに考えております。

したがって、今回の7月3日、4日の決定により、町内の児童生徒の登下校の安全が確保されたところでございますし、なお授業実数につきましても、各学校とも予備授業実数を確保しておりますので、この2日間の臨時休校は今後の授業実施に影響はございません。このようなこと

から、今回の臨時休校の判断は適正であったと考えております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） わかりました。子供の生命を預かるものとしては大変難しい判断だと思いますが、よろしく願いいたします。避難勧告、臨時休校しなくてもいいことが望ましいんですけども、今からが台風シーズンであります。9月から10月に発生する台風は大型になりやすい傾向らしいです。万全の防災体制をとっていただきたいと思います。

これをもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） これより11時20分まで本会議を休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時20分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位2番、内村議員。

〔8番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（8番 内村 立吉君） 発言順位2番、内村です。まず、8月末に起きました長崎、佐賀、福岡、大雨の被害がありまして、まずお見舞いを申し上げます。一日でも早い復旧ができますことをお祈りする次第であります。

今回、質問につきましては、防災、熱中症、農業の3つだけに質問をさせていただきます。

先ほど、1番議員から質問がありましたけど、重なるような質問もあろうかと思えます。その辺は、いろいろと答弁の中でそれなりに答弁していただければと思っております。

昨年は、西日本豪雨とか日本列島を縦断した台風24号、関西空港が浸水した台風21号、過去10年では最大の被害状況であったといわれております。近年は、突発的に局地的に大雨が降るゲリラ豪雨が発生し、台風が巨大化、土砂災害など災害が拡大し続けているのが特徴であります。明らかに雨の降り方が変わってきております。ことしは、6月の28日から7月4日まで九州に停滞した梅雨前線が活発化しまして、県内で記録的な大雨が続きました。また、台風8号に続き、超大型台風10号が接近しまして、県内全域が強風域に入りました。8月の13日と14日ですね、盆休みだったんですけども、台風が直撃をいたしました。この大雨、台風について、まず対策はどのようであったかということ伺っていきます。

あとは、質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 7月から8月に大雨、台風により講じた対策についてのご質問に、次のように回答いたします。

7月1日の台風時は、大雨警報、洪水警報発表により災害警戒室を設置し、午前7時30分に土砂災害危険度の高い地区、3地区、4地区、5地区、6地区に対し、警戒レベル3による避難準備・高齢者避難開始の発令と同時に、避難所6カ所を開設したところであります。

7月3日から4日の大雨時は、大雨警報発表により災害警戒室を設置し、午前9時に避難所6カ所を自主避難所として開設、午前11時30分に警戒レベル3による避難準備・高齢者等避難開始を発令、午後零時30分、土砂災害警戒情報発令に伴い災害対策本部を設置、午後1時30分に土砂災害危険度の高い地区に対し警戒レベル4に引き上げ、避難勧告を発令しました。さらに、洪水警報発表に伴い、午後5時に1地区、2地区、7地区、8地区、9地区に対し、警戒レベル3による避難準備・高齢者等避難開始を発令し、一時避難所となる11カ所を全て開設したところでございます。

8月5日から6日の台風8号では、大雨警報発表により災害警戒室を設置し、午後6時に土砂災害危険度の高い地区に対し、警戒レベル3による避難準備・高齢者等避難開始の発令と同時に、避難所5カ所を開設、午後9時に災害対策本部を設置し、情報収集及び警戒レベルの引き上げに伴う対応に備えたところであります。

8月14日から15日の台風10号では、大雨警報発表により、午前7時に災害警戒室を設置し、際立って降水量の多かった長田地区に対し、自主避難所として轟木集落センターを開設、午後3時に災害対策本部を設置し、暴風警報発表に伴い、土砂災害危険度の高い地区を対象に警戒レベル3による避難準備・高齢者等避難開始を発令し、5つの避難所を開設。大雨警報、土砂災害警報の発表に伴い、午後9時15分に長田地区に対し、警戒レベル4に引き上げ、避難勧告を発令しております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、対策についてということで、先ほどのあれと似ているわけですが、本部になるわけですね、こちらの役場のほうは、結局ですね。町内の本部ということは、全体的なところをいろんなところを把握していなければいけないわけですが、先ほどの答弁であったように6月だったですかね、公民館、自治会、会議を開かれまして、そういったところで説明をなされたということの説明がありましたけども、いろんなところで災害が起きる状況でありながら、そういう早目にキャッチしなければいけないわけですが、そういうところの状況は公民館長さんがおっしゃられるわけですかね、誰かが役場の方が巡回に回れるわけですかね。

かね。そういう教えられる方がいらっしゃるわけですか。そういう状況を、道路が今どういう状況にあるとか、雨がとか、田んぼがおかしいとか、水利が詰まっているとか、その辺の内容はどのような方が、やっぱり教えていらっしゃる方がいらっしゃるわけですかね。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 大雨、台風ですね、接近中、またそういう際する災害、被害の状況等については、特に役場職員内におきましては総務課、そして都市整備課、あと環境水道課、農業振興課、常時待機しております。職員がですね。その中で巡回もされるでしょうし、町民からの連絡等もあった上で現場の確認とか、そういったものもしていくと。

最終的に、台風が来ている状況、往来中の中での巡回というのは特に職員のほうも非常に気をつけなければいけませんので、大体過ぎ去った後、その後の被害状況調査というのは非常に大事でありまして、どうしても緊急性を要するものについては、即対応はしますけれども、そういったものについては巡回、もしくは町民からの連絡等によって対応はするというような状況でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） ありがとうございます。一番総務課が大変だろうと思うわけですけど、災害が雨風が強くなれば、24時間体制で泊まられて徹夜でもこういう、されると思うわけですよ。そういう、たまたま今回はそういう状況の中でやっぱりちょうど参議院選がありまして、その状況ですね。都城の人たちとも接触する機会がありまして、都城のほうは特にいろいろ竹下橋のほうがいろいろ出ましてやっぱり、そういう危ないという、水位が上がっても危険度が高いというようなことのあるあたりがありまして、そういうのが出まして、やっぱり町長も見られたわけですが、役職の方はきのうは徹夜で泊まられてこういう状況じゃなかったかなというように、その中で出てこられて、そういう判断のもとでなかったんじゃないかなという、今日は、一睡もしてないんじゃないかとそういう話も出まして、やっぱりですね。

そういう状況は皆さんにやっぱり知ってもらわないと、やっぱりですね。出て、私はこういうふうに改めて一般質問したわけでありまして、消防団の方もやっぱりそれなりに地域をこうして回られて、それなりにやっぱり災害に備えて、やっぱり地域のことを守ってくれるといいですか、ことであります。

続き時に、状況ということで伺っていきます。

先ほど、3地区、4地区、5地区、6地区ということで避難勧告、警戒レベル4というようなことでありましたけども、一つずつ答弁していただきたいと思います。

3地区、4地区と聞いていまして、大まかでありまして、3地区のどこ辺、4地区のどこ辺、

5地区のどこ辺とか、テレビなんかに出たときには6地区の、出ましたですよ。都城に行ったときには三股町はいつも出る。といったときには、3地区ちゃどこ辺か、聞かれるわけですよ。そこ辺たいを答えられる範囲内で教えてもらえればと思います。よろしくをお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 災害のレベルということで、警戒のレベル、それをいかに町民の方々に流すかという点においては、先ほど堀内議員のほうにもお話しましたとおり、方法手段としましてはもちろん広報等もございます。それとあと、防災メールという県の防災メールですね。それとあとエリアメール、これがドコモ、au、そしてソフトバンクですね。そういった電話会社のメールを使う。

それとあと、NHKですね、こちらのほうに情報を流します。テレビでのテロップですね。そういった形で、あと町のホームページもあるんですけども、情報の手段としましては5つぐらいそういった手段を講じてやっていくわけなんですけど、こちらのほうでその情報を流す際には、以前も町民の方からその3地区、例えば3地区という地区はどここの範囲なのかというような質問がございまして、これじゃいかんということで、うちのほうは3地区ということで括弧、例えば大鷲巣とか小鷲巣とか高畑とかいう形で書いて流すんですけど、どうもあちらのテレビ局とか、そちらのほうの文字数ですね、そちらのほうに影響しますようで、こちらから流すんですけど、そこ辺が削除されているような状況等もありまして、じゃあもう地区名を除いて地区公民館か、要は地区名ですね、それで流せばいいんじゃないかというようなことでいろいろな方法をやっています。

中には、そういった地区公民館体位での名称で対象地区が出てくる場合もありますし、特にNHK関係についてはどうしても文字数があるのかしれませんが、地区単位でしか出てこないというような状況でございまして、その辺については今後やっぱりテレビ局のほうとも話しながら、そういった地区がわからない方々もいらっしゃいますので、もうちょっと細かく集落名、地区名がわかるような形で表示できないかというのは、今からも話をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） わかりました。いろいろそれらやっているけど、なかなか大まかにしか載せてないということですけども、3地区で、細やかに聞きますけど、3地区はどこ辺がどういう状況というかわかりますかね。どういう3地区はどこ辺のところが災害、そういう4地区はどこ辺がどういう災害状況にあるとか、地区、大鷲巣なら大鷲巣、小鷲巣なら小鷲巣、寺柱なら寺柱、そういうどこ辺がどういう状況っちゃわかりますかね。6地区だったら、6地区はもう大体出ましたよね、6地区どこどこって出たんですよ。テレビにですね。5地区ですか、

5地区は出たんですよ。6地区は、6地区といっても大まかですよ。やっぱり地区地区、地域でわかっただらどこ辺でどういう状況であるというようなことがわかっただら教えていただきたい。わからないですか、それ。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今のご質問なんですけれども、例えば3地区というところが町民の方にはよくわからないので、例えばその中の自治公民館単位で表現できないかということなんですか。例えば大鷲巣、小鷲巣。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） その状況の中で、どういう状況にあつて、そのことがわかれば地区の中で細やかにもっとわかればお教えいただきたい。

○議長（重久 邦仁君） 暫時休憩。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 大変失礼いたしました。今、内村議員がおっしゃった分についてお答えいたしたいと思つます。

先ほど、答弁の中でも申し上げましたとおり、土砂災害危険度の高い地域というところを表現する場合に、三股町内におきましては、3地区、4地区、5地区、6地区、この4地区が対象地域ということになっておりまして、その町民の方々が理解できるための表現としましては、その山手にお住いの方々とか、そういった表現でするのが一番よいのかなというふうには思つておりますが、通常我々が言うのはそういった土砂災害危険度の高い地域、この3地区、4地区、5地区、6地区、それを細かく自治公民館単位でいつても、なかなか理解されない方もいらっしゃいますので、表現としましては山沿いにお住いの方々についてはというような表現をするべきところは考えなければいけないのかなというふうには思つます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） わかりました。土砂災害地、町でしてそういう危ないところは、そういうところつかんで出してあるということの災害区域がやっぱりそういうところであるということですね。わかりました。

それでは、被害状況ということで、被害状況はどのようなようであつたということ伺っていきたい

と思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 被害状況につきましては、先ほど申しました7月、8月、大雨、台風、どれにおきましても災害に相当するような被害報告は確認していない状況でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 被害はないほうがいいわけですから、できるだけ。しかし、まだ今物すごく今問題になっていますから、こういう中で今、災害のことが1番議員も災害のこと、こういう質問をなされまして、やっぱり皆さんが今また台風も大きなのが今から発生するんじゃないとか、大雨が降るんじゃないとか言われてまして、前に2地区で6月の2日に避難訓練が行われました。交流プラザでですね。

たくさんの方が交流プラザに来てくださいました。土砂災害についてのいろいろ話し合いがなされたわけですが、今の状況で災害が起きたときの集合場所やら、避難手段について今子供たちの中で話し合っている家庭というのが少ないということの調査が出ております。やっぱりそういう話し合うきっかけは、学校の防災訓練や地域の災害訓練の中で、やっぱり広まっていくんじゃないかと言われております。

その中で、私ところには、9月6日の日にこういう役場のほうから、第2地区、上米、中米、櫟田、谷というところで、我が家でできる防災訓練、自助の勧めというような回覧板が回ってきました。こういうのがですね。私もこういうことでありましたけど、まさしく1番目に、住まいの安全性ということでいろいろ書かれております。2番目に、各家庭での避難場所の確認とか、避難ルートの確認とか、非常持ち出しの準備とか、避難する前に点検とか、いろいろ書かれております。非常に大切なことじゃないかと思っております。

この前、8月の30日に局長と宮崎県の森林・林業活性化議員連盟が県議会のほうでありまして、その中で、今度の森林環境譲与税のことに際しましての話が出まして、そういう木が温暖化を防ぐ、物すごくそういう役割があるちゅうようなことの説明やら講演やらありまして、そういうことがありまして、話がありまして、これからも森林環境譲与税がまた今度の議会のあれにも上がってきているようなんですけども、また今後はそれをうまく活用していかなければならないんじゃないかと思っております。今後、今温暖化はCO₂の問題じゃないかと言われております中で、それなりに対応していただければいいんじゃないかと思っております。

続きまして、ことしも7月から8月にかけて猛烈な暑さが続きました。猛暑が災害と位置づけられて、大きい災害が起きているのが現場での現実感じゃないかと言われております。地球温暖化がもたらす影響じゃないかと言われております。

連日猛暑が続きまして、熱中症のことが取り上げられました。以前にもこのことは、熱中症問題では質問いたしました。体内の水分が不足して、熱中症やら脳梗塞、心筋梗塞など、健康障害のリスクの要因となるということでもあります。汗で失われた塩分、ミネラルを摂取するために塩分の吸収を助けるブドウ糖が必要であるということです。その補給には梅干しがいいそうでもあります。

本町の現在までの各小中学校における熱中症者数といいますか、判別はなかなか難しいですよ。熱中症は、どこ辺で区別されるのではないかというようなことでもありますが、緊急搬送者数というようなことはどのようであったかを伺っていきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 各小中学校においてこれまでに対応した、昨日9月8日、日曜日も含めてでございますが、熱中症のような症状を訴えた児童生徒数は延べ人数で、三股小学校53名、勝岡小学校9名、梶山小学校8名、宮村小学校11名、長田小学校ゼロ名、三股西小学校45名、三股中学校67名、合計の193名となっております。昨年度1学期間でございますが、469名でございましたので、ちょっと期間は違うんですけれども、比較しますと、276名減少している状況でございます。部活動時間や集会、体育の授業中及びその後が多い状況となっておりますが、この中で救急搬送された児童生徒が2名でございますが、いずれも大事には至っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 全体で193名ですか、去年がちょっと悪い。把握じゃないけど、469名ということですが、276名減ちゅうことですね。この減少の要因というのは、どういうことが考えられますかね。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） まず、対策といたしまして、児童生徒に水筒を持参させ、小まめな水分補給をするよう指導しております。これは例年運動会、体育大会の練習が始まる時期に限定しておりましたものを、今年度は6月より持参させているところでございます。

また、帽子の着用を徹底させたり、体育等の屋外での活動時間を午前中の早い時間に設定するなどの対策を講じております。

また、熱中症は屋外のみならず、屋内でも起こり得ることから、暑さ指数計を教室、廊下、体育館などに設置しており、集会等を実施する際には大型扇風機を使用している学校もございます。

また、体調不良を訴える児童生徒への初期対応のために、保健室には食塩やスポーツドリンク、経口補水液を常備し、症状の悪化、重症化を防ぐよう努力しているところでございます。

また、児童生徒の健康管理につきましては、学校での対策や指導もさることながら、自己管理や保護者の協力が重要でございます。そのため、熱中症予防についての資料の提示や保健だより等を活用しながら、各家庭のご協力もいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、連日のようにテレビとかマスコミ等で熱中症の問題が上げられておりまして、大分そのように対策的なことが、取り組みがなされるというようなことではないかと思えます。

また、三股町におきましても、来年度からエアコンが各小中学校に設置されまして、このエアコンが使用されるというようなことですが、先ほど言われましたように、放課後とか、そういう教室ばかりじゃなくて野外でもそういう起きるとか、いろんところで発生する状況があるというようなことですが、これからも今まで以上にそういう対策というか、管理といいますか、みんなで取り組む姿勢といいますか、そういうことが大切ではないかと思えますけども、どうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 地球温暖化が進むと言われている中で、この熱中症対策というのは学校現場におきましても、非常に重要な問題でございます。議員がおっしゃいましたとおり、来年度からエアコンが導入されまして、室内での対策ということでは十分な対策ができると思えますけれども、やはり野外での活動の時間が問題でございますので、これまでやっておりますとおり、細かな水分補給とか、あるいは症状を訴えた場合になるべく初期のうちに対応するといったような取り組みを今後とも続けてまいりたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今それぞれに対策的にいろいろ取り組んでいるようですが、なかなか現実的には厳しいですけど、状況をつかむというのはですね。万全な体制で取り組んでいただければいいんじゃないかと思えます。

次に、農業問題に行きます。

農産物の自由化は農家が困るだけではなくて、消費者にはメリットだというのは大間違いであるというようなことが言われております。自由化は国民の問題ということで、東京大学の大学院教授の方が述べられております。いつでも安心・安全な国産の食料が手に入れられなくなることの危険を述べたら、自由化は農家だけの問題でなく、国民の命と健康の問題であるということも言われております。

輸入農産物が安い安いと言っているうちに、成長ホルモン、成長促進剤、遺伝子組み換え、除

草剤の残留、防カビ剤、こういうリスクが満載と言われております。食に目先の安さを追求することは、命を削ることでもあると言われております。子供や孫、子孫に責任を持てるかということもと言われております。

また、牛丼やら豚丼、チーズが安くなるかといって、気がついたら乳がん、前立腺がんが何倍もふえて、国産の安心・安全な食料を食べたいと気がついたら、これは大分手おくれであることを言われております。農林水産業を支えることは、国民の命を守ることだと言われております。

農水省が人・農地プランの要件を見直しました。そもそも人・農地プランは、地域の農地を将来にわたりどう守るか、地域の農家が集まって話し合っ決めて決めることであります。誰が農地を引き受けて担い手となるか、ほかの農家の担い手をどう支えるのか、地域農業の将来を共有します。担い手の農地集積を進めるためでもあります。人・農地プランを充実させることを、地域に話し合いを促し、農地地域に結びつけるのが狙いであると言われております。見直しの要件として、3つの要件を示しております。

まず、本町の進め方、取り組み方ということで伺っていきます。

まず、アンケートということで、どのようなふうに取り組んでいくか伺っていきます。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 人・農地プランの見直し内容については、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、中心経営体が地域における農地の集約化、将来のあり方などの方針を定めるものであります。

町、農業委員会など農業関係者の参加のもとで、アンケートや地図を活用し、地域の話し合いの場において、農業者が地域の現況と将来の地域の課題を関係者で共有することにより、今後の農地利用を担う中心経営体へ5割以上の農地集約化に向けて将来方針の作成につなげていけるよう3つの取り組みをすることで、プランの実質化となります。

お尋ねがありました1つ目のアンケートの実施は、人・農地プランの作成に取り組む地区について、おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査を行います。内容といたしましては、年齢、後継者の有無、今後の経営方針、拡大したいとか、経営を縮小し、売りたい、貸したいという意向調査を今年度行う予定としております。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 5年後から10年後の意向調査をやっていくというようなことですね。これは地区別に行うわけですか、アンケートというのは。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） そうですね。基本的には全町を対象にした、農地転作の受け付け時に皆さん、農業者の方が来ていただきますので、その中で行いまして、地区ごとの集計を出

していく予定としております。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） それでは、2番目の現状把握ということではありますが、このことについて伺います。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 2つ目の現状把握は、地区においてアンケート調査や話し合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況をアンケート調査等をもとに地図に落としまして、それによって話し合いをしていくことを来年度計画しているところでもあります。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） それで、3番目の集約方針ということで伺います。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 集約の将来方針の作成は、地区を5年から10年後に農地利用を担う中心経営体にどれだけ任せられるか、50%以上という形の計画を作成いたしまして、先ほどのアンケート調査に基づきまして貸したいとか売りたいという方を中心経営体へまとめていく方向性の計画を実施することとしております。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） これは町内の農業関係者の方でやられるわけですか、それとも外部からのコーディネーターとか、そういう方も入られてやられるわけですかね。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 基本的には、市町村、農業委員会、推進員、またコーディネーターとして県の職員等を含めながら行っていく予定としております。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） そしたら、今、町内の担い手の農地集積率は何%でしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 現在の担い手の集積率は、今ある人・農地プランでの集積率は全体において約45%となっております。地区によりまして担い手の数、圃場条件や高齢化などの理由によって、多いところでは約60%を超えており、少ないところは約35%程度となっているところでもあります。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 多いところと少ないところと、ちょっと差があるようです。その要因は何でしょうかね。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほど述べましたとおり、圃場の条件とか、その地区に担い手、中心経営体の方が少ないということが要因かと思われます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 全国的には、全国の担い手の集積率というのは多分56%ぐらいだったと思うわけですが、三股町は、それからちょっと45%だったら少ないわけですが、今後の目安としてどのパーセントまで持っていきたいというようなこと、構想ありますか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほども述べましたとおり、5割以上を目標として設定したいと考えておるところであります。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 最後になります。

トウモロコシや稲を食害するツマジロクサヨトウですか、国内で初めて見つかったと言われております。ここにも資料が何か提出されておりますけども、このことについてちょっと説明方々お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） お手元のほうに、資料2枚つづりのほうを配付させてもらっておりますが、ツマジロクサヨトウはという形で、こちらのほうは、北米、南米、アメリカ、アジアのほうに分布しておりまして、本年度初めて鹿児島県のほうが一番最初に確認されております。

裏のほうに写真つきでちょっと幼虫の写真が載っておりますけど、トウモロコシとか稲、サトウキビ、サツマイモ、野菜類を食害する幼虫であります。

2枚目のほうに発生状況という形で、鹿児島県のほうがまず最初に7月9日に確認されておまして、鹿児島県のほうでは8月23日現在で25カ所、熊本では6カ所、次の裏のほうで、宮崎県のほうになりますけど、こちらのほうで10カ所という形で、三股町のほうで8月19日のほうに宮村の畑地帯のところで、飼料畑で確認がされております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） いろいろ質問させていただきましたけど、今回防災についてと熱中症とか、農業について質問しましたが、今問題に一番になっているのは、やっぱり一番災害問題じゃないかと思っております。皆さんで災害対策として取り組んでいかなければならないかと思っております。自分の命は自分で守るということが書かれておりますので、またそれぞれお互いに一緒に取り組んでいかなければならないと思います。

質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより昼食のため、13時30分まで本会議を休憩します。

午後0時00分休憩

午後1時27分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位3番、上西議員。

〔10番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（10番 上西 祐子君） 3番、上西です。通告に従いまして、まず初めに国保税について質問いたします。

平成30年度から国民健康保険税の都道府県化がされましたが、これまでも国保税は高過ぎて払えず、保険証を取り上げられたりして、医者にかかれず重症化したりして、全国では悲鳴が上がっております。国保加入者は、自営業者、農家の方々、非正規労働者、高齢の年金生活者など、低所得者の方々が多数加入している健康保険です。

まず最初に、通告しました給与年収400万円、4人家族、240万円の単身の方、年金収入、夫230万円、妻50万円の老夫婦の世帯、その保険税はどうなっているのか、まず最初に質問いたします。

あとは質問席にて質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 保険税について、平成30年度から国民健康保険税が都道府県化されましたが、本町での保険料の変化、これについての質問にお答えいたします。

本町における国民保険の税率は、平成24年度に税率改正を行って以降、税率改正を行っていないところでございます。したがって、指定された条件の家庭については、広域化の前後で影響はありませんでした。

ただし、30年度の国保税の賦課に当たっては、賦課限度額が医療分について54万円から58万円に引き上げられている一方、保険税の軽減判定基準額を5割軽減と2割軽減で引き上げる条例改正をしており、改正により影響のあった家庭があったと思いますが、このことは広域化とは関係がないところでございます。

示されておりますこの世帯についての保険税の額については、町民保健課長のほうから回答させます。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 先ほどの町長の答弁に対して、例を挙げてご説明したいと思います。

言われたように給与年収400万の4人家族の場合は、前後で、30年と29年度、変化はなかったわけですが、課税合計で50万3,000円の課税となっております。

それから、給与年収で240万の家庭に至っては総額で23万4,600円の国保税となります。

それから、想定3番目の年金2人暮らしの家庭でございますけど、年金収入が230万と50万の2人の場合は課税総額が介護分がございませんけど、16万2,300円となっております。

以上、報告します。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 国保税には家族人数に応じて負担がふえる均等割があります。

子育て世帯などでは、国保と協会けんぽの保険料の格差は約2倍に広がります。先ほど年収400万円の家庭、4人家族の保険料が50万3,000円と言われましたが、この中には子供が2人というふうな策定でお尋ねしておりますが、子供の均等割分が2人で6万4,800円です。これはこの人の所得に対しては、所得が233万円と聞いておりますが、この所得に対しては21.58%です。給与収入240万円の単身の方は保険料が23万4,600円、所得が117万円で、この割合は20%です。

それから、年金収入230万円、妻50万円の年金者で、課税所得が77万円で、保険料が16万2,300円、この保険料の割合が21%です。

したがって、この子供が2人いらっしゃる家庭のほうのほうが、子育て世帯でたくさんの所得に対しては保険料が21.58%で、子育て世帯で大変な家庭だと思いますけど、教育費もかかって。国保のほうは21.58で、50万3,000円というふうな金額です。

これに対して本当に今滞納世帯もふえていると聞いておりますが、このことはちょっと後でまた質問しますが、まず最初に、2番目なんですけど、滞納世帯のことをちょっと質問いたします。滞納世帯、ここ4年間、滞納のことをちょっとお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 本町における平成27年度から30年度までの本町の滞納世帯の推移についてお答えしたいと思います。

平成27年度は、28年6月1日現在の滞納があった世帯の数ですけども、706世帯、1億2,176万121円、それから現年度分、過年度分を合わせた収納率は81.12%でございます。

した。同じように28年は631世帯、1億1,046万5,596円、82.49%で、29年度は634世帯、1億1,259万5,002円、82.12%でございました。平成30年度は580世帯、1億1,010万2,868円の82.11%でございました。多少の微増はございますが、大体4年間平均して八十二、三%の収納率でございました。

以上、報告します。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 国保税は今までと変わらないというふうにおっしゃったんですが、県からの要請の金額というふうなのは、その五千五、六百人の国保加入者で分担して納めるというわけですが、大体八十二、三%の収納率だったら、その十何%の差額はというふうな処理されるのか、お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 今の質問に対してお答えしたいと思います。

国保税の税の試算は、現年度分だけを考えております。現年度分の収納を大体九十二、三%ぐらいで想定しております。あとは繰越金対応で対応していったりするんですけど、例えば100万円の税金や納付金が欲しいというときには九十何%でしかありませんので、100万円割る9して110万ぐらいの賦課をかけるような形で税金をかけるようにしております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） そうすれば、本当に国保財政というのは低所得者が多いわけですが、ますます収納率、不足分まで保険者がかぶるというふうなことなんですね。仮に言えば100万円の県に納める金額に対して、前もって税が10%ぐらい足りないから110%の金額で、あと金額をはじき出すというふうなことになっているわけですね。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） はい、おっしゃるとおりでございます。仮に10%足りない部分を賦課しなければ、国保の運営が賄えないことになりますので、そういう形で賦課をさせていただいております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 本当に私たち高齢者になって、65歳以上は大体職業をリタイアするわけですが、そうすれば国保に加入させられます。真面目に一生懸命払っている人たちが、今度は払わない人の分までかぶるというふうなことになっているちゅうこと自体が私も本当びっくりしたんですが、特に国保は今そういう矛盾というんですか、構造的な危機に陥っておるわけで、加入者は低所得者の方が多いと、パート労働、母子家庭とか、農家の方々とか、それから夫婦2人でお店したり食堂したりしている人たちが加入しているわけですが、本当に大体国民健

康保険税が高いと言わない人はないぐらいです。

普通税金は、所得税は5%、それから町県民税は10%、国保税だけが二十何%というのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと、構造的な本当に問題じゃないかなというふうに思うわけですが、町長そのあたりどうお考えでしょうか、町長にお聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 国民健康保険税は、介護保険制度の根幹を支える保険制度ですから、持続させることが大変重要であります。

そういう中で、今言われますように、低所得者、あるいは無職者、また高齢者、そういうふうな方々が加入している保険ということで、所得割、収入関係が少ないものですから、ですから均等割、平等割、資産割というのが賦課されて、一つの制度として成り立っております。これを今の制度のままでやっていくとなると、やはり個人的な負担がふえていく、世帯負担がふえていくというふうに思っています。

そういう中で、お話がありますように、国がそれなりの制度維持のために財政負担をしていただかないと、制度維持が非常に難しいんじゃないかなと思います。そういうふうな取り組み等は、町村会含めて、今いろいろな手だてをやっていらっしゃるところでございます。

ただ、この制度維持、そのためには、やはり収納率を上げると、要するに払えない人から取るんじゃなくて、払える人で払わない人、悪質な滞納者、そういうところにはきちっと制度を維持するために努力したいというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 国保税は、今、町長がおっしゃったように、医療給付、3つに分かれていますよね。医療給付金、それから後期高齢者支援分、介護納付金、介護のほうは40歳から64歳までですか、その3つの金額の合計額ですよ。それぞれにまた所得割、資産割、均等割、平等割、4つの税率、税額をもとに計算されて、所得の低い人は5割軽減とかありますけど、私、今度この質問を用意するのに勉強、前、私、新人のころ国保審議会にも入っていたんですけど、今まで気がつかなかったことが、びっくりしたんですけど、今まで本当に何でこんなこと気がつかなかったのかなというふうに思っているんですが、前は後期高齢者支援分というのがなかったわけですよ。

後期高齢者医療保険ができてから四、五年ですか、この間に後期高齢者支援分というのができてはいるわけですが、この後期高齢者支援分というふうなのに子供にもかかっているわけですよ。

18歳以下のその家の子供、その子供1人分が3万2,400円なんですよ、医療費分と支援分と。

私、収入も何もない18歳以下の子供たちにまで3万2,400円の均等割を課すということ

がちよっと余りにも矛盾しているんじゃないかなと、町長は、本当に子育て支援に一生懸命して下さって、子供たちの医療費の支援も、それから保育料の支援もしていただいて、本当に子育てしやすい町だと言われておりますが、この国保税に関して本当に何で収入も所得も一切ない子供たちがこの均等割で、仮に2人分で6万4,800円ですよね。これが3人になったら約10万近くなるわけですよ。

だから、商売人の方とか、国保に入っている農家の方々なんかは、子供の数が多い人ほど保険料が高いというふうなことになるわけですね。そこら辺を今、町長は、全国知事会とか、そういうふうなことをおっしゃいました。国に要望しているというふうなことを言われました。

2014年に全国知事会が国保に公費を1兆円投入することで、国保税を協会けんぽ並みの負担率にすることを国に要求していると、それから全国市長会の提言の内容ですが、国保の安定的かつ自動的運営ができるよう国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充、強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じること、特に低所得者層に対する負担軽減策を拡充、強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供にかかわる均等割保険料を軽減する支援制度を創設すること、これが全国市長会の提言の内容だということがこのたび私も知ったんですが、このことにおいて、町長ぜひ、今この宮崎県の市町村会においてどういうふうにされているのか、お伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 現在は、この広域化という形で県のほうも入りましたので、この保険者という立場です。今、県と連携しながら、その保険者として各市町村、この保険料が違いますので、そのあたりをどう均一化していくか、そういうふうな取り組み、検討、そういうのもされているみたいです。

そしてまた、そういうふうなこの制度自体を維持するためには、国からの財政負担等々、そういうものについても国保連合会含めていろいろと検討はされているみたいです。

ただし、まだまだその実現には時間がかかるというようなことでもありますので、今ありましたように、子供たちがふえればふえるほど所得割のところの所得自体が減っていきますので、そういうふうになりますと、7割軽減、5割軽減、2割軽減、軽減世帯という形での取り扱いができますので、子供がふえればふえるほど保険料が高くなるという意味ではありませんので、そこは誤解のないようにお願いします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 保健課長に聞きますが、国保加入者は、今、何世帯、何人とおっしゃいましたか。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 5,500ぐらいだったと覚えておりますけれども。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） それに対して18歳以下の子供は何人ぐらいですか。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 大まかですけど、大体600人ぐらいです。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（重久 邦仁君） 暫時休憩。

午後1時50分休憩

午後1時50分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開します。

上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 大体600人ぐらいというふうなことで、完全に均等割がかかっている人はもっと下がると思うんですが、さっきの所得関係、課税所得の低下でかかると思うんですが、子供1人が3万2,400円ぐらいの均等割、それが仮に600人としても1,800万円なんですよね。

それで、これを国の制度、国にも申し入れていくわけですが、とりあえずこの1,800万円ぐらいのお金、均等割を子供たち、医療費分はともかくも後期高齢者支援分までその子供たちに課すということ自体が私はどうも納得いかないんですが、そこら辺の補助ができないのか、今三股町の健康保険の基金は幾らありますか。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 正確な数字は覚えておりませんが、2億弱あります。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私、前国保審議会に入っていたときも、基金が1億8,000から1億9,000万円あったと記憶してるんですが、そのときになぜ基金を取り崩せないのかで聞いたときに、何か伝染病とかがはやったときに医療費がふえるから基金を積み立ててるんだというふうなことを聞かされたわけですが、私が議員最初になってからもう16年ぐらいなるわけですが、ただの1回もそういうことはないわけですよね。2億ぐらいの基金があったら、せめて18歳以下の均等割ぐらいは何とかそれで回していけないもんだらうか、そういうふうなことを思うんですが町長いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君）　そういう提言は初めて聞きましたので、まだ全く見当はいたしておりません。

○議長（重久 邦仁君）　上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君）　つい最近聞いたことなんです、隣の鹿児島県の曾於市が均等割を無料にしたそうなんです。均等割をですね。それから、宮崎県では新富町が7割軽減というふうなことを、本当に保険税が高いというふうなことでやり始めてるんです。

やっぱり基金が積みあがってる自治体、それから子育てに一生懸命、やっぱりいかに子供の保険料を安くするかというふうなことについて、もう全体的に構造的に国保財政が大変な事態だというふうなことは皆さん認識されるようになってるわけですから、そういうふうなことを今全国的にするようになってるんですね。

だから、特別調整基金これもあると聞いてますが、そのあたり何とか、ここ一、二年でそういうふうなことを勉強していただいて、国保税の均等割、子供たちの均等割だけでも何とか考えていただけないかなというふうなことを思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君）　町長。

○町長（木佐貫 辰生君）　ただいまの質問ですけれども、近隣市町でも取り組んでるところがあるということでございますので、一応勉強はいたしますか検討はさせていただきたいと思えます。ただ、基金というのはやはり使えば使うほどなくなるわけですから、医療保険をずっと今のところ維持するというような体制で進めております。

そして、一般財源から国保財政への繰り入れてというのは全く考えてませんので、要するに国保は国保の中で運営していくと、それが我が町のスタンスで今までやってきましたので、ただそういう中でこの均等割をなくすとなればどこをどう補填するのか、それが均等割なくすことによって今度は所得割のほうに負担がいく可能性もあります。あるいはまた、そちらのほうの補填をどこからどうするのか、そういうなのとか検討すべき課題も結構あるかと思えます。そういう意味合いではすぐに結論は出せませんけれども、一応ご提言は承っております。

○議長（重久 邦仁君）　上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君）　とにかく国に対しても、保険、国保税が高いというふうなことは申し立て、今度もその請願も出してありますが、とにかくみんなでこのことを考えていかないと20何%の国保税を払うというふうなことは、もう先々限界に来るんじゃないかなと。国保税は払ったけど今度は医者にかかることができないというふうな人たちがふえてくるわけですから、ぜひひとつみんなの、5,500人ぐらいの人ちゅうたら三股の人口の約20%ぐらいですよ、だから本当にこれからまた高齢者もふえていくわけで、ぜひひとつ子供たちのことも含めて検討していただきたいと思って、この質問はまた次回もするかもわかりませんが一応

終わります。

次、2番目の歯科検診のことについて質問いたします。

口は健康のシグナル、全身の病も口とつながっているといわれています。年取って歯を失い、かむことができなくなった途端食が細り、ストレスや健康障害が出てきます。口を命の入り口とするか病の入り口とするか、痛みや障害が出る前に定期的な専門的な口腔ケアが必要だといわれております。

NHKのためしてガッテンで放送されたように、歯茎の病気である歯周病が原因で心臓疾患、脳血管疾患、糖尿病、肺炎、骨粗しょう症などの体のさまざまなところに影響が出るといわれております。この歯周病の早期発見が大事だと歯科医師が話されております。

子供たちも学校に行くと歯科検診が行われていますが、高齢者も歯が抜けるようになる65歳ぐらいから、歯科検診を無料で行う仕組みをつくっていただけないか質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 本町における65歳以上の高齢者の歯科検診についてということでお答えしたいと思います。

本町における65歳以上の高齢者の方の歯科検診のうち、75歳以上の後期高齢者の方については広域連合が76歳と81歳になる年度の7月から12月の間に、歯科検診を個別健診として個人負担なしで実施しております。一方、それ以外の方について、国保の方についてということになれば、現在その実施はしておりません。

県の事業を探せば、健康増進事業の中で県の事業を見ますと、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に歯周疾患健診として事業を実施することは可能でございます。もちろん予算はと思いますので、検討する材料にはなろうかと思えます。それからもう一方で、国民健康保険の保険者努力支援制度にも特別調整交付金の算定ポイントの中に歯周疾患の検診がございます。

以上、2点の点から考えれば、健康増進事業を補助事業として国・県・市町村がお金を出し合っていることは検討の余地はあろうかと思えますけども、今言われているように個人負担なしでいう形にはならないかと思えます。国県が示してる補助金に乗せるときの基準額が、どうしても実際の健診の費用より安い単価で設定されてますので、それについては町村負担をふやせばということになろうかと思えますけど、その事業上は今のとこできないかなと思ってます。

それからもう一つ、仮に健康増進事業に取り組むとしても10年に1回、後期も5年に1回の健診でございます。今歯周疾患を予防するためには、3カ月とか6カ月に1回健診を受けたほうがいいですよといわれてる中では、もう10年、5年に1回という健診はあくまでも歯周疾患に興味を持っていただく、自分の歯はこうなんだよということを理解していただくためのきっかけになるための健診だと思ってます。その方向で検討の余地はあろうかと思えます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私のかかりつけの歯医者さんの話なんですけど、この歯医者さんは訪問診療を老人施設とか何年か前から行っているというふうなことなんですけど、その歯医者さんの経験を話されたんですけど、自分がその施設に行く前はよくノロウイルスとかインフルエンザとかで施設が冬場なんかは閉鎖があったりしてたらしいんですけど、自分が行って口腔ケアをするようになったらノロウイルス、インフルエンザ患者が減って老人ホームの閉鎖が減ったと。

それで、お年寄りが死ぬ病気ちゅうのは肺炎なんですけど、誤嚥性肺炎が多いんですけど、肺炎で入院、重症化した場合の医療費が平均160万から170万ぐらいかかるそうなんですけど、多少コストをかけても歯科医師による定期ケアで予防措置を取れば、高齢者の生活の質を維持でき同時に医療費の削減も見込めると。そのお医者さんが言われるには、歯というのは前もって予防ができるわけで、私なんかうちの家庭なんかもそうなんですけど、65歳からもう2人とも若いころのあれが悪かったんだと思うんですけど、歯が取れたりして保険外の歯を入れたりもう2人ともしてるわけなんですけど、とにかくこの20年近く、10何年の間200万円以上のお金を歯医者さんに払ってるというような、保険がきかない歯をつくったりするもんですから、そういうふうになってるわけで、やっぱり65歳ぐらいから歯が痛くなくても健診を受けるというふうなことをしていけば、意識づけが違ってくると思うんですよ。

だから、今その保険で後期高齢者医療の広域連合からのお知らせで75歳以上の方、ことしは76歳と81歳の人に無料で受けることができますよと来ましたが、これを65歳ぐらいから、せめて少し自己負担があったとしても1年に1回歯科検診を受けましょうというふうな意識づけをしていけば、随分違ってくるんじゃないかなというふうに、高齢者の今からまたふえていくわけなんですけど、医療費も年々かかっていくと思います。

だから、そういう意味でどうかなと、さっき言われたように健康増進のためにこの高齢化問題でもやっぱり歯科というふうなことにも目を向けていただけないかなというふうなことを思いましたので、あえて質問させていただいておりますが、町長はまだ60代ですからその歯科検診に関してはどうお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） お金のことだけ言うと何なんですけども、大体1人、今後期高齢者の病院に行って健診を受けるというやり方すると1人4,100円の健診料がかかるそうです。65歳以上の方が町内に6,000人ぐらいいらっしゃいます。

そうすると、4,000円の6,000で二千四、五百万ぐらいのお金がこれもかかることになってしまいます。全額そういう形でやれば理想なんですけど、現実的にはなかなか厳しい現状があると思っております。申しわけございません。（笑声）

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 歯医者さんに聞いたら、歯科健診で3,000円ぐらいで済むと。仮に65歳以上6,000人ぐらいとおっしゃったけど、私の考えでは半分ぐらいじゃないかなと受ける人は。900万ぐらいですか。だから、後のその医療費の削減を抑えることとか長い目で見ればペイできるんじゃないかなと。

歯茎を調べたり歯の状態をお医者さんが見て、もうちょっと処置するだけでお金は余りかからないんですよ。それを放っておくもんだから歯を失ったり、歯茎が悪くなったりしてたくさんのお金がかかるわけで、本当に多少最初コストをかけても定期的なケアをする習慣がついていけば、予防措置がとれば高齢者の生活の質を維持できて、また同時に医療費の削減も見込めると、歯医者さんの言葉によるとですね。

口腔ケアをした人としなかった人と比べると、した人は肺炎発症頻度が低く、それから口腔ケアが肺炎の発症率を抑えることが証明されていると。また、その口腔ケアをすることによって脳を活性化して、認知症機能の衰えが少なくなると。だから、そういうふうなことを話されている資料を私もいただいてきたんですが、ぜひ高齢者の健康増進のためにもすぐ今やれて言っているわけじゃないから、検討していただきたいなというふうなことで質問させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） これより14時20分まで本会議を休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

発言順位4番、堀内義郎議員。

〔7番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（7番 堀内 義郎君） 発言順位4番、堀内義郎です。早速、通告しました質問に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回は、町税の滞納、収納について、防災、河川の洪水浸水について、農業振興についてお聞きいたします。

最初に、町税の滞納、収納についてであります。特別収納対策係設置後の滞納、収納の状況についてどうなのかお聞きしたいと思います。

後の質問は質問席で行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 特別収納対策係設置後の滞納、収納についてお答えいたします。

特別収納対策係は平成24年度より設置しており、町税等の負担の公平性の確保、収納率向上を目的として町税等収納対策本部会議を設置し、その推進を図っているところです。

滞納と収納の状況につきましては、4税、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4つの合計で、平成30年度の現年分、滞納繰越分を合わせた徴収率は93.00%となっています。平成30年度から今年度への滞納繰越額は1億8,836万2,929円で、滞納者数は1,408人となっております。

特別収納対策係設置前の平成23年度は、徴収率86.76%、滞納繰越額3億1,642万5,676円、滞納者数1,751人で、23年度と30年度を比較しますと、徴収率で6.24%の増、滞納繰越額が1億2,806万2,747円の減、滞納者数が343人の減となっていることから、係設置の効果があらわれているものと考えております。今後、徴収業務についてさらに課題等を解決し、自主納付の推進と収入未済額の圧縮に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今、町長からいろいろ設置についてのご説明がありました。平成30年度について93%で、金額において約1億8,000万弱ですね、あと滞納者数が1,408人、それぞれ平成24年度の設置後についてから改善されていっているということでしょうか。改めてお聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） はい。係設置後で、この収納率で6.24%の増、滞納繰越額が1億約3,000万減っていると。それで滞納者数も約340名ほど減っているということでもあります。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 平成24年度から比べて、徴収委託職員についてですけども2人から削減して1人になったということがあったんですが、それについて現に今委託職員は何人いるのかお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 黒木税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 現在、訪問していただいている徴収員についてお一人ということで、国保税等を徴収していただいているところであります。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） お一人ということでありまして、滞納者への通知についてお聞き

したいんですけども、滞納者への通知についてはいろんな方法でやられてると思います。意図的に支払わない悪質な方といろいろありますが、その方については督促から始まって催促というのになるということで、いきなり財産を押さえする前にいろいろな通知をすると思うんですけども、その方法についてどういった方法をとってるかお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 黒木税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 各税におきまして納期というのがありまして、納期から20日経過で督促状をまずお出しいたします。それで、基本的に本町の考え方として自主納付を上げるということ、自主納付をしていただくというスタンスから、まず20日で督促状をお出ししまして、それから納付状況等を見た上でその後催告書というのをお出しいたします。催告書の段階で納付がなかった場合には、滞納処分等行うこととなりますという通知文と、当然一括で払うのは難しい方もいらっしゃいますので、その場合は役場の窓口で納税相談をお願いいたしますということで、その言葉等を添えて送付いたしております。

○議長（重久 邦仁君） 再度答弁。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） それで、催告書を出してそれでも納付がない場合は滞納処分ということで、昨年はタイヤロックしようかということで回ったんですけども、調査をした段階で納めていただけたということで、昨年は実施はなかったところでもありますけども、そのほか預金の調査、給与等の調査をして、その方の状況等を各担当見ながら処分等も進めていくという流れになります。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 催告書というんですか、それを郵便で送るということですよ。通知について、電話とかそういった連絡とかはなされてないのかどうか。

○議長（重久 邦仁君） 黒木税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 現在の対応といたしましては、基本文書による督促、催告ということを中心に行っておりまして、相談等があった場合に電話等でお話することありますけども、基本的に文書による督促、催告という手続をとっております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 郵便での催告ということでありまして、次の質問になるんですけども、先ほど言いました滞納者の中にはいろんな理由の方がいらっしゃるということで、悪質な方は財産差し押さえ、タイヤロックということを行うことで、その前に未納者とかそういった滞納者について分納でもいいのではないかという事で、いろんな相談があるかと思うんですけども、その滞納者についていろんな連絡がちょっとなかなか、電話とかする場合があるかもしれませんが、文書でもつながらないということがありまして、その言いたいことを含めまして、ほか

の自治体もそういった滞納者と連絡がつかないからいろんな工夫というか知恵を出し合っているちゅうことをごさいますて、次の質問のそういった滞納者についてA Iという、A Iといっても私も全然わからないんですけども、そういった活用を行いながら取り組みとか納税率向上を図るようなことが今後考えていくんですけども、こういった取り組みについてはどうのお考えなのかお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 黒木税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） A I活用ということでいろいろ勉強させていただきましたけども、滞納整理業務においてA Iを導入しております川崎市、これが2018年11月みたいですし、及び仙台市が本年の9月予定ということで、その活用方法は滞納者の性別や家族構成といった基本情報に加えまして、これまでの納付実績傾向など、公証記録情報をもとに属性を分類ということで、この方はどの時間帯にいらっしゃるとかそういうものを分類するというので、それをコールセンターなどによります電話や文書による催告の効果的な時期を提案するというものがA Iの活用の方法となっております。

本町においては、先ほど申し上げました原則文書による督促及び催告を行って自主納付の推進を図っているところをごさいますけども、仙台市や川崎市などの政令指定都市等におきましてはその対応する住民も多くて、A I活用により事務の効率化も図られ、費用対効果も見込めるものだと思います。

本町におきましては、全国でのA I活用団体もまだ少ないということから、A I導入活用状況には注視しつつも、現時点においてA I導入について考えてはいないところをごさいます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 課長から答弁がありましたように、大きい自治体川崎市とか仙台市を含めて、A Iといっても私も先ほど言いました全然わからないんですけど、そういった未納者の性別とか家族構成、いろんなデータを分析しながら、職員とかそういった分類とか考えただけではなくて、機械を使った予測とかそういった分析がなされて要するに効率化図っていくということで、ある程度大きいところについては導入が進みつつあるかなということでありまして、例えば先ほど川崎市、仙台市とありましたけどもこういった流れということで、A Iの活用についてどういった自治体があるという、どういった取り組みがあるかというのを紹介しながらあるんですけども、地方自治研究機構という団体がいろいろ紹介してるんですけども、A I活用について何でこういったA Iが今後進みつつあるかということで、A Iについては今現在3次ブームということで、今後も見込める期待ができるてことは言われております。

現在の自治体においては、厳しい財政状況により少ない人員で業務を行うことや、効果的かつ効率的な行政経営を行っていくような働き方改革が求められるということで、そういう導入が進

んでいるということで、一方で社会では飛躍的に技術が向上したA Iをさまざまな業務に実用化できないかという期待が高まっているということで、本町ではまだちょっと考えられないというんですけども、例えば千葉市においては道路舗装損傷の自動抽出システムとか、徳島県において議事録予約、いろんなところでA Iの活用が進んでいるかと思います。

三股町においても、ある程度人口とかふえつつあって、どちらかというとはかの人、ほかのいかよそから来る人がたくさんいらっしゃいます。きのうの運動会でも、いろんな生徒の名字を聞けば、この子はどこの出身の子だ、何地区の子だというのがわかるんですけども、最近はいろんな方の苗字と名前あってどこの子ていうのわからない、町内においてはいろんな方がいらっしゃりまして、そういうことについてもいろんな取り組みというか、A I導入するようなことが効果的な業務の効率化とか、そういった住民のサービスの高度化という、職員の負担軽減というか将来的にはそうですね、ことが考えられると思うんです。

今回はもう、納税効果のいかに効率を上げようかということで考えられてないということですけども、もしほかの業務において将来的にA Iについての導入とかも全く考えられない、考えてない、あるいはそれはどうかなんていうことか思われれば、町長ちょっとA Iについて何か所管があればお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） これからの行政のあり方、そしてまたいろんな情報把握において、A Iの活用とかI o Tとかいろんな事例がこれから各自治体で取り組みが見られるかと思います。

そういう意味合いで、これ早く取り組んでおいたらよかったというんじゃないなくて、やはりそういうふうなメリットデメリットもございますんで、よく十分検討しながらやっぱし我が町、2万5,000人の町ですけども、100万のところでいろいろ数字の実際の大きさによって活用の仕方違うと思いますので、慎重に検討すべきかなというふうに思います。

やはり機械がするものいいんですけども、人間対人間、フェイス対フェイスこれも大事ですので、そういうものとのバランスを考えながらそういうものについては慎重に検討したいというに思ってます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） やはり費用対効果がどれくらいあるのかというのが一番の、導入したからといってそれで効果が上がるというのはちょっといろいろ勉強していかなきゃいけないと思うんです。時代としてはこういった流れもあるのかなてことで、今回取り上げさせていただきました。いろいろまだ検討があればお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に入りますけれども、防災、河川の洪水浸水についてお聞きいたします。

午前中も3人の議員の方から防災についての質問がありました。要するに、今いろんな災害と

か洪水とか、そういった台風被害とかというのが発生して大きな脅威となっておるんですけども、昨年の台風による高畑川と萩原川の護岸の復旧ということが今どうなのかを聞きたいと思いますけども、というのはこれから河川については昨年の台風で護岸を含めた上流部の山も崩れまして、川自体浸食が進んでいるということで今工事がなされているんですけども、今後の復旧状況はどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） ご質問の萩原川の護岸の復旧状況について、都城土木事務所河川砂防課に確認いたしましたところ、高畑1号橋と高畑2号橋の間では、左岸58.5メートルの護岸工事が平成31年1月29日から令和2年2月20日までの工期で行われております。

また、高畑2号橋と高畑3号橋の間では、右岸7.2メートルの護岸工事と、右岸22.0メートルの護岸工事が合冊工事として、平成31年3月19日から令和2年1月31日までの工期で行われています。

確認した時期です。現在出水期のため一時中止していますが、10月ごろから再開する予定としているとの説明を受けております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今答弁がありましたように、先ほど言いましたこの河川については昨年の台風で、上流部の土砂と立木が流れまして、小鷺巣にかかるちっちゃい橋があるんですがあそこ都城木材、サテライトのちょっと東側あそこにちっさい橋があるんですが、あそこに流木がかかりまして一時期心配されたことがありました。要するに橋が壊れんじやないのかとかいうことで、すぐ撤去していただいたんですけどもこの川については周りに、高畑が特にですけども住民、住宅があるということで、工事については進んでいるということですね、はい。

先月にもありました佐賀県、長崎県の大雨、要するに大雨の想定、線状降水帯ですか、それについても前回私も質問させていただいたんですけども、これはどこでも発生し得るということでありまして、あのときは高畑川とか長田の辺でもし発生した場合がいろんな被害が想定されてるということで、今回は工事が進んでいることでございます。

次になるんですけども、県は想定される最大規模の大雨になった場合の洪水浸水想定区域ですか、それを新たに指定したとあります。水防法に基づき見直しを進め、今回完了したとありますが、この洪水浸水想定区域はどう見直しになるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 水防法の一部改正に至った経緯と、その内容についてご説明申し上げます。

近年、全国各地で水害が頻繁、激震化する中、平成27年9月の関東東北豪雨による被害を受け、国土交通省は施設では防ぎきれない大洪水を発生するものとの考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード、ソフト一体となった水防災意識社会再構築ビジョンの取り組みを国の管理河川を中心に進めてきたところでございますが、平成28年8月の台風10号等の一連の台風によりまして、国の管理河川の支川や県の管理河川といった中小河川で氾濫が発生し、逃げおくれによる多数の死者や甚大な経済損失が発生したことを教訓として、水防法等の一部改正がなされたところでございます。

その内容につきましては、国及び都道府県知事は多様な関係者が連携して大規模氾濫に対する減災対策をハード、ソフト両面から総合的、一体的に推進するため、洪水予報河川、水位周知河川について大規模氾濫減災協議会制度を創設し、水害対応タイムラインの作成、点検、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議し、協議結果につきましては尊重義務を課すとなっております。

三股町は大淀川水系に位置づけられ、国土交通省、気象庁、宮崎県、鹿児島県、宮崎市、都城市、曾於市、小林市、高原町、国富町、綾町で構成された大淀川水系水防災意識社会再構築協議会に属し、令和元年5月31日に設立され運用を開始しております。

当協議会の取り組みとしましては、宮崎県が洪水予報河川及び水位周知河川に指定した35の河川について、想定最大規模の降雨にかかわる洪水浸水想定区域図等の作成と周知をすることとしており、対象市町村は洪水ハザードマップを早期に作成することとなっております。

令和元年7月18日付で県より洪水浸水想定区域の指定通知があり、三股町は大淀川水系萩原川及び沖水川が指定され、想定最大規模降雨により想定される洪水浸水想定区域及び水深と浸水継続時間を表示した図面が示されたところでございます。

現在、既存の土砂災害危険箇所を示す三股町防災マップとため池ハザードマップを盛り込んだ新たな三股町ハザードマップの作成にとりくんでいるところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今、課長からありましたように、7月18日に県のほうがマップをつくったということで、それもホームページで調べたんですけども、まずは沖水川について、沖水川は、この区域についてはどちらかというと周りが田んぼとかそういったのが多くて、住宅とかそういったのは余り影響はないと考えられるんですが、現実においてはどうなんでしょうか。家屋の浸水とかについては考えられていないんですか、沖水川については。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 図面のほうに示されている中で確認をしたところ、特に沖水川のと

ころにつきましては、両面を水田を持っていまして、そんなに住宅には影響のないような示されているのかなというように考えております。

あと、萩原川につきましても、上流部に一部住宅はございますけども、下流部にかけては両面水田等がありまして、住宅浸水に大きな影響はないものと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 沖水川については以下のとおりだったんですけど、高畑川、萩原川については、よく大雨とか降ると植木方面のサテライトとか大鷲巣地区、あのあたりが浸水して看板が表示されるんです。要するに、冠水注意とか。

あと、今回7月18日に示された新しいハザードマップを見てみると、この高畑川の中の一部、要するに蛇行しているところ付近にちょっと住宅があつて、そこがちょっと浸水、その下のほうも浸水するんですけども。そのあたりの認識はされていると思うんですが。

あと、高畑川のところの一部が浸水想定区域プラス家屋倒壊と氾濫想定区域ということになっているんですけども、そのあたりの認識についてはされているかどうか。ちょっと地図に示して資料として。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） あくまで県のほうで示されたこの洪水浸水想定区域、これは沖水川と萩原川の2つの河川ということになっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 一応、資料はちょっと配ってなくてわかりづらいかもしれませんが、一応高畑川のちょっとオザキさんところあたりがちょっと一部入っているかと、あと確認してもらえればいいんですが。そういったところが入っていて、私も初めて知ったんです、そういうのがあるということ。

本当、この前の、今年の台風でこの川はもう氾濫というか、侵食被害が多くて、この高畑地区も土砂災害地区に指定されているもんですから、そういったことで地域の方がいろいろ心配されているということを話を聞いたことがあります。要するに、上流部からの流木とかそういったのが土砂が昨年ですか、流れて、侵食されて怖かったということも聞いております。

あと、ハザードマップを新しくつくられるということについてですけども、そういったことについては大体どれくらいまでつくられる予定があるのか、お願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 新しい三股町のハザードマップ、先ほど申しましたとおり、土砂災

害、またため池のハザードマップ、これらを全て取り込んだ中での新たなハザードマップをつくっております。

先ほど言いましたように、7月のほうに県のほうから通知が来ましたので、予算的に当初から組んでおりましたので、県の事業を活用しながら今作成中、業務委託をお願いしているというような状況でありまして、予定としてはもう年度内には作成して全戸に配布したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） ハザードマップについてはよろしくお願ひしたいと思います。

要するに、前回、地震のことでしたけども、ため池が崩壊するんじゃないかというときでため池が崩壊したときのハザードマップ、あれもいろいろすぐつくってもらって、今回も新しく見直しされたということで、今から先、また台風とか大雨の時期になりますので、できるだけ年内ぐらいにつくってもらいようをお願いしながら、次の質問に入りたいと思います。

農業振興についてお聞きいたしますけども、輸出拡大のための認証取得、GAPの取り組み状況と、さらに進められないか、お聞きいたしますが。

以前にもGAPについては質問として取り上げられました。要するに、来年、東京オリンピック・パラリンピックを目前に、選手村で使用する食材はGAP認証を受けたもの、または食糧生産基地である宮崎県産の安全安心の農産物を食材としてPRしたい、あるいは世界へ向けての輸出拡大のための認証、国際水準規格と国内規格の取得についてでありますけども。

8月にも県内の宮崎市のマンゴー農家の生産農家がグローバルGAPを取得したということが新聞に載っておりました。県内初の認証取得として取り上げられましたけども、本町としてはどんな形で今後取り組むのか。

また、前回の答弁としては、GAPについては今後勉強させていただきたいという回答でございました。それ以後の取組状況と、さらに進められないのか、お聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 輸出拡大のための認証取得のGAPの取り組み状況と、さらに進められないかとの質問についてですけど。

まずは、GAPについてですが、Good Agricultural Practicesの頭文字で、農業生産工程管理と訳され、国連食糧農業機関によりますと、農業生産の環境的、経済的及び社会的な持続性に向けた生産工程管理を行う取り組みであります。結果として、食の安全安心、環境保全、農作業の安全等で品質のよい農産物の確保と経営の改善をもたらすものであります。

本町においては、輸出に関するグローバルGAPの取得状況はございませんが、県が東京オリンピック等の食材提供のために導入しているひなたGAPを町内の1農業法人が8月22日に取得されたと聞いているところであります。

さらに進められないかということでございますが、本町におきましても平成29年度に企画商工課が主催となりましてセミナーを開催して啓発を行いました。認証取得の制度ルールが厳格なことによりなかなか広まらない状況でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） GAPについては、国際水準と国内規格ということでありまして、国際水準については取り組みが町内についてはないということでありました。県内についていろいろ調べてみると約三十数件、あとひなたGAPについては大体20件ぐらい、県内については取得された事例がありまして、町内においては1件ですか、ひなたGAPについて。

それで、ひなたGAPについては、どちらかというとりやすい、無料であるということで、検査においても県の職員が立ち会うということでございまして、ハードルが低いのかなと思っております。ほかのJGAP、アジアGAPについては、いろんなハードルがあって、どっちかという大手の農家とか商社、そういったところが積極的に取るんじゃないかと思っておるんですけども、県内においても宮崎大学とか、どちらかといったらお茶メーカーさんが多いのかな、そっちのほうが、考えているんですけども。進まないということで、ひなたGAPということを進めているということでございました。

6月にも、これも林業についてのあれですけども、乾燥シイタケというか、特産林産のシイタケについてもそういったGAP、要するにもうグローバルとかそういったハードルが高いGAPじゃなくて、ひなたGAPとか等も県のほうの担当者が説明されていまして、そういったもう取りやすいほうから取ったらいいんじゃないかということの勉強会がありました。

要するに、今町内で取得が目指しているところがあるというんですけども、要するに、はっきり言えば、ちょっとGAPについてはハードルが高いということで、更新もある、あるいはもう経費とかいろんな条件があって、様子を見ようかなというのが本音じゃないかと思っております。それで、もし将来的に本当に必要であれば、その上のランクの国際水準まで行くんじゃないかというのでありまして。町内においても、大規模農家というのもほとんどそんなにかんじないかと思っております。国際水準まで行くについては大規模な農家が率先して取っていく。それ、零細、ちょっとした農家についてはひなたGAPのほうから取って様子を見ようかという方向もあるかと思うんですけども。

町としては一応どうなのかお聞きしたいんですけども、そういったGAP、ひなたGAPそう

いった取りやすいGAPが今後またさらに進めるということで何人か出てくるかと思うんですが。

前回は質問にありましたように、JGAPいろいろ国際水準を目指すにはちょっとした助成金とかそういったことが上げられましたが、要するに取得するのに国際水準については10万ちょっと、あるいは審査員が出向く交通費とかそういうのも個人で負担しなきゃいけない。それをただ単にちょっと町のほうで助成してほしいという別議員の要望がありましたけども。

今後のさらに進めようとしているのは、ひなたGAPのほうで町としてはおさめていくのか、それともちょっとしたひなたGAPを取った人がもうちょっとランクの上のほうに行こうとすればそういった助成についても考えがあるのかなということが出てくるかと思いますが。

それについて、町長、もしよかったら、GAPについて、改めて勉強されたということになると思うんですけども、どう思うのか、よろしかったら所感を。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 今回、GAPを取得されました法人さんのほうにちょっと聞き取りをさせていただいたんですけど、なかなか厳格なルールと先ほど申しましたけど、備品の管理はもちろんのこと、肥料の管理、いつまいて、どれくらいまいてというのをまず計画を作成して、農薬につきましてもどのくらいの量のどの農薬をいつまくんだというまず計画をします。機械管理、あと堆肥の、完熟堆肥と呼ばれる温度管理、70度以上のちゃんとした完熟堆肥としてそれが作成されているかと、これは購入したやつであってもその証明をつけろというぐらい結構厳しかったという話も聞いております。また、その後、ちゃんと作業中にどのようにどの量をいつしたという記録を明確につけていきなさいという後日指導がありまして、やっとな年の、30年度から普及センターのほうの指導を仰ぎながら、ことしの6月によく申請にこぎつけて、7月に現場とか事務所の調査をされた後に承認がやっとおりましたということで、なかなか苦労しましたという話を聞いております。

ただ、一個人でそこまでなかなか取り組んでいただけるのかなというのはちょっと不安しているところではありますが、取り組みやすいひなたGAPでもこういう取り組みが必要となっておりますので、窓口的には県の農業改良普及センターのほうで相談には乗っていただけるということを知っておりますので、そちらのほうを私たちが紹介しながら一緒に、もし取り組みたいという方がいらっしゃったら紹介していきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） GAPについては、取り組みやすいほうが無難かとは思いますが、ふるさと納税とかそういったところ、おさめていらっしゃる農家さんを中心にまた推進していけば、そういった認証についても興味があるのかなと思っております。

要するに、数十年前まで農業については米の輸入自由化とかいろいろ自由化について、外国産

のはいろいろ入ってきたんですけども、最近はどちらかというとTPPとかEPAというような輸入のちょっといろいろな関税の将来的に下がるようなこと危惧がされるんですけども。どちらかといえば、いろいろ今後将来見据えて、今度はもう逆に外国のほうに日本産の農産物を輸出できるような力強い農業体制というかそういったところを目指していければいいかなということ考えておりますけども。今回そういったGAPの取得というのがありますので、またいろいろそういったことを町内いろいろな農家の方とタイアップしながら、三股町の第1次産業がもっともっと力強い産業として発展するように、推進していただくようお願いしながら、今回の質問にかえさせていただきました。よろしく検討のほうはお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、あす10日に行うことといたします。

○議長（重久 邦仁君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時00分散会

令和元年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和元年9月10日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和元年9月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君

高齢者支援課長 …………… 川野 浩君 農業振興課長 …………… 上原 雅彦君
都市整備課長 …………… 福永 朋宏君 環境水道課長 …………… 西畑 博文君
教育課長 …………… 鍋倉 祐三君 会計課長 …………… 米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、一般質問を行います。

9日に引き続き質問をお願いします。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、田中議員。

〔1番 田中 光子君 登壇〕

○議員（1番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位5番、田中光子です。よろしくお願
い申し上げます。通告に従って、行わせていただきます。

質問1、インフルエンザ予防接種について。

質問2、放課後児童クラブについて、お尋ねいたします。

まず、質問1について、子育てしやすい三股町では、病院の外来受診に関して、小学生は1医療機関ごとに1人月最大1,000円です。インフルエンザ予防接種は保険が適用されていないため、個人で全額負担となっております。インフルエンザは、脳炎や肺炎を起こしやすい普通の風邪とは全く違う重いものです。13歳未満の小さな子供の場合、1回の接種だけでは十分な免疫ができません。重症化を予防する必要な免疫ができるのは、2回を接種してから2週間ほどたったころからです。毎年流行するウイルスの型が違い、それに合わせてワクチンがつくられます。インフルエンザワクチンは発病予防だけでなく、重症化予防として接種します。ワクチン接種によって、発病や重症化が予防できるケースが多く、結果として脳炎の予防にもなります。しかし、ワクチン接種の料金は平均1回目2,800円、2回目約2,400円で、負担が大きいため、ワクチン接種を断念せざるを得ない状況があります。このことについて、どのように考えておられますか。

あとは、質問席にて行いたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。インフルエンザの予防接種について、（１）子育てしやすい町で、医療費無料であります。負担が大きいため接種を断念する状況があります。このことについて、どのように考えていますかという質問にお答えします。

ご案内のとおり、予防接種には予防接種法に基づく定期接種とそれ以外の任意の予防接種があります。インフルエンザはB類疾病として扱われ、主に65歳以上の人に対しては、助成を受けることができる定期予防接種とされています。一方で、主に65歳未満の人については、任意予防接種であるため、補助の対象となっていません。

また、国が示す予防接種基本計画に、おたふく風邪、ロタウイルス感染症については、検討した上で必要な措置を講じるとあるのを受けて、県はこれに対して、任意予防接種ですが、助成の対象としています。本町も任意予防接種として、おたふく風邪、ロタウイルスについて助成を行っているところでございます。

インフルエンザの予防接種助成については、予防接種を受けない理由が費用負担だけの問題なのか、その他効果の問題、副作用の問題なのか、実態を把握していないので、検討課題としておきます。

来年度、「いきいきげんきみまた21」第2次の中間見直しの時期となっており、アンケート等を実施、実態把握を行いたいというように考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 来年度、中間見直しのアンケートを実施されるということですが、また、実態把握後の、その結果をもとに対策されるのはいつぐらいになられるでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この質問が出まして、このインフルエンザについての予防接種の助成というものについて全く今まで検討したことはございません。本町としては、一昨年から、先ほども言いましたように、ロタウイルス、それから、おたふく風邪、これは隣の町ではやっていません。三股町だけです。まず、そちらのほうに取り組みましたので、まずはその充実を図っていく、またPRしていくというようなことであります。今、言われますインフルエンザについても、いろいろネットで調べますといろんな助成の仕方があるみたいですので、いろいろと検討させていただきたいなと思っています。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 確かに、インフルエンザを予防する有効な方法としては、あとは

ワクチン接種以外に、外出後の手洗いと流水。石けんによる手洗いは、手指など体についたインフルエンザウイルスを物理的に除去するために有効な方法であり、インフルエンザに限らず、接触や飛沫感染など感染経路とする感染症対策の基本です。インフルエンザウイルスには、アルコール製剤による手指衛生も効果があります。インフルエンザにかからないように注意したいものです。特に幼い子供や高齢者を抱えている家庭では、早目の対応が安心です。インフルエンザ予防接種をすれば、病気にならないわけではなく、症状が軽く済んだり、発病せずに済んだりなど効果があると言われています。そのためにも早目の予防接種をすることで安心です。高齢者は予防接種の費用助成がありますが、子供には助成がありません。助成があれば、予防接種を受けたいとの声があるのは確かです。発病したら、苦しく、辛い思いをしなくてはなりません。そして、親御さんは看病のために仕事を休むこととなります。インフルエンザの予防接種は自己負担となっていますが、助成はできないのでしょうか。お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） インフルエンザの予防接種の助成についてにお答えいたします。

仮に、任意とされておりますインフルエンザの予防接種のうち、中学生以下を対象とし、必要とされる予防接種を全額助成した場合に推測される町負担額は、3,860万円ほどになります。半分負担した場合は、1,930万円となり、財政負担はかなり大きいものでございます。現在、町では先ほど回答しましたように、ロタウイルス、おたふく風邪の予防接種について、一昨年から助成を行っております。また、インフルエンザの予防接種は、その年に流行するウイルスの型別予想が難しいので、実施した予防接種の効果が低くなる可能性も考えられます。以上の理由から、現時点では助成は考えていませんけれども、先ほど申し上げました他の自治体の状況等もございまして、いろいろと把握しながら、今後の検討課題というようにさせていただきたいと思っています。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 確かに町の負担は大きくなります。では、インフルエンザを発病し、病院受診した場合の町の負担はあるはずですが、発病防止に対するインフルエンザワクチンの有効率は60%と厚生労働省では報告されています。ワクチンを接種しなかった人の発病率を基準とした場合、接種した人の発病率が相対的に60%減少しています。すなわち、ワクチンを接種せずに発病した人のうち、60%はワクチンを接種していれば、発病を防ぐことができたということになりますが、このことについてはどう考えられますか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 個人的なことではございますけれども、私もことし正月にインフルエンザにかかってしまいました。孫がかかったものですから、それで、それが移ったというようなこ

とです。孫の方も、やはり、インフルエンザの予防接種はしておりました。私もしております。やっぱり、かかるんですね。それで完全ではないんですね。そして、かかれば、5日間は自宅静養、外に出るなということですし、そして、また、学校で、小学校、中学校、全員が受けておれば、定期接種みたいな形であれば、有効というか、ないでしょうけど、やはり、でこぼこがあるんじゃないかなと。親の判断によって、そういうの必要でないという方もいらっしゃるんじゃないかな。そういうふうな意味合いで、いろんなアンケート等聞きながら、その助成関係を含めて、インフルエンザに対する意識調査、そういうのが必要かなというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 確かに、インフルエンザワクチンは、接種すれば、インフルエンザに絶対にかからないというものではありません。しかし、ワクチンには発病を抑える効果が一定程度見られています。インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関しては、一定の効果があるとされています。このことを考えると予防することは大切だと思います。

ある市では、インフルエンザは普通の風邪に比べ、全身症状が強く、特に小児や高齢者は重症化することが多いのが特徴です。そのため、生後6カ月から小学6年生以下は2回、中学1年生から18歳以下は1回、ワクチン接種の助成を1回2,000円行っています。それ以上は手出しになります。このような助成を行っておられます。また、子供2人目から助成を行う方法など検討をしていただきたいと考えます。

訪問したある家庭では、小学生と幼稚園のお子様3人おられ、「インフルエンザの予防接種をしようと思ったら、すごいお金がかかるので、できません。どうにかありませんか」との声でした。この町民の声を受けとめていただきたいと考えます。1人も置き去りにしない三股町であっていただきたいと考えます。どうか、よろしくお願いします。

次に、質問2の放課後児童クラブについてお尋ねいたします。

厚生労働省の方針が次のように示されています。

「新・放課後子ども総合プラン策定の背景として、現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実施は大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに、待機児童を解消するため、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況にある。課題として、小学校内で両事業を行う一体化の実施は増加傾向にあるものの、目標への達成を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験活動を行っている例も見られる。そのため、引き続き共働き家庭の「小1の壁」待機児童を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全安心に過ごし、多様な体験活動を行うこと

ができるよう放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備を推進する」とあります。

児童クラブの現在の利用状況、環境の実態把握はされているのでしょうか。お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 放課後児童クラブの利用状況、環境の実態についてお答えいたします。

放課後児童クラブ事業は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対して、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、家庭と地域の連携のもと、その健全な育成を図ることを目的として行っております。

本町には11施設、12支援室の放課後児童クラブがあり、令和元年7月末現在、登録児童数は513名、待機児童が17名となっております。

放課後児童クラブの環境としましては、児童館の老朽化により、網戸の破損等、毎年修繕が必要になっています。園庭では、わだちができていところがあり、砂を入れて対処している状況です。昨年度、今市児童館の屋根や床等の修繕、前目児童館と今市児童館のブロック塀を撤去し、フェンスの設置を行ったところでございます。

また、夏の室内環境としては、室温が高く、風通しの悪い児童クラブもある状況となっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） そうなんですよ。7月末に、あるお母さんから、次のような連絡をいただきました。

「児童クラブに娘2人が行っているんですが、熱を出して迎えに行きました。熱中症のようです。子供たちは児童クラブに行きたくないと言っています。母子家庭なので、仕事をしないと生活ができません。こうやって熱を出したら、休んで、給料は減ることになります。児童クラブの暑さ対策はどうにかなりませんか」という声でした。

それで、夏休みの児童クラブの調査に行きました。ある児童クラブでは室温が33度で、子供たちは汗びっしょりかきながら、走り回っていました。扇風機は小さいものが3台だけでした。そして、ほかの児童クラブでは、役場からは熱中症対策をしてくださいと連絡は来るが、お金はない。どうやって対策をすればいいのか。先生が自費でビニールプールや水鉄砲を購入し、児童にクールダウンさせておられる状態でした。

また、ある児童クラブでは、元保育園の施設を利用して、プールの跡地がフェンスで囲われているが、児童がよじ登ったりするので危険でした。また、排水の溝があり、蚊が繁殖し、部

屋は風通しのためあけているので、蚊がたくさん入ってくるため、困っているとのことでした。

問題点はたくさんありますが、まず、放課後児童クラブの熱中症対策はどのようにされているのでしょうか。お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 放課後児童クラブの熱中症対策についてお答えいたします。

三股西小学校放課後児童クラブの2支援室と2地区交流プラザはエアコンが設置してあります。ほかの児童クラブは扇風機の設置のみでしたので、今年度、霧状の水を送風機で発生させた風で放出するミストファン扇風機を各児童クラブに1台設置したところでございます。ミストファン扇風機は周囲の温度を3度から5度低下させることができます。また、放課後児童クラブ支援員の先生方に熱中症予防として、小まめな休養や水分摂取の声かけ等をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 今回早急にミスト扇風機を対応していただきありがとうございます。その後、ミスト扇風機の効果について調査したところ、人数の少ない土曜日などはミスト扇風機で対応でき、よかったと言われていました。しかし、平日は30人以上利用するので、効果はなく、子供は涼しい風の出るところに寄ってきて、ぶつかって倒してしまう危険があると言われていました。

そのほか、冷蔵庫も緊急用のアイスノン等を冷やすために1台はあるのですが、子供たちが持ってくるお弁当は冷やすスペースがなく、保冷剤を入れて持ってきているが、食中毒が心配されます。そして、凍らしたペットボトルや水筒等で水分補給を促し、熱中症に注意されているようでした。しかし、部屋は33度ぐらい。皆さんの職場は何度ですか。そういう中、先生たちは子供たちの体調を心配されています。また、先生たちも帰ったら、ダウンしてしまう状態だと言われていました。

ほかの市町村はどのように児童クラブをされているのか調べてみると、小学校内でされているところも多く、厚生労働省の策定では、次のようになっております。

「一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての子供の安全安心な居場所を確保する積極的な取り組みをお願いする。放課後児童クラブは家庭の代替機能としての生活の場であり、学校の余裕教室等の適切な環境での事業実施が望ましい。このため、保育所と同様に仕事と子育ての両立支援施策である放課後児童健全育成事業についても、自治体での供給量増大のため、市町村が積極的に関与して、公有財産の活用を図り、事業の実施を促進させる必要がある」とありますが、今の施設内の部屋の1室にエアコン設置で

きないでしょうか。また、学校にエアコンが設置されるので、小学校内での放課後児童クラブを行ってはいかがでしょうか。今後の環境整備はどのように考えておられるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今後の環境整備についてのご質問にお答えいたします。

現在、放課後児童クラブの環境整備や運営につきまして福祉課を中心に検討しているところでございます。

まず、環境整備につきましては、ご提案のとおり、児童クラブを開催している児童館の部屋1室にエアコンの設置を検討しているところです。また、小学校の全教室にエアコンが設置されることから、長期休暇中だけでも、小学校の教室または多目的教室などが活用できないか、検討をしております。

次に、運営についてでございますけれども、現在、放課後児童クラブの利用料は無料というふうになっておりますけれども、民間でも放課後児童クラブを実施している認定こども園があることから、利用料の有料化につきまして、民間とのバランスも考慮し、有料化を検討しているところでございます。このことについて、また、全員協議会で詳しく、また、12月前にはお話したいというふうに思っています。

利用料の有料化を行うことによりまして、ただいま環境整備とともに、現在、児童支援員の確保に大変苦慮いたしております。これは非常に処遇待遇が非常に劣悪といえますか、非常に厳しい環境でございます。その利用料の有料化によりまして、処遇改善を図りまして、充実した運営ができるように体制を整えてまいりたいというふうに考えます。また、今後は、民間への事業委託も検討し、放課後児童クラブの運営を充実させていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 大変にありがとうございます。エアコン設置していただけると夏場の熱中症対策に加え、冬場の対策もできるので安心しました。

児童クラブ利用料の有料化、この場合、金額が高くなると預けられない家庭も出てくるので、ぜひ、その辺も検討していただきたいと思います。保護者が安心して子供を育て、子育てと仕事を両立できるように支援する体制づくりをよろしくお願い申し上げます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 発言順位6番、楠原議員。

〔4番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（4番 楠原 更三君） 質問順位6番、楠原です。休憩が入るかと思いましたが、ちょっと慌てています。通告に従って、質問してまいります。

今回も、これまでどおり、これが三股だというものを求める質問から始めます。

これが三股だというものを今現在の施策中に求めることも大切なことであると思いますが、現代においては、施策面では類似する面が多くあり、その中に各自治体の独自性を求めることは大変なことであると思います。歴史、生い立ちの中に自治体の独自性を求めることのほうが一般的になっていると感じています。本町の場合、今回新しい町史が発刊されましたので、今まさに町の歴史をひもといて、その中に独自性を求めていくことも必要ではないでしょうか。その求める独自性が総合計画や基本構想の中に色濃く反映されてほしいと思います。

これまでも一般質問の中で取り上げてきていることのひとつですが、ことしは、明治22年、それまでの下三俣郷の5つの村が合併して三股村になってから130年となります。また、合併したときに、それまでの5つの村の名前、蓼池村、樺山村、餅原村、宮村、長田村は、大字として残しておくとの取り決めがあったということや、それまでの下三俣郷の「俣」は、人偏の「俣」であったものが、三股村となったときに、三股の「股」が現在の肉月の「股」になったということ。そして、その変更の理由はわからないということ、これらのことは、今回の町史に書かれています。

このようなことは、ふるさと三股を知る上で大切なことであり、そのためにも、この130年目は貴重な節目ではないかと思っています。しかし、その130年目も何事もなく過ぎ去ろうとしています。そして、来年は三股開拓150年の節目となります。

そこで、最初の質問ですが、三股開拓150年に対して、町長の思いをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 三股開拓150年に対しての思いはということのご質問にお答えします。

三股開拓150年とは、明治2年1870年に三島通庸公が都城の地頭として赴任し、本町の山王原を三股の中心として決定し、政庁を建て、梶山、勝岡、宮村等から70戸を移住させ、三股開拓発展の基礎を築いたときから数えて、令和2年2020年が150年目に当たるということだと思います。このことは、早馬公園内にある三股開拓の碑や、山王原開拓100周年頌徳碑で確認できるところです。

このことをどう思うかとの質問ですが、現在の三股町が継続発展しているのは、産業、経済、

福祉、教育、文化とあらゆる分野における先人のたゆまぬ努力のたまものであり、感謝と敬意を表するところであります。我々は、このことを念頭に、三股町民憲章にあるように、先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神をもって、明るく豊かな町をつくるために、さらに努力しなければならないという思いでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ありがとうございます。150年前のことに関することを資料の1に上げています。ちょっと読ませていただきます。

資料の1です。三股新しい町史の下巻21ページにあるものから抜粋しております。

「三郷分割と検地。三島は都城・三股地域を統治するに当たって、三郷分割と検地の実施という二大方策を打ち出した。三郷分割は都城領内を3つに分割し、各郷それぞれで施策を行った。知政所からの分郷発令は、明治2年1869年11月15日で、本町域に該当するのは、下荘内郷の鷺巣村、寺柱村と梶山郷の石寺村で、勝岡郷（樺山村・蓼池村・餅原村）は、まだ含まれていない。その後、明治3年1870年9月に梶山郷と勝岡郷が合併され下三俣郷と称し、現在につながる本町域が徐々に形成されていくのである」。

この下線の二重線は私のほうでつけておりますけども、このように、町史の21ページにあります。

現在につながる本町域、三股のポロシャツ、胸のところにあるハート形の町。あの形ができたのが、明治3年1870年であるということなんです。本当に今の三股ができてからということを考えれば、来年が本当に記念すべきものではないかなと思います。聞くところによりますと、あれ、山王原のことじゃないかと言われる方もちょっといるのを聞いていますけれども、三股、今の面積のところ是三島さんの努力によって一つになったというところに物すごい価値があると思います。これは、明治3年までは、鹿児島本藩の領地であった勝岡郷、それと都城島津家の領地であった梶山郷を合併して、先ほどの5つの村からなる下三俣郷となり、全く新たなまちづくりが始まった。今のような町域が形成されたということで、これがまさに三股らしさのスタートではないかと思っております。そして、それが来年150年目を迎えるということになります。これを1人でも多くの方が理解するということが必要ではないかなと思っております。町の広報誌、本当すばらしいのが届きますけれども、これが今回の部分ですが、毎回、裏表紙見返りの1つ手前に「町のおいたち」というのが出ます。以前も一般質問の中で取り上げたことあるんですけども、これを資料の2に上げておりますので、ちょっと見ていただけますでしょうか。

資料の2、「広報みまた」から抜粋。

「町のおいたち。いろいろ発掘される土器などから、新石器時代より三股町各所に人が住んで

いたことが伺われます」。 「いろいろと発掘される土器」、どこで見ることができるのでしょうか。 「新石器時代より三股町各所に人が住んでいたことが伺われます」、どこで、それを知ることができるのでしょうか。 「また、その名の起源は『古くから川三条、股になりて流れたりという』古書にあって、その名『三股』をとどめていると言われていました」。 「川三条」、どのことを言っているのでしょうか。 『「股になりて流れたりと」古書にあって」、どういう古書なのでしょう。 「その名『三股』を古書にとどめている」と解釈できるかと思いますが、今言いましたように、130年前に、この「三股」の文字が使われ始めた。それまでは人偏の「俣」であるということ。 そういう一つ一つ考えてみると、考えていかなければならない部分があると思いますが、特に今読みました広報みまたの「町のおいたち」につきましては、今言う、ほかにもあるかと思いますが、ちょっと考え直していただきたいなと思います。 また、これについては、今後質問させていくことになるかと思えます。

先ほど町長の答弁のほうでありましたけれども、これまで三股開拓の50年目の節目には開拓の碑が、また、100年目には頌徳碑が早馬公園内に建立されております。 来年の150年を次の50年に届けるために、50年後に60代、70代となる子供たちとともに、三股とはこれだと理解できるようになる催しを行うことは大変意義あることだと私思っております。 70周年のときと同じように11月に記念式典を行うと考えれば、まだ、ぎりぎりの時間はあるのではないかと思います。 先ほども言われました三股町民憲章の前文に、先人の偉業、開拓精神、そして、郷土愛を学び、それを育てていくためにも、三股開拓150周年記念事業を実施してはどうかと考えます。 10年ごとに実施されています町制施行記念事業と違って、世代が大きく変わっていて、新鮮味があるのではないのでしょうか。

具体的な事業とすれば、例えば、前回も一般質問の中で取り上げましたが、新しい町史で学ぶ三股町というような町史解説講座を新たに開設するということです。 学校教育、社会教育、両面にわたっての、いわゆる教育全体として、町を上げて、長い期間にわたる計画な取り組みとして、町史解説講座を行うというのはいかがでしょうか。

また、150年前に思いをはせて、150年前の三股にゆかりのある人。 例えば、先ほど資料の1の下に米印で書いていますけれども、町史の28ページ、29ページにあります。 これは①三島家と三股のその後という写真つきで出ているところがあります。 三島関係の方、まだまだ、かなりの方が存命であると思えますし、三島研究者、各地にいらっしゃいます。 そういう方の講演。 薩摩に直接住んでいらっしゃるというんじゃなくて、全くの外部にいらっしゃる研究者の方による講演など十分に考えられるのではないかと思います。 三股開拓150周年記念事業を実施してはどうかということに対しての町長のお考えをお伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 記念事業についてのご質問ですが、大正9年1920年の50周年記念事業については、記録がなく、村として、どう取り組んだかが不明でございます。昭和45年1970年の100周年につきましては、町の広報で確認する限りは、町として特別な事業は実施してはいないようでございます。このようなことから、町としては、来年度に150年の記念事業等は検討していないところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 予想どおりのお答えでした。しかし、先ほどから言いますけれども、この150年という節目、このまんま何事もなく終わらせるというのは、非常に忍びない感じがいたします。記録になかったから、それで今回もではなくて、150年だから新たにという考え方があっても、何もおかしくはない。逆に、三股町を案内する「生き生き三股」ですか、ああいうビデオをつくったわけですが、そういうのは今までもなかったことなんです。何か新しいことをやる。文化会館を使って仰々しくやる。そういうのも含めてと考えられるかと思えますけれども、例えば、この町史解説講座。こういうのは仰々しくない形で、そして、予算もそんなには考えることもない。ただ、きっかけとして、150年前に思いをはせて、今を見詰めるという、それくらいはいいのではないかなと、すべきことではないかなと思います。前も言いましたけれども、去年の11月、山形県から7つの町の町長さんが直接三股に来られて、そして、三股小学校の三島公の銅像の前で写真を撮られたと、大きな外部評価なんです。その後、三股小学校の先生にお聞きしますと、「びっくりしました。三島さんがそんな人とは知りませんでした」と言われました。結構中堅の先生でした。そういうのを1人でも多くの町民の方々に教える、知らしめるということは必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 新しい町史を編さんいたしまして、その活用は積極的に図っていきたいと考えていますので、現在実施しております、いろんな講座とかで、町史の内容を取り上げていくというのは、取り組んでいきたいと考えております。

また、新しい教職員が着任した際には、三股の中の寺柱とか、梶山とか、そういった遺跡、史跡を見学して三股に対する理解を深めているということをやっておりますので、そういった中でも活用を図ってまいりたいと考えております。ただし、現在のところ、150周年という形での事業については、教育委員会としても考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 確認します。今、町史編さんに発刊に関して、いろんな講座を実

施していると言われましたけども、いろんな活用……。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 申し上げましたが、例えば、町が開催している講座で、家庭学級、あるいは、さつき学園とか、そういう現在実施しているものの中で、来年度以降、いろいろと活用を図っていきたいということでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） あんまり、これ、しつこく言ってもしょうがないんですけど、もう1回聞きます。150年、この節目をどのようにお考えですか。町長、お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 来年いろんな行事があるんです。来年オリンピックがございます。そして、我が町も聖火ランナーのスタートを切る町でございます。そして、また、秋にある芸文祭、それから国文祭もございます。いろんな行事そして、例年やっておる行事等もございます。そういう中で、大きな行事はできないというふうに考えます。ただ、言われるように、何らかの形で、それをPRといいますか、150年だということをいろんな機会に伝えていくと、そういう過程は、広報みまたの中で、それを取り上げていくとか、それとか、ホームページの中で町民に知らせるとか、あるいはフェイスブックと、そういうふうなPRの仕方、あるいは伝達の仕方、そういうのはできると思います。そういうことを今のところ検討はいたしておりませんので、今後の検討課題ということでもあります。先ほどから言いますように、大々的にやろうということについては、非常に今のところ、来年度を考えると、まだ皆さんに公表できないところもあるんですけども、大変な方が三股のほうにも訪れることもあるやというふうに考えていますので、そういう意味合いで、ちょっと今のところ、無理かなという感じがいたしています。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 気になりますね。大変な方というのが。

今、来年はいろんなことがありますと言われましたけれども、それとリンクさせることは可能だと思えます。例えば、シャツに70というのがありましたけど、あそこに150と書くだけでも違う。仰々しく、いろんなラインの方を呼んで式典をやる。そういうのは、全く私は期待してないんです。今の10代、20代の若い人たちが50年後に思い出す。そういうようなものとするれば、ふるさと三股というものがより実のあるものになっていくのではないかなと思いますけれども、いろんな行事とリンクさせるということについては、企画商工課長、どう思われます。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） いろんな行事があるということで、その都度、開拓150周年

というのを表に出していく。また、いろんな各種会議、協議会とかありますので、そういった資料にも、隅っこのほうでも、開拓150周年であるんだと、ことしが、そういったものをPRしていくということも考えられますので、そういったことは積極的に進めてまいりたいなと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 隅っこでなくてもいいんですけども、ぜひ、ぜひ、よろしくお願いします。特に、小学生、中学生というのに時間を割いて、カリキュラムの関係で難しい部分もあるかと思えますけれども、若い世代に次の50年に向けてインプットさせる機会というものを多くつくっていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） はい。

○議長（重久 邦仁君） 一応、ここで。

○議員（4番 楠原 更三君） はい、そうですか。

○議長（重久 邦仁君） これより11時まで本会議を休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） もう1回盛り返していきたいと思えます。

次の質問に移ります。

現在、小中学校のエアコン設置工事が着々に行われております。いろいろな面で、これまでより快適となる教育環境が提供されるようになりつつあります。これからも国を上げて、時代に即した教育環境の整備が行われていくようです。

資料の3をごらんください。8月15日の新聞から抜粋したものです。

「政府は来年度から、全ての小中高校を結ぶ、超高速通信網の整備に乗り出す。インターネットを通じた遠隔教育を本格運用させ、全国的な学力向上につなげたい考えだ。ネットにつながる学習用のタブレット端末などを児童生徒に1人1台配備する計画も進んでいる。小中校の超高速通信網が実現すれば、将来的には、全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）をオンラインで実施することも想定される」とありました。まだまだ、教育環境は変わっていくというのを予想させる記事でありました。

教育環境がますます充実していくことは大変すばらしいことであると思います。本町では、このICT化とか、小規模特認校生など整備が進んでおります。今後も環境整備を続けていただきたいと思います。

今回、報告第8号において、教育に関する事務事業における管理執行状況の点検と評価に係る報告がなされています。この報告書の中にも、いろいろと伺いたいことがありましたが、一般質問通告の後に、この報告書を見ることになったために、通告に間に合いませんでした。また、資料に上げることもできませんでした。したがって、今回は取り扱いません。次回以降に回したいと思います。

この報告書の中にあらわしてあるものもあるようですが、通告しています県内の自治体の教育環境の平均的整備状況と本町の整備状況と比べて、三股の特色と言えるもの。言いかえれば、進んでいる点、そして、あるとすれば、遅れている点について伺います。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 本町の教育環境の中で、県内自治体の平均的整備状況と比較して、進んでいる点と遅れている点についてお答えいたします。

まず、進んでいる点として、1つ目は、平成25年度に導入した教職員の校務支援システムが上げられます。教職員は授業以外に校務と言われる事務が多岐にわたっており、校務の増大により子供に向き合う時間や授業の準備の時間が圧迫される要因になっていました。そこで、本町では、早期に導入し、改善に取り組んできたところです。現在、県内では、本町以外では日向市と高千穂町だけが同様のシステムを導入しており、進んでいる点と考えております。

次に、2つ目は、学校におけるICT教育環境の整備が上げられます。平成29年度より、教師用タブレットパソコン、約170台の運用を開始しており、教師のICT活用能力の醸成を図ってまいりました。これも当時としては、県下随一の先進性であり、現在でも、平均よりかなり上の状態と言えると思います。

また、タブレットパソコンなどの全面にあらわれる機器の整備だけでなく、教室無線LANなどのネットワークが町内全ての学校教室で使えることや、全体の管理するシステム、学習用タブレットパソコンで使用する電子教材や学習支援システムなど、ICT機器を活用するための下支えとなる部分に力を入れていることも、平均よりかなり進んでいるところだと思えます。

さらに、本年10月より学習用タブレットパソコンを児童生徒が授業で本格的に運用開始するために、新たに416台のタブレットパソコンを導入し、各小中学校に配置する予定です。特に、梶山小学校、長田小学校では、完全に1人1台体制となり、モデル校として各種の先進的な活用を検討しているところでございます。これも県内では、最も先進的な取り組みだと思っております。

次に、遅れている点でございますけれども、1つ、校舎等の長寿命化への対応があります。三股中学校校舎や各小学校の体育館においては大規模改修が終了していますが、小学校の校舎においては、1番新しい三股西小学校でも、既に大規模改修の目安となる30年が経過しており、校舎やプールなどの老朽化対策が喫緊の課題となっています。また、バリアフリーへの対応も必要となっております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ありがとうございます。今のまとめてみますと、教育環境で劣っている。これはどうしても劣っているがために学力に影響が出るというようなものはないと感じました。さすが、「文教みまた」であるだけの環境整備が行われていると感じたところです。今後も続けていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

資料4をごらんください。先日行われました都農町長選での公約、宮日新聞に出ておりましたので、抜粋しておきました。

A候補、B候補と書いておりますけれども、これは全く問題ないことなんですが、公約の中に、A候補の書いたほうには、「教育・人材育成」というのが公約の中にどんとありました。もうちょっと具体的に見ますと、宮崎大学との連携による小中学校の学力向上、町民の生涯教育、リカレント（学び直し）教育の充実。B候補のほうでは、「子育て・教育・福祉の充実で新たなまちづくり」として、外部講師の導入や英語教育の充実・強化による学力の向上とあります。このように、学力の向上が公約の中に上げられています。学力向上などの教育については多くの人が関心を持っていることであると言えます。名実ともに「文教みまた」と言えるようにするためには、これが三股だと言えるような結果を求めることがとても大切なことであると思っております。

自分の子に学力の向上が見られるようになって喜ばない保護者はいません。もちろん喜ばない子供もいません。郷土愛が生まれやすい教育環境の中で学び、その上に学力が向上していけば、いつの日か、ふるさと三股に何らかの形で貢献する人がふえてくるのが期待できると思います。学力向上については、これまで何回もこの場で質問してきています。もちろん他の議員の方々も学力向上については取り上げられてきています。また、きょうも、この後、最後の質問のほうで取り上げられているようです。

学力につきましては、一般的に全国学力テストと言われていた全国学力・学習状況調査の結果で、学力が高いか低いかが一般的に語られるようになってきていると感じていますが、今回資料の3枚目、4枚目と資料の5に上げておりますが、町のホームページから抜粋したものです。このような状況となりました。まず、今回の状況について、特筆できることとして、どのような

ことを上げることができますか。ちなみに、実用日本語表現辞典によれば、「特筆とは、主によい事柄について、殊さらに強調する場合などに用いる表現」とありました。改めて、今回のこの状況について、特筆できることのみを伺います。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 議員から特筆できることのみということでございますが、それも含めて状況をお答えさせていただきたいと思います。

今年度の全国学力・学習状況調査の結果につきまして、まず、小学校の国語においては、全国の正答率とほぼ同程度で、昨年度と比較しても、全国との差が縮まる結果となっております。中学校におきましては、国語、数学とも全国正答率を下回る結果となっておりますが、昨年度と結果と比較したときは、全国との差が縮まっております。

また、その中で、教育委員会としては課題というものを考えておりますけれども、まず、小中学校ともに、算数、数学の図形の領域が全国平均を大きく下回っており、重点指導事項として取り組む必要があると考えております。

次に、学習状況での生活習慣に関する項目ですが、小学校では、将来の夢に対する肯定的な回答の割合が全国よりも高い傾向にあり、中学校では、物事を最後までやり遂げた達成感や困難に挑戦する気持ちの項目において、全国と比較して高い傾向にあります。

課題につきましては、小学校では、新聞を読む割合が前回の調査以上に全国県より相当低くなっております。中学校では、「読書が好きですか」の項目で、「好き」と答えた割合が全国県より相当低くなっております。今後は本に触れる機会を多く設け、読む楽しさを感じ取るような取り組みや、社会の出来事にも関心を持たせることが必要だと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 特筆できるというところはなかったように感じました。課題だけを今言われましたけれども、今言われましたような課題につきましては例年ありまして、課題をいつになったら解決したと言えるのかというところが1番の課題だと思います。毎年毎年、このような、今、資料の5につきましては、詳しく見ませんでしたけど、後の議員のほうで余り言ってくれるなということでしたので、私はちょっと省略しますけれども、言いたいのは、私のがつくっております表、3枚目のところに2つ、それから、4枚目に2つありますけれども、まず3枚目のほうの表を見ますと、いわゆる学力というところに関しましては、全国と比べて、同程度、ほぼ同程度、相当低いということになりますけれども、同程度以上の表現はどういう表現があるんだろうかと思うぐらい同程度しか、以下しかないんです。意識調査、生活習慣に関する意識調査のほうを見ると、ようやく、やや高いという表現がありました。これはそんなに乖離はな

い結果だと思いますけれども、中学校のほうを見ますと、上のほうが一般的に言う学力ですけれども、ほぼ同程度、やや低い、低い、相当低い、同程度すらなくなっています。相当低いという言葉があるのかと思うぐらい、ここにぼんと出てきました。3ですね。それに対して、同じ生徒に対しまして生活習慣に関する調査しますと、相当高いというのがあるんだなとここで思ったんですけども、2とあります。これ、同じ生徒の調査結果なんですけれども、えっと私は思うんです。もし、学力が相当低い、低い、こっちのほうの半分を占めているわけですけれども、小学校の保護者の方で、これを見られた6年生の保護者の方どう思われるでしょうか。5年生の保護者の方はどう思われるでしょうか。よく聞くのが、泉ヶ丘中学校とか、それから宮崎市内の私立の中学校に抜ける生徒が多いということを知ります。実際おられますけれども、なぜ、そうなのかということを検証があったのかなと思います。この結果を見れば、少しでも経済的に余裕のある方は、そして、子供がもうちょっと勉強したいと思う子がいれば、当然そういう動きになって、三股中には遠慮しようかなとなるのは当たり前と思うんです。意識はかなり全国と比べて上だけれども、現実の点数と見れば、低い、相当低いなんです。私の子供が小学校のときに、もし、こういうのがあったとすれば、ちょっと考えたかなという気がしなくもないです。その分、ふるさと三股で過ごす、ふるさと三股の学校で過ごす期間が短くなる。ふるさと三股に対する愛郷心というのが、郷土愛というものが薄くなる。そういう気がいたします。

ここまでをちょっと簡単にまとめてみますと、教育環境については他の自治体と比べて劣っているところはない。先ほど言われました。劣っているというのは、耐用年数がちょっと来ているような小学校の校舎がある。そこだけだったんです。あとはすばらしい。県内唯一とか、そういうことを先ほど言われました。そして、また、家庭を含めた生活習慣、それから意欲、意識については全国平均程度以上、かなりあります。しかし、学力につきましては全国平均より低いということです。もちろん全国平均よりも低い宮崎県の平均よりも低いという状況です。どんなことが要因となっているのでしょうか。そして、それにどのように対処すればいいのでしょうか。これまで多くの方々が考えてこられ、そして対処されてきたはずなんです。それでも、これです。三股の小中学生の学力は根本的に低いのでしょうかと疑わざるを得なくなります。このような状況を受けて、教育長としての立場から、どのような思いを持たれますか。伺います。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 今回の正答率の結果、昨年度の結果と比較すると向上傾向にあります。が、小学校、中学校ともに、ご指摘のとおり全国県平均を下回る結果となりました。これまでも指導方法の工夫改善など学力向上対策取り組んできたところがございますが、町全体としては成果が大きく見られなかった今回の結果を重く受けとめております。今後は、今回の結果を踏まえて、一層の学力向上に努め、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒を育成してまいり

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 先日、私は、県の日隈教育長とお話させていただく機会がありました。そのときに、日隈教育長も、県のレベルとして、このままの状況ではいけないという思いを当然のことながらお持ちで、その気持ちを私に対して怒ったように強い口調で言われました。本町におきましても、県と同様、これまでと違う経歴のお方が教育長になられました。今後、今、今後のことについて、既に言っていたかもしれませんが、これまでとは違う何かがあるのでないかと思えます。期待したいと思えます。

子供一人一人の1年1年というものは、そのときしかありません。例えば、3年計画で実績を上げるなどというのは、そのときの一人一人の学力のことを軽んじているのではないかとも感じます。したがって、1年1年の中での目標、そして、その対策、そして、その検証というものが、これまでも行われてきたのですが、結果に、これまで以上にこだわっていただけるようお願いしたいと思えます。「文教みまた」のために、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思えます。何か一言ありますでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） この全国学力・学習状況調査は、文部科学省によりますと、学校でのいろいろな指導の一面をあらわすものであるということではございますが、町民の皆様を初め町議会の皆様にとっても、三股での学習がどのような成果を上げているかということをご理解いただくために大変重要な指標の一つではないかと考えております。

そこで、私といたしましては、来年度に向けての大きな目標といたしまして、現在、教科正答率が県の平均を下回っている状況にございますので、まずは県の教科合計の正答率を目標にしていまいます。このことは、先般9月3日に開催いたしました校長会においても、各校長に伝えたところでございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） これまでも、今言われましたように、全国学力テストはいろいろな指導の一面ではあるという言葉は、もう耳にたこができるほど聞いております。一般町民の方にとってわかるのは、あの結果そのものだけだと思いますので、今言われたように大変だと思えますけれども、よろしくお願ひいたします。

最後の質問に移ってまいります。

実践型地域雇用創造事業として雇用創造協議会が設立されまして、1年と数カ月が経過しまし

た。企画商工課と協議会では、この事業が実施される前に、本町の現状を次のように分析されております。

資料の6に抜粋して上げております。ちょっと読ませてもらいます。地域雇用創造事業の事業概念図から抜粋したものです。

「本町の現状。年少人口比率は県内一であるものの、社会的自立期において転出が転入を上回っており、若者の働く場の確保が重要である。都城市のベッドタウンとして子育て世代の家庭が多く、主婦など、その世帯の所得向上や雇用創出に向けた取り組みが必要である。」

「地域資源活用産業創出分野」については、「農業経営者の高齢化や担い手不足が急速に進むなど、基幹産業である農業の衰退が商工業の販売不振にもつながっている。基幹産業である特産品として始めた、どぶろくは製造農家が2件にとどまり、波及効果は大きくない。ゴマは需要が高いが供給が追いついてこない」と、こうありました。

このような現状に対しまして、どのような動きの、この雇用創造協議会が設立されてから、あと、どのような動きの兆しが見られるようになってきたのでしょうか。

これまでに1年間の振り返りが行われたと思います。事前にプリントで要求しましたところ、30年度の事業実施結果報告については回答をいただいておりますので、詳細ではなく、その結果報告の中から主なものの概況をお聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 地域雇用創造協議会の初年度目標とその実績を通しての状況報告についてお答えします。

まず、実践型地域雇用創造事業は国の委託事業でございまして、町と地域の経済雇用を担う立場である地域の経済関係者とが一致協力して、地域の雇用創造に取り組む事業でございまして。その理念、考え方につきましては、求職者のニーズに合ったセミナーを開催し、能力開発や人材開発を図るとともに、地域の特産品を活用した新商品の開発等を実施し、地域ブランドの確立を目指すものでございまして。その受け皿である三股町地域雇用創造協議会は、平成30年4月から令和3年3月までの計画で、実践型地域雇用創造事業を実施しているところでございまして。具体的には、事業主向けのセミナーを実施する雇用拡大メニュー、求職者向けのセミナーを実施する人材育成メニュー、情報発信や面接会などを行う就職促進メニュー、地域の特産品を活用した新商品開発を行う実践メニューという4つのメニューからなっております。平成30年度の事業実績としましては、セミナー等の参加者が雇用拡大メニューの目標数68社に対しまして、実績数が59社で、達成率が87%となり、若干目標数に達しませんでした。人材育成、就職促進メニューの目標数55人に対しましては、実績数が143人で、達成率が260%となり、実績数が目標数を大きく超えているところでございまして。

一方、就職者等の人数につきましては、計画数が38人に対しまして、実績数が67人で、達成率が176%となり、こちらも目標数を達成したところでございます。

また、そのうち実践メニューで開発した新商品につきましても、目標数3人に対しまして、実績数は3人となり、ことし3月に開催しました成果物公開セミナー後に3品、ゴマのドレッシングとゴマのサブレ、あと、プチヴェールを使ったクッキーが商品化されております。

このように、平成30年度につきましては、目標値を達成したことは評価できると考えております。しかし、セミナーの中では受講者のニーズに沿わず、参加者の確保が困難なものもございましたので、今年度は受講者のニーズに合ったセミナーへと修正し、ハローワークなど関係機関と情報の共有を図っていきたいと考えております。

また、新商品を開発する企業等と協力関係の強化を行って、さらなる雇用の創出に向け、事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今、答えていただきましたもの、資料にあったんですけども、やっぱり、ちょっと、雇用拡大メニューとか、人材育成メニュー、就職促進メニュー、実践メニュー、どうのこうの、一般的に、ぼっと、何ぼか前もって調べておかないと具体的にどんなものなのかというのは、理解がなかなかいかないものだと思いますけれども、数字的には達成率がかなり高いという今報告がありましたけれども、このような数字というものは、他の協議会、他の自治体の協議会と比べて、どのようなものだと思いますか。伺います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 他の状況、他の自治体が行っている、この地域雇用創造協議会の状況というのを今ここ資料がないんですけども、聞くところによりますと遜色ないような成果を出しているということでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 以前に、委員会視察のほうで、和水町のほうに視察しております。そこで、この地域雇用創造事業というものを三股が始めるというのを聞いた段階で行っているわけですけども、その場合、1年目の状況を聞いた記憶がありますけれども、委員視察研修したんですけども、その当時は今よりもわかってない状況で数字だけを記録しているんですが、達成率は人材育成のところを除いたら、かなり高いんですね。和水の場合は。だから、今、ほかの自治体と比べてどうでしょうかとお聞きしたわけなんですけれども、資料の最後をごらんください。

資料の7。日向市地域雇用創造協議会のフェイスブックから抜粋しました。2018年4月

22日付とありましたけれども、「このたび、厚生労働省より実践型地域雇用創造事業の平成30年度第1次採択を受け、4月19日に日向市地域雇用創造協議会の開所式を行いました」。その次なんです。「日向市は3期連続の採択となり、地域資源を活用した新たな雇用創出に継続して取り組むこととなりました」。当然、課長さんご存じだと思いますけれども、このように3期目ということは、都合9年、国の100%の事業ということが続くということとなりますけれども、本町の場合、1年ちょっと過ぎただけですけれども、この事業を次の3年、そして、その次の3年というふうに、今度、日向市が行っているように、継続させ、成長させていく予定というものはどのくらいお考えでしょうか。伺います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今後、この事業を次期にまで継続させる予定があるのかというご質問に対しましてお答えいたします。

本事業につきましては、先ほども申し上げましたとおり、平成30年4月から令和3年3月までの計画で実施しておりまして、この3年間で目標数を達成した後は、ウェブセミナーや6次産業化の推進など、一部の事業を町が継承してまいりまして、現在のところは、次期までの継続させる予定というのをございませぬ。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） わかりました。日向市のように、2期、3期とやる予定がないというお答えでしたけれども、その理由を教えてくださいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 現在のところ、次期の予定がないというのが、この地域雇用創造協議会を申請するに当たって自治体の条件がございませぬ。その一つが雇用機会の不足地域である。もしくは過疎等地域である。このどちらかに該当しないと申請ができないということになっております。三股町は過疎等地域ではございませぬので、雇用機会の不足地域であることが条件となるんですが、こちらはどのようなものと申し上げますと、有効求人倍率が全国平均以下であること、ただし、全国平均が1を超えている場合は1以下であることというのが条件になっております。つまり、全国平均が1を超えておりますので、1以下でなければ、申請ができないということですが、今現在取り組んでおります地域雇用創造協議会の申請時におきまして、本町の有効求人倍率が0.90でございませぬ。昨年度、平成30年度の有効求人倍率が1.09と若干ですが、1を超えております。あと1年半、この事業を進めていく上で、この1をさらに超えていくように大きくしていこうというところで取り組んでおりますので、この有効求人倍率を1にとどめて、次期申請を視野に入れた取り組みというのは考えていないところではございませぬ。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よくわかりました。地域雇用創造事業が続いているところは、雇用機会が不足しているところであり、過疎地域であるということだと判断できるということでしょういいですね。はい、わかりました。

今、その中で、一部については、町独自で継続していくと言われましたけれども、この質問にはないんですが、町のブランド、それをどうしていくのかというのがずっと大きな課題となっております。雇用創造協議会のほうでも、それに一所懸命取り組んでいると聞いています。きのうも、ゴマですか、NHK、ゴマプリン出ましたね。おいしそうですね。どこで食べられるのかと、あのとき思ったんですが、あれも、場所はそこでしたね。撮影場所は雇用創造協議会の一室だと思いましたが、まだまだメジャーになるものが出てこないんですが、あと1年半、その中で、雇用創造協議会を設置した3年間意味があったなと思えるようにしていただきたいと思っています。

きょうは、これで質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） 発言順位7番、新坂議員。

〔3番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（3番 新坂 哲雄君） それでは、発言順位、通告によりまして、7番、ただいまより一般質問を行いたいと思います。

第1番目に、都城市温泉施設料金についてお伺いをいたします。

利用者料金の助成はできないか。市民100円、市外400円と提案してありますが、市民は65歳以上の人が対象になります。

あとは議席におきまして質問を続けたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 都城市温泉施設料金について、利用者への利用料金の助成はできないかというご質問に対してお答えいたします。

都城市や曾於市など温泉施設がある近隣の町では、指定管理している温泉施設を利用する場合、市内に住所を有し、65歳以上の者及び身体障害者手帳等の交付を受けているものに対し、温泉利用施設の料金助成をしています。このことは、高齢者の健康増進を図る目的とともに、指定管理をしている温泉施設の利用者をふやすことにより、市から施設へ差額分の入金があることから、施設の経営安定を目指すものと理解しております。というのは、市内には、民間の温泉施設あるいは類似施設が多くありますけれども、こちらへの助成はございません。

本町の湧出する温泉水は一般利用の温泉施設がないことから、一般利用の温泉施設がないこと

から、元気の杜での生きがいデイでの入浴用として活用しています。

高齢者施策としましては、各市町でいろいろな取り組みがなされております。本町では、高齢者の健康づくりとして、生きがいデイでの入浴サービスを初め、サロン活動、足もと元気教室、元気アップ教室、ノルディックウォーキングの推進、そして、総合型スポーツクラブ活動への参加などなど、積極的に取り組んでいるところです。

このようなことから、現在のところ、都城市が指定管理している温泉利用の助成については、民間を利用している方との公平性の問題もあり、検討していないところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 今、町長の説明はよくわかりますが、町民の人は隣接温泉を利用されておりますので、ぜひ、検討課題かなとは思っておりますが、私も個人的に調査しましたところ、都城市施設6カ所、隣接地の財部3施設、9施設があるということは情報を得ておりますが、私どもも個人的であります。温泉をちょこちょこ利用しております。そこで、よく「三股も都城市と合併しておれば100円で入れるんだがな」という意見もよく聞かれます。それは難しい状況でしょうけども、ぜひ、温泉を、1日置きに行っておられる方も結構いらっしゃるみたいでございませう。どうか、難しい相談でございませうが、今後相談をよろしくお願いいたします。検討をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど申し上げましたように、本町には、まだ温泉施設というのは、生きがいデイでの活用ということで利用させていただいております。都城市としましては、やはり、指定管理している施設が4カ所あるわけです。そこに維持管理をしないといけないわけです。それを果たさせるために、やっぱり、税金投入を直接するわけにはいきませんので、65歳以上の利用者に助成するという間接的な助成というような、そういうやり方じゃないかなと私は思っております。それが非常に65歳以上の高齢者にとっては好評であろうというふうには思いますけれども、しかし、やはり、近くには元気湯もありますし、そして、また、いろんな都城の近くにもございませう。そちらを利用しているところには助成はないんですよ。ですよ。それはちょっと不公平じゃないかな。そこまでやるんだしたら、我が町はちょっと考えないかなと思っておりますけども、指定管理だけというのが、何か都城の場合は、都城といいますか、曾於市もそうなんですけれども、そのようなやり方ありますから、町としまして、今のところ、検討はいたしてないところです。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 町長のご答弁、よくわかりました。やっぱり温泉に行くことが皆さん高齢化の人は楽しみにされている人がありますので、そういう状況であります。

それでは、第2の質問に入らせていただきます。河川環境についてお伺いをいたします。

1番目の長田地区において、浄化槽設置率が悪く、どのような啓発を行っているかの質問をさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 合併浄化槽への転換への啓発についてお答えいたします。

町内における合併浄化槽による排水処理率は45.2%で、単独浄化槽、し尿汲み取り槽での処理率は27.2%となっています。地区ごとの合併浄化槽等の排水処理率について把握はしていませんが、単独浄化槽の製造販売は平成12年度まで行われていたため、それ以前に建てられた住宅の多い長田地区では単独浄化槽、し尿汲み取り槽の設置が多いものと思われま

す。また、合併浄化槽への転換は、平成26年度から平成30年度の5年間において、町内で162件の転換が行われ、そのうち長田地区は7件でございました。合併浄化槽の転換を推進する啓発は、町のホームページや回覧、個別訪問等を行っていますが、今後も生活排水による大淀川の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を目的として、合併浄化槽への転換推進に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 本町につきましては、花と緑と水のまちと推進して、看板もありますが、このような状況ではあります。1番と2番が併用した質問をさせていただきますが、5月の水害のときちょっと土地改良水系の役員さまより提案がありました。現場状況、河川へ浄化されない廃棄物が確認されております。これはもう水系の方がもう写真も撮ってあって、地元の農家から苦情、不満等の声があがっております。現地を確認いたしましたところ、河川への白い物体がいっぱい溜まっていたということでありま

す。長田峡の自然環境に影響が出てくると、今後思われます。今後の対策が必要と考えます。よろしくお願

午

前11時45分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、再開します。

新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） ちょっと言葉が悪かったですので、訂正をいたしますが、一応農産物の影響はないかということではありますが、ある程度長田地区は稲作で長田米という銘柄がありますが、こういったものについてもいろいろな外部から批判が出ております。これで長田米といえるのかということも外部からよく私たちの耳に入って、最近外部のほうも長田の状況につ

て、詳しく私たちに要望があります。その辺のところも考慮していただきたいと思います。

ちょっと緊張しましてあれですけど、対策を一応どうしたらいいのか考えて。

○議長（重久 邦仁君） 休憩。

午前11時47分休憩

午前11時47分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開します。新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 何度も済みません。農産物への影響はないかを質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 生活排水を農業用水として利用した場合の農作物への影響についてお答えいたします。

生活環境保全に関する環境基準では、農業用水への利用目的への水質基準はBODの値が8ミリグラムパーリットル以下が望ましいとされていますので、この辺りを超える水質の水は農業への影響はあると考えられます。生活排水だけを農業用水として利用する場合には、BODの値は高いと考えられますが、沖水川のBODの値は水浴への利用目的の基準である2ミリグラムパーリットル以下であるため、河川水を農業用水に利用している場合には農業への影響はないものと考えられます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 影響がないと言われても、やっぱり浄化されたのは影響があるんじゃないかな、浄化されない排水については影響があるんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 先ほども答弁させていただきましたが、浄化されない水を直接農業用水で利用する場合には、影響があるのではないかというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 河川については、これで終わりたいと思います。

次に、長田小通学路について、長田地区県道33号線、今後の歩道整備計画にお伺いをいたします。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 県道33号における長田地区の歩道整備については、都城市、

県議、市議会議員市議会議長及び町議会議長を交えた都城市三股町行政懇話会でも要望し、県知事への提言を行っております。具体的には、今年度は6月27日に都城市役所のほうで行っております。提言の内容につきましても、国道の歩行者の安全対策の推進についてという中で、具体的に県道33号における三股町長田地区の歩道整備を早急に図ることという文面を入れております。長田小学校校区の通学路では轟木地区から大八重地区までの間で断続的に整備されているのは確認できますが、今後についてもこれまで同様、県に要望を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 長田小学校区につきましては、歩道がないために朝夕父兄の方は送り迎えをされておるんですが、非情に大変だろうと思っております。これも長年の要望ですけども、早く、町とはちょっと関係ない県の関係にも携わってくるとは思うんですけども、ぜひ早急に歩道確保を希望しております。関連ですが、北郷線の33号線、非常に大型車の交通量が多いため、非常に安全面で必要かなと思っております。

それと、けさ方ですかね、学校側から歩道の整備、白線が消えているということで、けさ学校に行ってきましたけれども、2カ所の要望がありました。馬渡平男さんのところの横断歩道をつけてください。白線をやってくださいということと、下仮屋のわらびの里のところの横断歩道、白線、これが要望がけさ方ありました。学校側から注文がありました。一応そういうことです。

以上です。いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 休憩。

午前11時53分休憩

午前11時53分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開します。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 4番目に入ります。県の県営の要望について、役場内に町民からの県の要望窓口は設置できないかの質問をさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 町民の意見、要望等に耳を傾ける窓口、機会としまして、町民室、地区座談会の開催、受付に備えてありますまちづくりご意見箱、また現場での対話、打ち合わせ、事務連絡協議会及び役場各課での相談窓口を設けているところでございます。町民からの相談内容は種々多様であることから、専門的要素や協議、調整を必要とする事案も多く含まれ、窓口の一本化による対応は効果的ではないと考えております。特に、国、県への要望事項は関係部署間及び県との協議、調整を必要とする事案や専門的要素が必要とされることから、従来通り相当す

る各課での相談窓口での対応が望ましいと考え、県への要望窓口の設置については考えていないところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） やっぱり町民から県に対する意見が1回1回くるんですけど、私どもも対応に困ることが結構あるんですけども、やっぱり一般町民からすれば、やっぱり県のほうに直接は身が引けるとかそういう問題があると思うんですが、何かこうこの市町村もこういう状況なのかなと思っておりますが、どうか窓口をどこか設けていただきたい、意見があると思います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま総務課長が回答しましたように、相談内容がやはり専門的になったり、そしてまたは複雑な問題を抱えたりしますので、やはり役場のそれぞれの担当課のほうを取り次ぎしまして、県へ相談、また要望というのが1番流れとしていいんじゃないかなと。相談窓口をつくっても、1カ所にまとめても、その部署では解決できないから、また担当窓口のほうとやり取りしなくちゃならないと、二度手間になるんじゃないかなと思います。ですから、今の体制で進めていきたいなと思いますので、役場のほうにまずは相談してほしい。あるいは、また県のほうがよくわかっていらっしゃれば、県に直接お話していただいても構わないと思います。

○議長（重久 邦仁君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 町長の説明はよくわかったんですけど、以前、地区の座談会についてもこのような意見が結構あったと思うんですけども、やっぱり第1に道路の関係が1番多いんですけど、やっぱり隣接しているところの苦情が非常に多いですけども。やっぱり家が隣接して、家が揺れるとか、そういうこともこの前座談会で出たような話は聞いておりますけれども、やっぱり結果的にいつ実行されるのか、そこ辺が難しい面もあるとは思いますが、非常に難しい相談でございますが、皆さんの町民の要望としましては、いつもそういう意見を聞いております。解決策を考えないといけません。

以上で、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） これより、昼食のため、13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時57分休憩

午後1時26分再開

○議長（重久 邦仁君） これより、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位8番、福田議員。

〔5番 福田 新一君 登壇〕

○議員（5番 福田 新一君） 発言順位8番、福田新一。いつもどおり、今の心境を短歌で一首よみます。長月に、実り多きを、願いつつ、文教三股の、底力呼ぶ。長月に、実り多きを、願いつつ、文教三股の、底力呼ぶ。今回の一般質問も6月に引き続き、運がいいのか悪いのか、再び大トリの再度の質問となりました。これから先の三股町を見据えるときに今何をすべきかをともに考えてみたいと思います。

まず、現在本町が外部から見て、輝いているところは何か。例えば、人口増加率や年少人口割合が県内トップという現実。そしてさらに、資料1ページをごらんください。先日、転入超過67人で断トツの記事が出ました。転出超過本県23市町村、資料のほうです、総務省の2018年人口移動報告の詳細集計で、県内は23市町村で転出者が転入者を上回る転出超過、社会減となったことが13日わかった。県全体の社会減は、3,087人。超過数は前年より265人ふえた。同年までの5年間の累計は1万6,000人を越え、依然として若年層を中心に大都市圏への人材流出に歯止めがかからない状態が続き、そして下のほうです、逆に転入超過は三股67人、高原7人、綾4人の3町に留まり、人数も少なかった。三股町企画商工課は都城市に近いベッドタウンという好条件に加え、しかも比較的安価とあって、子育て世代の流入がふえているとみる。県は社会減対策を2022年度までの4年間の総合計画アクションプランの重点項目に据えた。そして、最後のほうです。県総合政策課は、社会減は本県にとって最重要課題だ、宮崎で暮らす、働くよさを創出し、何とか県全体で歯止めをかけたいとしている。昨日の一般質問の中に、県の構想にもない、単独で町で計画しても県の構想がないとなかなか思うように進展しないという話がありました。ここにははっきり県総合政策課はということで、ここに力を入れていくと県の方向も向いております。ですから、やはり町から発信して行って、県の方針に沿っていくべきだと私は考えます。

このように、本町が抜きん出ている現実をはっきり知り、その理由は何かを明確にする。そして、守り続ける点、改良していく点、開拓していく点を今それぞれ真剣に考えるときだと思えます。まず、本町の優れている点、輝いている点、その理由をお尋ねします。あとは、質問席にて行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 本町の輝いているところをどう生かすかという質問の中で、本町が他より抜きん出ているところのその理由についてお答えいたします。

我が国の総人口は第一次ベビーブーム1947年から49年や第二次ベビーブーム1971年から74年等を経て、一貫して増加傾向でありましたが、人口のピークである2008年に1億

2,808万人に達した以降は減少傾向にあり、国立社会保障人口問題研究所が公表した日本の将来推計人口によりますと2055年の人口は1億人を割り込み、さらに2065年には9,000万人を割り込むまで減少すると推計されております。このように、日本の人口は減少していく一方で、大都市圏への人口移動による一極集中が進んでおり、地方都市では2045年までに人口が20%減少するというのが普通で、50%以上減少する市町村も少なくないという厳しい推計がされております。宮崎県においても昨年10月1日の推計人口年報によると、人口が1年間で8,317人減少しており、県内26市町村のうち25市町村で人口が減少しており、増加したのは三股町1町のみとなっております。また、総務省の2018年人口移動報告の詳細集計では県内23市町村で転出者が転入者を上回る転出超過となった中で、本町は転入者が転出者を上回り60人の転入超過となったところであります。先ほど、議員が説明したとおりでございます。14歳以下の年少人口の割合におきましても、平成27年の国勢調査において、県平均が13.7%なのに対し、本町は16.9%となっており、県内では一番大きな数値となっております。また、2045年の推計におきましても、本町の年少人口の割合は16.8%と推計されており、人口は徐々に減ってはいくものの、年少人口の割合は維持されるものと思われま

このように、人口を維持することすら厳しい状況であるにもかかわらず、転入超過や高い年少人口割合、人口の微増などが本町がほかより抜きん出ているところではないかと考えます。

それでは、その理由についてでありますけれども、本町は以前より都城市のベッドタウンとして人口を伸ばしてきましたが、平成5年に都城市と旧北諸5町がまとめた都城地方拠点都市地域基本計画において、居住拠点地区の指定を受けたことから、さらに住みよい町の構築を推進してまいりました。また、本町では比較的はやい時期から子育てに優しい町を打ち出しており、他市にわたる子育て支援策に取り組んでいますので、結婚されたばかりのご夫婦であったり、これから子育てをされるといった世代の方々が本町へ転入して来られるのではないかとこのように考えます。

以上、回答といたします。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） ありがとうございます。いま、町長の説明の中にもありましたとおり、早い時期から三股町は子育てに優しい町ということで名が通っております。

そこで、本町の特徴としてこれを捉えてみたいんですけども、私自身本町が子育て支援に恵まれていると、周りからよく言われることがあります。しかし、どの項目で、どれくらい本町が子育てに恵まれているのかというのを明確に説明できません。今回、三股町、隣町の都城市、そして宮崎市を子育て支援事業について時期と要するに成長時期、そして項目別に、この三股町、都城市、宮崎市を比較した表をつくってもらいました。ありがとうございます。資料をもらんく

ださい。2ページからになります。私、これを見るところ、ここが明らかに経済的に、そして補助事業的にそういった面で本町が優れているんだなという点がなかなか見あたらないような気がします。せっかくですので、この資料をもとに、どこが本町は子育て支援に恵まれていると言われるゆえんなのか、説明をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 本町が子育てしやすい町である理由についてお答えいたします。

子育て支援事業の本町と他の市町村を比較しますと、乳児の家庭訪問や育児教室など三股町が充実している事業もありますが、産婦を対象とした健診やサポートなど、他の市町村が充実している事業もあります。三股町が子育てしやすい町であるといえる特別な事業はありません。しかし、生後2、3カ月未満の全ての乳児と産婦の家庭訪問や乳児健診、乳児相談でのきめ細かい対応は子育て中の母親、父親にとって心強い支援になっていると考えています。福田議員より提出されました資料の2ページから4ページをごらんください。左側に妊娠期、乳児期というように、発達段階に合わせた項目を設けております。その後、事業名、三股町、都城市、宮崎市というように事業の比較をしております。まず、乳児期の各事業は一連のつながりがあり、生後2、3カ月の時期に助産師による家庭訪問、生後4カ月で母子保健推進委員による家庭訪問、並行して育児教室や乳児健診、乳児相談があり、必要な支援ができる体制ができております。例えば、乳児健診で子供の体重がふえず、母乳やミルクが不足しているのではないかと不安を抱えている場合、2週間後に体重を測りにきてもらうなど、母親、父親に寄り添う支援ができているところが三股町のよさであると思います。

また、子育て支援センターでの親子の集いの場の提供、ファミリーサポートセンターでの子供の預かりや送迎等の事業への助成等も行っているところです。幼児教育、保育におきましては、10月より3歳から5歳の保育料が無償化されますが、平成30年度は町単独で9,624万円の補助をしており、所得の高い人の保育料も含め、国の基準より安く設定しております。このような支援が母親や父親等の口コミで三股町が子育てしやすい町といわれているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今、説明あったように妊娠前からずっと乳幼児まで、その成長期とあわせて事業名を並べて、そして三股町、都城市、宮崎市と比較した表をつくっていただきました。表に出ないソフトな面が三股の特徴なんですね。資料にある乳幼児部分の妊産婦、乳生児訪問、乳児健診、乳児相談の面で他の地域より進んでいるということですか。いや、そうかもしれません。箱物を補助事業的なものが即評価に取り上げられがちですが、1番手のかかるこの時

期に困ったときに支援されることが、今課長の言葉からも出ました口伝えで三股町は助かるという評価を得ているのではないかと思います。

そこで、このよい評価を受けている今、さらに今後このいい面を強化するにはどんな施策をお考えですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） このような好条件のもと、次のステップは何かというご質問について、お答えいたします。

本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標でもありますが、「しごとを元気にし、若者が安心してはたらける『みまた』をつくる」「行きたい、住みたい『みまた』をつくる」「縁結び、結婚、出産、子育てしやすい『みまた』をつくる」「地域と地域、人と人をつなぐまち『みまた』をつくる」。これらの目標達成のために、各種事業等に取り組みながら町の将来像である自立と協働で創る元気なまち三股を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 大好きな言葉です。自立と協働で創る元気なまち三股。先にきょうは言われてしまいました。

ちょっと話が戻るんですが、実はこの資料をつくってもらったときに、都農町が三股に追いつけ追い越せとばかり、子育て支援に力を入れていると関係者に聞きました。9月の3日でしたが、急遽福祉課に出向いて、都農町も同じように比較してみまじょうかと相談し、同じ系列で加えていただきました。その資料も後ろのほう、別紙1枚付いていると思います。

それ比較しますと、いただいた資料では1番目に着くのは小学生、中学生ともに都農町のほうは通院まで無料、三股のほうは小学生、中学生、入院は無料ですけども通院に関しては、小学生は一部負担、中学生はそのまま有料。これに対して、都農町というのは、小学校、中学校通院まで無料。この差は三股に勝る子供の医療費助成内容だなと思いました。

先ほどから言っていますように、町長もよそよりも先に手掛けた政策が三股の子育て優しい町とおっしゃいましたけど、いま一度町長、子育て支援に対し、輝き続ける本町の意気込みを含めた意味で体制をお聞かせいただけますか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 他の市町村をこう見てみますと、いろいろな子育て支援策に取り組んでおります。本町も同じような取り組みをさせていただいておりますが。もうはっきり言いまして、どこもドングリの背比べみたいな感じなんです。そして、またこの医療費の助成であっても、都農町をおっしゃいましたけれども、東京都なんか既に以前からもうやっていますよね。

中学生、高校生までの無料化。財政豊かなところはできるんですよ。それで、我が町の分は去年の10月から中学生までという形で取り組ませていただきました。なかなかやはりこの財政状況見ながら、何ができるかというところなんですけど、制度的な面でできるというのはある程度限られております。

ただし、我が町で何が必要なのかというところを十分吟味しながら、いろんな取り組み等をさせていただきたいと思います。子育て支援の中で乳幼児に対して、最初、我が町でつくってありました木製のスプーンをに乳幼児に配付しています。非常に大変好評であります。それとまた、ブックスタート事業。本の読み聞かせ。そちらのほうも我が町のほうは早かったんじゃないかなと思います。特にこの子育て支援と言われるところで、本町が口コミで広がったというのは児童館ですね。児童館を集落館というような形で活動されておりましたけれども、児童館がこの町内に各集落にあるというのは県内の中でも当時は珍しかったんじゃないかなと思います。そういうところで子育て支援ができるということで、そういうふうはこの子供たちの居場所があると、これも1つの取り組みとして、三股が早かった、そういうのがまた口コミで広がるというふうなこともあるんじゃないかなと思います。

今後、やはり限られた財源の中で何をやるかということでございますので、先ほどインフルエンザのお話もございました。いろんな提案がございますので、十分検討しながら、取り組んで検討してまいります。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 前議員の回答の中にもありましたけども、この表にはないですけど、隣町に比べてロタウイルスとおたふくかぜ、この予防接種というのもうちは先にやっているということをお聞きしました。やはり、限られた中ででしょうが、トップを走っておりますので、そういった意味では町民と常に吟味しながら、輝いたところはさらに生かして行ってほしいと思います。

このように、せっかく子育て支援のよさで本町に集った子供たちが成長するにつれて、出て行くのではなく、本町に残るために、子供たちが三股の魅力を知り、三股に希望と夢を持つチャンス、機会をつくるべきだと思います。

少し話がずれますが、投票率の悪さの原因を追究した6月議会において、総務課長が答弁の中で、それは教育が問題です。教育が大事なんです。と言われたときに、私ははっとしました。なるほど、選挙権は18歳からですが、大事なのは小中学校からの教育だということです。広報みまたの7月号に三股西小学校、長田小学校の田植え体験が掲載されておりました。きっと稲刈りの収穫まで体験して、職の喜びまで学び、一貫した食育学習だと思います。基幹産業が農業である本町としては貴重な体験学習です。そこで、さらに突き進めて、1件の農村家庭に3、4人の

児童で宿泊する農泊体験もいいと思います。その農家の方々とふれあいを通じて、三股の農業を知るチャンスかもしれません。子供たちにとって、予想以上の収穫と変化があるかもしれません。町長、教育長、農業を学ぶという観点からさらに突き進めていくという意味で、頭の隅に農泊体験というのを入れておいてください。子育て支援のよさで本町に集った子供たちが成長するにつれて出て行くのではなく、本町に残るために三股に魅力を持つチャンスをつくるべきだと思います。地元の企業も機会あるたびに見学したり、体験学習することにより、無限に満ちたものづくりの楽しみ、喜び、夢をここ三股で抱き続けるきっかけを見つける可能性があります。子供の心に芽生える可能性があります。だんだん東京一極集中ではなくて、地域で豊かさを見つける動きが出てきております。地元にも優れた技術を持つ企業が多くあります。百聞は一見に如かず、企業に出向いて直接企業で働く本人から、企業の目指す目的や社会への貢献内容を聞くことにより、三股で豊かな人生を見つける可能性があります。資料1ページの下のほうをごらんください。地元企業魅力知って山之口の児童見学ツアーというのが、8月28日の宮日新聞の記事がありました。都城市山之口町の山之口地区まちづくり協議会は21日地元企業を子供たちが巡る見学ツアーを開いた。3小学校の5、6年生22人が業務内容などを学び、郷土への愛着や職業観を養った、とあります。地元企業の魅力を知って、本町もこの都城の協議会と連携して、郷土の豊かさを育むという提案はどうですか。特に、企業見学です。どうでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 若者の流出というところが大きな課題となっておりますが、子供たちのときから郷土愛を持ってもらって、地域にある企業を知ってもらうということは大変重要なことではないかと考えております。農業体験や地元企業見学体験などを行って、地域のことを知っていただくというのは有効な手段であるかと思っております。

中学生におきましては、地元の企業や役場などで職場体験を学校行事の一環として行っておりますが、先ほど福田議員のほうからご紹介いただいた小学生ですね、小学生の時分からこういった地元の企業を紹介していったり、体験していったりっていうのも大変重要なことじゃないかなと考えておりますので、そういったところはまた学校のほうとも調整が必要にはなってきますけれども、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 本当に子供たちの夢とかいうのは小学校のときにひよっとするとそういう育み続けるのかなという気がします。やっぱり自分たちの過去をたどったときにも、ある強烈な先生からは、もし三股町のためにこういうことを一生懸命学んで、三股町を豊かにするんだぞとか言われたら、ずっと頭の残っているんなのが吸収されるとか、そういうこともあると

思いますので、ぜひ本当に無限に満ちたものづくりの楽しみ、喜び、夢、三股で見つけられるようなチャンスを皆さんと一緒につくっていききたいなと強く思っております。それにこういった計画も予算の中にぜひ加味してほしいと思います。子供たちにふるさとの豊かさを紹介し、郷土にて生活することに芽生えるチャンスを与えましょう。大学進学とか、一旦故郷を離れた人も本町にて幸福に生活が送れるように、環境を整えるときではないでしょうか。

先日、中学校の体育大会にて、万歳三唱の唱和の機会を得ました。私はこんな言いました。「一旦、三股を離れることがあっても、なるだけ早いうちにふるさと三股に帰って来てください。」と呼びかけました。生徒から大きな声で、はいと返事が返ってきました。私は思わず、「ありがとう。」とまた返してしまいました。

そこで、引き続きですけれども、若者の雇用創出の具体策についてお聞きしていきますが、まず、I T情報技術関連企業誘致の状況はどうなんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） I T企業の誘致の状況について、ご説明いたします。現在、ホリデー株式会社というI T企業の誘致活動に取り組んでいるところでございます。ホリデー株式会社はインターネット上で観光地情報や観光プランを公開している会社でございます。既に町内からも含む地元雇用を4人しております、現在事務所にするための賃貸物件を町内に町のほうも一緒になって探しているところでございます。また、宮崎県の東京事務所とも連携をとって、新たなI T企業の誘致についても進めているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） いいですね。本当にそういうことは理想だと思います。地域に根付いたサービス産業という言葉がマッチするかどうかはわかりませんが、今課長からおっしゃったように、本町出身ならなおいいでしょうけれども、そういった都会の人たちとの関係がつながっていくと、いよいよどんどんこの町で地域おこしなんかが発展していくんじゃないかと、そういうのは可能性がどんどん出てくると思います。

少し違う話ですが、地域に根付いたサービス産業という言葉がマッチするかどうかわかりませんが、本町の現状を見ると、このような仕事をするチームがあったらいいなという面から、本町に必要な仕事は何か考えてみました。資料の5ページに入れましたけれども、町のあちこちにふえる空き家問題、実は、これは私の家の近くで自分でいろいろ管理している家なんです、娘さんが1人滋賀県のほうにいらっちゃって、草が伸びたころシルバーのほうに依頼して、草刈りを依頼したり、もちろん支払いは向こうでやってもらうんですが、そういった感じで管理している全くの空き家になっております。そして、下のほうは、今度は耕作者がいないために放置されたまんまの田んぼや畑があります。私事で恐縮なんです、先日こんなことがありました。お盆前、

大雨のときに隠居のほうで雨漏りがありました。1回漏ると、少しの前でも漏り出し、畳1枚びしょびしょの状態でした。そこで、新聞のチラシにあったある業者に電話してきてもらいました。昭和44年生まれ、50歳の青年、都城工業建築科卒業、瓦製造会社勤務の後、退社して、郷土で困った人の手助けをやろうと一念発起、事業独立。企業で身に着けた技術を生かして、スピード感とノークレームをモットーにスタートしましたと言っていました。屋根裏に入り、雨漏りの原因を突き止め、瓦16枚取替工事を夫婦で半日で終えました。非常にさわやかな青年で、あなたたちみたいな人が今から三股にも必要だよなということを書いてしまいました。また、畜産業の作業内容においても、例えば、肉体労働といいますが、労働の大きい飼料やサイロ詰めというのは若者のほうで分担するとか、そういった年齢で分担する作業も考えられるのかなと思います。もちろん、そこにはそれ相応の賃金というのは伴います。

地域の特性に即して、地域の課題を解決する。もう1回言います。地域の特性に即して、地域の課題を解決する。そういった取り組みがないのかなと思っていた矢先、たまたま福井県のある地域の活動がテレビにて放映されていました。慌てて録画して、何回も見たんですが、地域活動に参加する学生や若者のグループに町が空き家をシェアハウスとして2カ月間無料で貸し出し、農家の手伝いや地域おこしを計画的に行っていくのです。この段取りを行政が行うのです。もう1回読みます。地域活動に参加する学生や若者のグループに町が空き家をシェアハウス、シェアハウスというのは要するに何人かで協働するという意味ですが、2カ月間無料で貸し出し、農家の手伝いや地域おこしを計画的に行っていく。ここにさっき課長もおっしゃった東京都のIT関係での連絡をとったり、いろんな計画を本人たちでどんどんやっていく。そのステージを行政のほうでつくってやろうという、そういう企画でした。これについては、南九州大学も園芸学部もありますし、町が空き家をシェアハウスをして困っている仕事を応援に入るとするのは三股においても非常に参考になるんじゃないかと思えますけども、いかがでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 空き家の問題というのも昨年家屋、土地統計調査を行ったところ、県内の空家率というのが15%と出ております。本町もそれを照らし合わせると、相当な数の空き家があるんじゃないかと考えております。今後、総合戦略を推進する上で、このような問題を解決していくことは、大変重要なことであると考えますので、その仕組みとか支援のあり方という点につきましては、今、議員のほうからご紹介いただいた件なども参考にしながら、検討してまいりたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 最初に当初言いましたように、県そのもの、国そのものが今、東京一極集中じゃなくて、地域のほうで豊かになるんだよ、そういうのを希望しています。指示待

ちじゃなくて、町から率先して発信していくときじゃないかと思います。町長、よろしくお願ひします。

話、次にいきます。ことし7月に地域おこし協力隊員に就任された江森氏の活動内容について、お聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 7月に就任した江森氏の活動内容についてお答えいたします。

地域おこし協力隊の制度は人口減少や少子高齢化の進行が著しい地方において、地方自治体が地域外の人材を誘致し、定住定着と地域力の維持強化を図ることを目的に総務省が平成21年度より制度化しております。この制度に期待できる効果としましては、外部からの視点による地域活性化や任期満了後の定住などが挙げられます。ことし7月1日に地域おこし協力隊として本町に着任いたしました江森聡氏ですが、埼玉県蕨市出身でございます、ドイツで日本食材を扱う会社に15年間勤務した経歴を持っております。

主な任務としましては、本町の農畜産物を初めとした特産品のピーアールや販路拡大、また自身の経歴を生かした海外への売り込みなども考えております。今、現在具体的な活動としましては、よかもんやでの研修であったり、地域おこし協力隊としての研修のほか、まずは三股町を知ってもらおうということで、町内の事業所等にお邪魔しての顔つなぎも徐々に進めておまして、その中では海外への売り込みについて積極的に取り組みたいという事業所の方もいらっしゃるところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 現任者の地域おこし隊員の笠島さんっていらっしゃいましたけども、彼とのタイアップしての相乗効果というのは望めないのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 現任者の笠島氏とのタイアップについて、お答えいたします。

地域おこし協力隊として3年目となる笠島夫妻でございますが、夫の一郎氏が長田地区の活性化、妻の幸代氏が観光ピーアールを主な任務として活動していただいております。そこで、笠島夫妻と今回着任した江森氏とのタイアップについてでございますけれども、既に江森氏が長田地区で行われるイベントにかかわっていたり、観光ピーアール事業に同行していたりしております。身近に同じ地域おこし協力隊がいて、お互いに連携が取れるということは何よりも心強いことでしょうし、活動する上でのヒントなどを多く得られるものと考えます。また、相乗効果といった点でも、期待がもてるものと考えております。地域おこし協力隊の制度は本町が進める総合戦略や地域の活性化に有効な手段であると思っておりますので、国からの財政措置もございまして、今後も

有効に活用していきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 単独で終わるんじゃなくて、そういった引き継ぎながら相乗効果出すということは、効果があるんじゃないかと思います。

それと、先ほど課長のおっしゃったIT企業誘致の件で、ホリデー株式会社でしたっけ、観光の何かとおっしゃったんですが、実質笠島さんも任期が終わった後は何かそういった観光を一生懸命手がけていきたいというようなことをおっしゃっていたんで、非常にそういう意味じゃあ全部つながってきて、1足す2足す3じゃあなくて、それぞれが能力を発揮しながら、三股町の活性化にもろに生きてくるような活動になっていくような気がします。ぜひそういうのは、案内といますか、そういう舞台をつくっていったらいいなと我々も思いますので、また関心を持つところです。ぜひ、そういう相乗効果を出してほしいと思います。

続きまして、前議員が質問しておりました、楠原君ですが、全国学力テストの結果と対策についてというところの質問ですが、1番の調査の結果についてというところはもうだいぶ答え得ましたので、省いていきたいと思います。資料の6を見てください。この通告に書いています過去3年間の推移と今後の対応策についてで出したんですけど、過去3年間とといいますと、受験したメンバーというのは違うんですね。そこで、過去3年間を並べたってあまり意味ないということで、その資料6に置いたのは平成28年度小学校6年生、そして3年経って、平成31年度中学3年生、ここを比較してみました。というのは、ここ平成28年度小学6年生というのは、31年度は中学3年生ですから、ほぼ同じメンバーの結果ということになりますので、そこに目をつけてみました。この結果を見ますと、前議員も言っていましたけれども、例えば、上の平成28年度の小学6年生のグラフの下の表を見ますと、2教科の平均正答率は前回の調査より相当高く、全国平均よりほぼ同程度との結果です。2番目にしましても国語Aについて、全国平均よりやや高く、漢字の読み書きなども伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項についても全国平均より高い結果。そして、4行目ですが、算数Aについてですが、前回調査よりもやや高く、全国平均とほぼ同程度ですと書いています。常にここに出てくる言葉が、小学校6年生のところでは、高い、高い、高いという字が非常に目立つんです。そして、その箱の中の最終には、活用力を育むために、授業改善を図ってきたことの成果が表れていますという評価を受けています。これに比較しまして、ほぼ同じメンバーでの中学3年生になったときの結果ですよ。その下の枠を見ますと、3教科の平均正答率は全国平均よりやや低いです。国語の正答率については、全国平均より低い傾向です。全国平均より相当低い結果となっています。数学の正答率については、全国平均よりやや低いです。もう低い、低い、低い、低い。蛍光ペンで高いを青、低いを赤でしますと、上は青が多いんですけど、下はほとんど赤という、こういった同じようなメンバーなのに、

この差が出ているっていうところの理由は何だろうかと思います。

ある方からは、この中学3年生の結果が思わしくないのは、小学校から中学校に上がるときに、優秀な児童は泉中とか五ヶ瀬中とか、またはラサールとか、それから宮崎市内の私立中に行くので、平均点が下がってしまうと聞きました。また、来年度は教科書が変わるので、その選書に先生が忙しかったから落ちたんだとそういうことも聞きましたけども。前議員が先ほど教育長への質問で、この下がった要因は何ですかとか対処方法は何だったですか、そもそも三股は能力が低いということですかというような質問に対して、教育長は、前回よりもやや上向きにあります、それと、学力向上の対策をしていますとか、非常に抽象的な回答をされていましたので、もっと具体的にこれについての回答をお願いしたいと思います。それと、先ほど私申しました、中学校はほかの学校に行くから低いとか、そういうものは本当にあるのか。それとか、選書をしたから先生が忙しいとそういうのが理由になるのか、それについても含めてご回答をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） まず、過去3年間の推移と対策ということでお答えをさせていただきます。

まず、昨年度までは全国学力学習状況調査、国語、算数、中学校では数学ですが、Aの主として知識をみる問題とBの主として活用をみる問題とに分かれておりますので、それぞれA、B正答率の平均値等を比較してお答えしたいと思います。

平成28年度の小学校の学力調査の結果につきましては、国語は全国及び県平均と同程度の結果、また、算数は全国平均とほぼ同程度、県の平均と同程度の結果でございました。議員がおっしゃいましたとおり、平成28年度の小学校6年生が今年度の中学3年生ということになりますが、国語は全国平均より低く、県平均よりやや低い結果でございました。数学は全国平均及び県平均よりやや低い結果でありました。正答率の推移でいきますと、小学校6年から中学校3年で国語、算数、数学ともに低下しているという状況でございます。

低下する原因でございますけれども、先ほど町外の学校に進学ということを経験された方も、町外の中学校への進学というのはひと桁の割合低い数字でございますので、まずは、昨年度の9月議会で福田議員からご質問がございましたけれども、学力向上にはその教職員の授業における指導力向上も課題の1つでございますが、特に中学校1年生においては部活動と家庭学習との両立ができていないことも要因ではないかと考えております。

対策でございますけれども、まず本町では、見通しを持たせる目当てを提示し、学び合いで考えに深まりを持たせ、確かめることで学習内容の定着を目指すという三股モデルという授業モデルをつくっております。まず、その一層の定着と県が作成しております個々の教師の授業に対する4つのチェックポイントと学校の組織的対応に対する4つのチェックポイント、これによる授

業改善の確かめ。さらに、教師用タブレットパソコンや導入を予定している学習用タブレットパソコンなどのICT機器の効果的な活用など、全職員が同じベクトルで学力向上対策が進められるよう、指導するとともに部活動の活動時間の改善、保護者、地域との連携を図りながらの家庭学習の充実にも努めてまいってきております。その結果、今年度県が実施いたしました宮崎学力調査、これは中学2年生が対象でございますけれども、その結果では、学力の低下はみられず、取り組みの成果が数値として表れてきているのではないかと考えております。

また、今年度の新たな対応策といたしまして、昨年度から三股小学校で放課後学習会というのを開催しておりますが、今年度は10月より三股中学校でも1年生を対象に放課後学習会を実施いたします。地域の学習支援サポーターの支援を受けながら、生徒の学習意欲の向上や家庭学習習慣の定着の支援を行ってまいります。さらに、ことし、三股中学校は県が推進する学力向上の重点支援校にも指定されております。年間3回、県と町の指導主事で編成する支援チームが学校を訪問いたしまして、授業参観を行うとともに、個別のミーティングを繰り返し行うことにより、授業改善に向けて具体的な指導支援を行ってまいります。

また、意識調査の関係でございますけれども、生活習慣に関する項目等において、肯定的な回答の割合が小中学校とも全国より高い傾向にあることや自己肯定感、思いやりを持つことの大切さを感じている割合も高いという結果からも、これまでの文教三股の伝統教育をとおして、心身の健全な成長が図られているということがいえると思っておりますけれども、児童生徒憲章制定後、9年が経過いたします。そのため、文教三股の伝統教育につきましても、これまでの経緯や成果を踏まえつつ、改めて共通理解を図り、今後の各学校間の連携や小中連携に向けて、具体的な指導支援を行ってまいりたいと考えております。こういった取り組みの結果、楠原議員の質問で大きな目標として、学力テストで県の平均ということをお答えしましたけれども、こういった地道な取り組みをとおして、その成果が数字に表れてくればなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 詳しい説明ありがとうございました。課題をいつになったら解決できるかというのが課題だとかいうわけのわからないような内容はちょっと問題ありましたが、今、教育長おっしゃったような、あくまでも学力テストのこれは一面ではあるかもわかりませんが、かと言ってこれを放っておくのかということ、それではいけないと思う。今こそ、本当にそれが解決できましたというところまでしつこく今みたいな地道なやり方で結果を出すときじゃないかなと思いますので。

実は、私その次に資料として7ページに小学生の基礎学力を磨きますというこの記事を入れていたんですが、今、この紹介する前に教育長のほうから今度の中学校でも児童あわせてそういう

ことを始めたとおっしゃったんで、もう何か先取りされたような気がしたんですが、参考までに資料7の下のほうをちょっと読んでみます。小学校の基礎学力を磨きますという常総のほっとサタデー教室という例ですけど、下のほうです。元教員である5人の学習指導員は児童の学習を見守りながら、必要に応じて声をかけたり相談に乗ったりします。受講する児童だけではなく、保護者の教育相談に応じることも大切な取り組みとなっていますということがあります、今教育長のおっしゃられたそれをぜひ実行して結果を結びつけてほしいと思います。

去年でしたか、地区の夏休みに入ったとき、地区の中学生の父兄を前に、中学校の女性の熱心な先生が父兄の方にアドバイスされていたのが、私は非常に強烈だったんですけども、まず、勉強の習慣を変えないでください。それだけなんです。決まった時間に決まったところの机に着かさせてください。それだけを徹底してください。それが習慣なんです。その習慣を徹底させてくださいねって熱心にぴしっと言われてまして、それに反論する父兄も誰もいませんでしたけど、やはりそういった具体的にこういうことをしなさいという指導のほうが父兄のほうにも伝わりやすいのかなという気もします。どうしても言葉では、向上のためにとかいうそういった抽象的な言葉になるんですが、そういった具体的な決まった時間に、決まったところで机に着きなさいって、そういうのが習慣づけていくのかな。そして、集中力が出てくるのかなというのを感じました。保育園の子供が騒がしいときに、ちゃんとしなさい、静かにしなさいって言ったってなかなか収まらないけども、口を閉じなさい、椅子に座りなさいって言うとなんと効果が出る。そういったふうに、これは幼児ですけれども、具体的にどうしなさい、どうしなさいって具体的な策を言うと、行動が伴う。ちゃんとしなさい、お利口にしなさいって言ったってよくわからない。そういったところも参考になるかなと思いました。

ぜひ、教育長、新しく三股に来られて、最初の歌よんだとおり、長月、9月ですので、9月の実りある月に、文教三股の底力をぜひ呼びたいと思いますので、効果出してほしいと思います。

もう一つ、去年ですけど、私ども文教厚生委員会は福井県の永平寺に視察に行きました。行ったのは、一生懸命掃除していつていつてもありましたけども、福井県というのはいつも学力テストで上位3位に入っているもんですから、何か学ぶところがあるのではないかなということで行ったんです。でも、そこで教わったのは、私どももう徹底して掃除に集中する、それだけしか皆さんの見本になることはありませんよとおっしゃったんですが、後からわかったことに、実は福井県というのは小学校の先生、中学校の先生、もう交互に入れ替わりするのが普通だと。だから、小学校の先生が中学校の子供たちに教えるときに、ああ小学校ではこういう指導をしないといけないんだなということを感じている。逆に、中学校の先生が小学校に行くと、中学校はこういう授業があるからこういうことをやって教えないといかんということが徹底づけられる。そういう効果もあるんじゃないですかということを知りましたけども、なるほどなと思いま

した。

せっかくですから、石崎教育長は県にいらっしゃいましたんで、県の教育長の日隈教育長ともきっと人脈も深いと思いますので、宮崎県もそういうことも代表的に取り入れていくことも大事なことじゃないかと思えますけども、これにはどうですか。提言されますか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 確かに福井県は今回の学力調査でも全国上位の結果を出している件でございます。その中で、議員がご紹介されましたとおり、小中学校の人事交流というのが、かなり以前から進められているようでございます。また、地区においては、小中学校だけでなく、高校の教師もいろいろな研究会等に参加して、異なった講師間での連携というのが進んでいると聞いております。

三股町におきましても、幼保小中連携ということで、それぞれの連携、文教三股の伝統教育というものが軸にしながら進めているところでございますが、そういった観点も大事だというふうを考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 次の質問にいきます。くいまーるの見直しということですけども、先日8月5日、三股駅朝7時スタートのくいまーるに乗ってみました。都三線を都城のほうへ向かい、ひろせ衣料店経由で今市、新馬場、そして勝岡、はまゆう前、前目、議長の家の前を通過して、269号線に出ます。勝岡小学校前を通り、田上へ。役場経由で三股駅終点。田上、蓼池生活支援コースというコースでした。乗車賃100円で、月曜日でしたが乗車したのは私1人です。さまざまな問題に気付きました。

その前に、通告にしておりました、各バスの走行距離と使用年数が幾らかを教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、所有するバスの各々の走行距離と使用年数につきまして、お答えいたします。

バスの所有台数は4台でございます。経過年数の古い順に、A車からD車で申し上げますと、令和元年7月末現在、A車が使用年数11.3年で、走行距離59万3,000キロ。B車が同じく11.3年で、60万1,000キロ。C車が10.3年で、31万7,000キロ。D車が3.8年で、9万4,000キロとなっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 一般的にバスの使用距離というのが、大体50万キロから100万キロ。寿命といいますのが大体10年から20年と聞きます。ですから、今、課長のお

っしゃったほとんどが、Cは31万とかですけれども、何台かもう50万キロ突破しているということになります。また、使用年数も10年以降が何台かあったということです。

先ほど言いました、バスの乗って気付いた点ですけども、1つのコースだけですから、ほかのコースもあるとまだいろいろ気づいた点もあるかもしれませんが、私が気付いた点をちょっと申しますと、例えば、病院と買い物が主の目的だから、駐車場所のフリー化、乗車場所のフリー化。2、交差点困難な場所の拡張、要するに、くいまーるが行って、先方に車が見えると、行き違えないもんですから、待って通してその後行くというようなところもありました。それとまた、雑木の放置によって、運転困難な分もあります。要するに、バックミラーにこう当たって、がさがさがさやっっていくようなコースもありました。260号線への入りというのは時間がかかります。右が過ぎて行こうとすると、左が来て、左が過ぎて行こうとすると右が来るということで、あそこの信号機のタイミングをちょっと変えると、もう少し早くタイミングよく出れるのかなという気もしましたが。

そういったいろんな要望を組み入れた上で、先ほどの走行距離、そして寿命を聞いたところで、融通の利く小型車の採用というのを提案したいんですけど。というのは、いろんなそういう内容を見ていくと、あまりにも融通が利くには物が大きすぎるんじゃないか、そしてまた古くなってきたんじゃないかなというのを感じたもんですから、そういうふうな要望をしました。

それと、くいまーる自身の費用というか、収支、これもちょっとあらかじめ通告していましたけど、お答え願いますか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、くいまーるの運営費用についてお答えしたいと思います。

令和元年8月末日現在、運用にかかわる職員につきましては、運転手が5名、事務員が3名の計8名でございます。平成30年度決算によりますと、支出額は総額約1,823万1,000円でございます。内訳としましては、人件費にかかわる経費や約1,294万5,000円、全体の71%。燃料費が約262万2,000円で、全体の14%。修繕料が約216万円で、全体の12%。その他、車両保険、車検手数料、消耗品等でございますが、こちらが50万4,000円で、全体の3%となっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） また、後日ちょっと資料でいただけますかね。ちょっとメモしきれませんでした。

くいまーるの背景というのをちょっと伺ったんですが、もともと宮崎交通が三股町を走っていた路線をもう宮崎交通が三股は手を引くと。乗客が少ないから走らないというピンチに置かれた

ときに、三股町も走ってくれということで、お金を支払って宮交に走ってもらった。その代わり、三股町だけじゃなくて、もちろん山之口、三股、都城、1つの都市だけではだめということで、何かそういうのもお願いしたんだと。そして、そのときの、やっぱり年々、三股町が宮崎交通に支払ったのは、やはり2,000万ぐらいですか、それぐらいの金額を払ったのことで、それでくいまーるを賄おうじゃないかと始まったのがくいまーるのスタートと聞いております。今、そういうふうな内容からいくと、決してくいまーるというのは儲かるためにやっているんじゃないというのはよくわかっています。やはり町のそういった幹線で走ってるのに、商売で儲かろうということじゃないということはよくわかっていますので、そういうのも聞いて、やはり利便性、そして効率アップ、そういうのを考慮した上で、町政のマイナスにならないような改善が必要だとは思いますが、ぜひまた頭に入れておいてほしいと思うんですが、それと同時に、この次に話題にしています五本松団地跡地活用のこれについても、ここでくいまーるが大きく生きてくるんじゃないかと思えます。今後は、今検討しています五本松団地跡地のその利用においては、あそこをハブとして、そこから動脈、静脈としてくいまーるが回って、町があそこにいるんなことを担ってくるっていうそういうような構想もできますので、またくいまーるについてはそこで一躍活躍するんじゃないかなと思っていますので、そういった小型化というものもぜひ考慮してほしいなと思えます。

続きまして、五本松団地跡地のついで、あと10分ですね、活用進捗状況について伺います。

まず、最初の質問。第1回町民ワークショップが8月3日に行われました。参加者の募集状況、応募状況を含めて、町民ワークショップの経過と内容についてお聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 町民ワークショップの経過と内容についてお答えします。

第1回目の町民ワークショップを8月3日土曜日に開催いたしまして、22名の参加をいただきました。事前登録は30名ほどあったんですけども、実際参加いただいたのは22名ということになっております。第1回目は、三股町の課題や魅力について広く意見を出し合ったり、中央公民館や健康管理センター、議会の議場、こちらですね、など公共施設の現地視察も行いました。初めから跡地の活用について議論するのではなく、まずは町の現状や目指すべき将来像のイメージを共有するところから始めたところです。

町民ワークショップの実施に当たりましては、町民とともに考えることに重点を置くこととしておりまして、参加者から活発に意見が出されるような雰囲気づくりと参加者同士の交流が生まれるきっかけづくりを心がけております。本町ではワークショップじたいなじみが薄いことから、参加者募集とあわせて、参加希望者向けに事前説明会の場を設けて、ワークショップで話す内容や進め方に対する理解度を高めることで第1回目からスムーズにスタートできるよう工夫いたし

ました。また、第1回目では参加者の皆さんと一緒に昼食をとったり、夜には懇親会を開催するなどして、参加者同士の交流が深まるような雰囲気づくりも心がけたところです。参加者からは活発に意見が出し合えたとか出会い、つながりが生まれたなどの感想をいただいて、よい形で第1回目を終えることができたと思います。

今年度は基本構想の中身と同様、その策定プロセスが極めて重要であると捉えておりますので、第1回目の雰囲気を大事にしながら、全5回の計画をしておりますので、それらを通じて参加してよかったと思っただけのワークショップにしていけるよう心がけたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 6月議会のとき、このワークショップという内容について、いろいろ質問したときに、課長の口から、1回、2回、3回とずっと重ねることによってワークショップのレベルを上げていくんですというようなことを伺いました。そういった意味からすると、1回目が町の状況を知ろう、2回目ももう行われたんですね。これで、町の戦略を考えようということで、あと5回までいくんですけども、その辺のレベルを上げていくストーリーというのをちょっと伺えますか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 第1回目が町の状況、現状を知ろうということで、その中で自分たちが気付いたこととか課題とかこうなったらいいんじゃないかなっていうところまでいっております。第2回目が町の戦略を考えようということで、やはりこういったところが魅力があるので伸ばしていきたいよねとか、そういったところを参加者同士で話をしながら、揉みながら、そういった解決策も含めて話をしたところです。第3回目からいよいよこの拠点づくり、五本松跡地をどうしたいかということについて、話しを進めてまいります。大体3回目が拠点づくりのイメージを描いてもらおうと考えております。第4回目が拠点づくりのプラン、どういった計画をしようかということのを深めていって、第5回目に、拠点づくりに向けたイメージの絵を描いていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今のワークショップというのは、毎回毎回メンバーは異なるんですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） メンバーは一緒でございますけれども、第2回目のワークショ

ップにおいて、飛び入りの住民の方、また南九州大学の学生が3人飛び入りという形で入ってきておりますので、若干入れ替わるところはございますけれども、全体のメンバーとしては一緒でございます。ただ、グループを6人から7人で分けて、4グループ、5グループつくって、グループワークを行っていきますので、そのメンバーのシャッフルといいますか、入れ替えは毎回していきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） はい。わかりました。これについては、非常に興味ありますので、随時またいろいろ報告伺いたいと思います。

資料の8ページ、最後のページですけれども、付けたんですが、実は、今話ありました新しい拠点づくりに対してなんですけれども、実はその写真にあります上のほうというのは全天候型トラックのタータン3コースを整備されております。恐らくここは1億何千万の費用を費やしての建設じゃなかったかと思うんですが、それぐらいだったですよ。その状態で、最初は8コースぐらいだったのが、今は3コースですか、タータンができていますけれども、9月2日の撮影ですけれども、周りのほうは草だらけになっていて、以前よりも使用しにくい状況にあります。何が言いたいかといいますと、いろんなこのときも確か南海トラフの荷物を運んだりするときにタータンのそういうところがあったほうが良いという、いろんなそういうのをひっくるめての補助金含めての建設だったと思いますけれども、今になっては今度維持管理のほうはどうなるのかというのが気になります。こういった状況ですので、本当に陸上競技としては使える状態ではありません。ついでに、下のほうに挙げたのは、文化会館の維持管理がどうなっているのかというのもお聞きしたいと思います。平成13年11月オープン、電動式移動観覧席、そして町立図書館と併設。413席、車椅子用スペース6席とあるんですが、ここについては年間幾らくらいの維持管理がかかっているのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 総合文化施設の維持管理費についてお答えいたします。

まず、施設の保守や清掃、警備などの委託料、こちら約1,869万円。あと、電気料、水道料などの光熱水費が約1,462万円。経常的な修繕費、こちらが約283万円で、昨年度の例ですが、決算ベースで約3,614万円の維持管理費が必要となっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 最初のほうでありました旭ヶ丘運動公園のこの状況についてご報告を申し上げます。

この運動公園については、整備にかかりまして3年目に入っております。1年目は排水関係を

行いまして、昨年度は8コースのうち内側3コースのタータン整備を行っております。今年度はさらに東側8コースを全部タータンにするという工事を行っております。この工期が、今年度が6月4日から9月6日までという工期で行っております、その間対外的に本来ならば一時使用中止という期間でありました。ちょうど工期の途中ということで、使用中止あったためにちょっと手を入れていない状況があります。9月6日の工期で工事を終わっておりますので、また一時開放をする時期がまもなくまいります。それに合わせて伸びている草については、伸びるごとに切っていくという対応は維持としてやっていきたいというふうに思っております。

そして、あと来年度ですけれども、要は外回り300メートルの5コースが写真のように草が生えている状態ですが、来年度は全天候型ではなくて、ちょっと土のクレーコートというのを、さらに外回り5コースに入れる予定にしております。

以上、報告になります。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） はい。わかりました。それを知りませんでした。まだ工事途中なんです。計画的にやる上での工事途中だったんです。行って、3コースきれいにできているけど、前よりも使いにくくなったわと思っていましたけど、失礼しました。

そして、文化会館の維持管理ですね。これもやっぱり年々これが変わっているということで、やっぱり今どうしても拠点づくりとなると、何かをつくろうという方向に向いているような気がするんですけども、やっぱり念頭に置いておかないといけないのは、できた後の維持管理というのは町でやっていくんだよということをしっかり念頭に置く必要があると思います。そのために、これちょっと参考につけて一般質問の中に入れた次第でした。

そこで、ワークショップについてですけれども、町長に失礼な質問かも知れませんが、今、ワークショップという形でみんなから意見を聞きます。そして、何をつくってほしいというほうにだんだん絞っていくわけですが、そういった絞り込みで、みんなの意見でこうできましたよっていう前に、町長、首長としてこういうふうに持っていきたいという頭の中はありますか、ないんですか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 私としては、私としての考えはございます。しかし、それは表に出すと、今、一生懸命皆さんが健闘されていますので、それに影響を与えることになりますので、もうそれは内に閉じ込めて、その結果を踏まえながら、またその上の段階の委員会と、そしてまた外部の有識者を含めたところの審議会等もございます。そういう中で、やはり将来に負担を残さないという意味、大きな視点から何がいいのかというのを大局的に判断しなくちゃならないというふうに思いますので、私見というのはちょっと今のところは出すべきじゃないというふうに考え

ます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） はい。わかりました。安心しました。やはり町長としては、そういう秘めたものがないと思います。安心しました。

もうちょっと時間があるんですけど、私、それこそ議会の研修会に行ってきました。その中で学んだことをちょっとお話したいと思うんですが、私はいつもここに立って、企業ではですね、企業とはですねっていうことを常に皆さんに申して、こうあるべきですっていうことを言っていましたけども、今回の議員研修の中で1番最初に言われたことは、企業の人と自治体との考えはまずしっかり頭を整理しないとだめですよ。企業の存在の価値というのはあくまでも利益追求です。ところが、自治体というのは、やはり皆さんからの税金をいただいて、そしてこういうことをやります、こういうことをやりますというのを検討した上でやりますと決めたのが予算であって、それを今度は決算でもってそれに対してこういうふうな結果が出ました、やりましたってというのが予算と決算の見方。企業というのは、結果的にはものすごく売上げが上がった、よう頑張ったな、よし、やったやったと。要するに、利益追求でいくと、結果がよくなればよくなったほど、成果が上がったとみるんですけども、自治体というのはそうじゃないんだというところからスタートしたんですが。でも、その中にずっと講義受けながら、最終的に思ったのは、やはり限られた時間でいかに効率上げるかとか、そういった意味ではやっぱり同じではないかなと思いました。

そういった意味でまた新たにそういった目でいろんな予算、決算というのを見つめていきたいなと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） 以上をもちまして、一般質問は終了します。

それでは、しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後2時42分休憩

.....
[全員協議会]
.....

午後2時42分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 2 時43分散会

令和元年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和元年9月11日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和元年9月11日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君

企画商工課長	……………	西山 雄治君	税務財政課長	……………	黒木 孝幸君
町民保健課長	……………	横田 耕二君	福祉課長	……………	齊藤 美和君
高齢者支援課長	……………	川野 浩君	農業振興課長	……………	上原 雅彦君
都市整備課長	……………	福永 朋宏君	環境水道課長	……………	西畑 博文君
教育課長	……………	鍋倉 祐三君	会計課長	……………	米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案された議案等のうち、諮問2件を除く全ての案件に対しての質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題以外にわたったり自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案及び全体審議にかかわる議案に対しては、常任委員会の場あるいは全体審議の場で行ってください。

議案の内容を整理した上で議案番号順に4つに分けて行います。

それでは、議案第57号から第65号までの決算の認定に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、議案第57号から第65号までの総括質疑を終結します。

次に、議案第66号から第71号までの条例の改正等に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、議案第66号から第71号までの総括質疑を終結します。

次に、議案第72号から第79号までの補正予算に対する質疑を行います。質疑はありません

か。6番、池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 75号三股町介護保険特別会計補正予算、3ページの総務費、介護認定審査費の件でございます。これ介護認定審査会というのは、回数が決まって開催されているのか、それとも予算で今回補正を組んだのは、開催がふえたのかという質問でございます。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） お答えいたします。

今回の補正は、介護支援専門員の研修費について組んでおります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、議案第72号から第79号までの総括質疑を終結します。

次に、請願第1号及び報告4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、請願第1号及び報告4件の総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしく申し上げます。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時06分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時06分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時07分散会

議事日程(第5号)

令和元年9月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 追加議案第80号及び意見書案第2号の取扱いについて
日程第2 常任委員長報告
日程第3 質疑(議案第57号から第79号の23議案及び請願第1号)
日程第4 討論・採決(議案第57号から第79号の23議案及び請願第1号)
日程第5 諮問第2号及び第3号の質疑・討論・採決
追加日程第1 議案第80号及び意見書案第2号一括上程
追加日程第2 議案第80号及び意見書案第2号質疑・討論・採決
日程第6 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 追加議案第80号及び意見書案第2号の取扱いについて
日程第2 常任委員長報告
日程第3 質疑(議案第57号から第79号の23議案及び請願第1号)
日程第4 討論・採決(議案第57号から第79号の23議案及び請願第1号)
日程第5 諮問第2号及び第3号の質疑・討論・採決
追加日程第1 議案第80号及び意見書案第2号一括上程
追加日程第2 議案第80号及び意見書案第2号質疑・討論・採決
日程第6 議員派遣の件について

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田中 光子君 | 2番 堀内 和義君 |
| 3番 新坂 哲雄君 | 4番 楠原 更三君 |
| 5番 福田 新一君 | 6番 池邊 美紀君 |
| 7番 堀内 義郎君 | 8番 内村 立吉君 |
| 9番 指宿 秋廣君 | 10番 上西 祐子君 |
| 11番 重久 邦仁君 | 12番 山中 則夫君 |

この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、議案第80号及び意見書案第2号につきましては、委員会付託を省略し、本日既に提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本日追加提案されます議案第80号及び意見書案第2号については、議会運営委員長の報告のとおり、委員会付託を省略し、既に提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、本日追加提案されます議案第80号及び意見書案第2号については、委員会付託を省略し、既に提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することに決定しました。

それでは、これより日程を追加した議案日程表を配付しますので、しばらくの間本会議を休憩いたします。

午前10時03分休憩

午前10時04分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第2. 常任委員長報告

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、常任委員長報告をお願いいたします。

まず、総務産業常任委員長よりお願いいたします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） 総務産業常任委員会の審査結果を、会議規則76条の規定に基づき報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案62号、63号、64号、65号、66号、67号、68号、69号、70号、71号、77号、78号、79号の計13件でございます。以下、議案ごとに説明させていただきます。

議案第62号「平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、本案は、平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計の歳入決算額4,756万7,516円、歳出決算額4,669万5,065円、翌年度繰越額87万2,450円とするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第63号「平成30年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、本案は、平成30年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計の歳入決算額3,733万2,905円、歳出決算額3,695万7,042円、翌年度繰越額37万5,863円とするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第64号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、本案は、平成30年度三股町公共下水道事業特別会計の歳入決算額4億8,361万3,551円、歳出決算額4億6,816万5,211円、翌年度繰越額1,544万8,340円とするものであります。

審査の経過といたしまして意見が出ました。接続率を上げてほしい。今後、事業計画を考えるときに、合併浄化槽との費用対効果を考えてほしいという意見がありました。慎重に審査いたしました結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第65号「平成30年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を求め、さらに、同法30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定を求められたものであります。

初めに、剰余金の処分につきましては、残余22万1,020円を翌年度に繰り越そうとするものであり、次に、決算の認定につきましては、当年度純利益は6,370万4,999円となっております。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決及び認定すべきものと決しました。

議案第66号「三股町名誉町民の選定について」、本案は、多年にわたり町勢進展に寄与された中村修一氏を名誉町民に選定しようとするものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第67号「三股町森林環境譲与税基金条例」、本案は、森林整備及びその促進に関する財源に充てるため、三股町森林環境譲与税基金を設置するものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第68号「三股町公共下水道の一部を改正する条例」、本案は、消費税、地方消費税の利率改正に伴い、所要の改正をするものであります。

審査の経過といたしまして意見が出ました。消費税値上げに反対という意見がありました。

慎重に審査いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第69号「三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、消費税、地方消費税の利率改正に伴い、所要の改正をするものであります。

審査の経過といたしまして意見が出ております。消費税値上げに反対という意見がありました。慎重に審査いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第70号「三股町公共下水道整備基金条例を廃止する条例」、本案は、県の交付要望が廃止されたため、三股町公共下水道整備基金条例を廃止するものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第71号「三股町水道事業給水条例の一部を改正する条例」、本案は、消費税、地方消費税の利率改正に伴い、所要の改正をするものであります。

審査の経過としまして意見が出ております。消費税値上げに反対という意見が出ております。

慎重に審査いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第77号「令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」、本案は、歳入歳出予算の総額4,272万7,000円にそれぞれ157万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,430万6,000円とするものです。

歳入につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは公共柵設置工事及び一般会計の繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第78号「令和元年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、本案は、歳入歳出予算の総額3,758万8,000円に、それぞれ88万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,847万5,000円とするものであります。歳入につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、公共柵設置工事及び一般会計の繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第79号「令和元年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」、本案は、歳入歳出予算の総額9億4,650万5,000円に歳入歳出それぞれ596万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億5,247万4,000円とするものであります。歳入につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、舗装補修委託料及び一般会計への繰出金を増額し、公債費の償還金利子を減額補正するものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いいたします。福田議員。

〔文教厚生常任委員長 福田 新一君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 文教厚生常任委員会の審査の結果を、議会会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第58号、59号、60号、61号、73号、74号、75号、76号、請願第1号の計9件です。以下、案件ごとに説明します。

議案第58号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額31億4,084万8,624円、歳出決算額28億8,310万4,860円、翌年度繰越額2億5,774万3,764円となっております。

審査の中で、今回提出された資料より、三股町国保疾病別医療費が29年度、30年度とも生活習慣病が上位を位置しています。それに対し、特定健診の受診率は42%前後です。広報だけでなく、身近な者への口伝えが必要ではないかという意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第59号「平成30年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額2億7,230万7,945円、歳出決算額2億7,126万9,121円、翌年度繰越額103万8,824円となっております。

審査の中で、平成24年度から29年度までの後期高齢者1人当たり医療費リストを提示されました。県内26市町村中、三股町は1位から4位と、常に上位に位置しています。県内の順位を記入することにより、本町の医療費の高さが一目瞭然に伝わりました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第60号「平成30年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額22億8,437万5,202円、歳出決算額21億9,769万7,288円、翌年度繰越額8,667万7,910円となっております。

審査の中、平成30年度決算における事項別明細書の委員会説明書が提示されました。これは今後の資料にもなる内容でした。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第61号「平成30年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額1,977万2,451円、歳出決算額1,918万8,280円、翌年度繰越額58万4,171円となっております。

審査の中、要支援認定者に対する予防給付に関する介護予防マネジメントについては、ケアマネージャー1人当たり35件を目安とあります。35件の目安は何が根拠なのか質問が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第73号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、1億2,794万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億7,620万3,000円とするものであります。歳入の主なものは、平成30年度収支決算により繰越金を増額補正し、一般被保険者第三者納付金の増額により諸収入を増額補正し、県支出金を同額減額補正するものであり

ます。

歳出の主なものは、平成30年度国保事業費等精算による一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「令和元年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」、238万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,177万8,000円とするものです。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の現年度分及び平成30年度収支決算による繰越金を増額し、歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「令和元年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、8,823万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億8,022万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国・県補助金、一般会計繰入金及び繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは委託料、基金積立金及び国・県支払基金、一般会計への過年度返還金を増額補正するものであります。

審査の中で、認知症ケアパス作成業務委託料について内容を問う質問がありました。地域支援事業としての詳細内容の説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「令和元年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」、58万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,914万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは繰越金を増額補正し、歳出の主なものは一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願」、1、国保への公費支援を1兆円増額し、国保料を協会けんぽの保険料並みに引き下げてください。
2、国保料を高くする原因となり、子育て世帯などに過酷な負担となっている均等割、平等割——世帯割のことですが——を廃止してくださいというものであります。

審査の経過において、国保料だけの引き下げを求めています、財源の確保をどこに求めるかの検討が必要と思われます。まずは、県内上位を占める本町の医療費削減の努力を優先すべきで

はないかという意見がありました。

町民保健課長より、国民健康保険料の現状及び将来展望等の説明を受けました。1においては——1というのは先ほど読みました国保への公費支援を1兆円増額し、国保料を協会けんぽの保険料並みに引き下げてくださいという、この1においては、賛成という意見もありました。

慎重に審査した結果、賛成少数で、不採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。

一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第57号「平成30年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」と、議案第72号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第3号）」についての2件でございます。以下、ご説明いたします。

議案第57号「平成30年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額110億4,870万1,054円に歳出決算額107億3,876万8,003円、翌年度繰越額3億993万3,051円となり、剰余金をもつての決算となっております。

これについて、各課より議案についての説明がありました。主に、主要施策の成果とその財源調べについての説明を受け、質問に対していろんな回答や資料提供を受けました。

慎重に審査した結果、賛成多数で、認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第72号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

本案は、平成30年度決算、国、県の補助決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算以後に生じた事由に基づく経費等についての所要の補正措置を行うもので、歳入歳出予算の総額101億9,118万1,000円に歳入歳出それぞれ5億7,464万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億6,582万4,000円とするものです。

歳入についての主なものは、地方特例交付金及び地方交付税は、交付決定により増額補正するもので、国庫支出金はプレミアム商品券事業費補助金、子育てのための施設等利用給付交付金などを増額補正し、社会資本整備総合交付金を減額補正するものです。

県支出金については、子育てのための施設等利用給付交付金などを増額補正し、繰入金は、国民健康保険特別会計ほか特別会計の前年度決算に伴う精算返還金を増額補正するものです。

繰越金は、前年度決算に伴うもので、剰余金を増額補正し、諸収入は過年度収入において障害

児施設給付費国県負担金、雑入においてプレミアム付き商品券購入代金、三股町学校給食会運営委託料前年度返還金などを増額補正するものです。

歳出について主なものは、総務費は、名誉町民表彰関係経費、地域おこし協力隊関係経費、移住支援事業補助金などを増・減額補正し、民生費は社会福祉費においてプレミアム付き商品券換金委託料、障害者自立支援給付費などを増・減額補正し、児童福祉費において、施設等利用費などを増額補正するものです。

農業費は、多面的機能支払交付金などを増額補正し、土木費は道路橋梁費において道路維持費補修事業、都市整備費において三股町都市計画用途地域等変更業務委託料などをそれぞれ増・減額補正するものです。

教育費は、社会教育費において、自主文化事業講演委託料などを増・減額補正し、諸支出金は地方財政法の規定により、財政調整基金積立金などを増額補正するものです。

債務負担行為補正については、第5地区防災拠点施設用地取得事業三股町都市計画用途地域等変更事業を追加し、限度額を定めるもので、LGWAN機器プレーリプレースにおいて消費税改正により限度額を変更するものです。

地方債補正については、島津紅茶園切寄線道路整備事業外1件、事業費の補正、臨時財政対策債は発行可能額決定により、それぞれ限度額を変更するものです。

これらで各款によりこれについて、議案について説明を受けました。

また、質問に対して適切な回答や資料を受けました。

意見としまして、福祉課の児童福祉施設費、福祉システム改修委託料、放課後児童クラブ収納業務、納付書機能追加について、来年度から完全有料化を前提にシステム改修が進んでいる。議会として、有料化についての議論何もなしに認め、有料化となった場合、否定できない。議案として説明されずに一方的と見られ、十分議論をされていないのを補正するものはいかなるものかというご意見がありました。

慎重に審査した結果、賛成多数で、可決するものと決しました。

以上で、報告を終わります。

日程第3. 質疑（議案第57号から第79号の23議案及び請願第1号）

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は1議題につき、1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第4. 討論・採決（議案第57号から第79号の23議案及び請願第1号）

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、討論・採決を行います。

議案第57号「平成30年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 「平成30年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、反対討論をいたします。議案番号57号です。

この予算には、大いに評価する、保育料の支援や子ども医療費助成の拡大など、大いに評価できる点はたくさんあります。ですが、30年度決算では、公共工事の面で偏りがあるのではないかと思います。国や県からの工事と言われ、町民にも余り喜ばれないような畑かん工事や、また、一部の人がしか利用しないと言われている、そしてまた今、近所の方が、旭ヶ丘運動公園に行くと草ぼうぼうで、本当にあれで使えるのだろうかというような声も聞きました。全天候型舗装工事など、今借金までしてやらなければいけなかったのかなと思います。

これからまだまだ大きな公共施設の建てかえや老朽化対策、長寿命化対策など、これからたくさんあると思います。今の時点で借金をふやすことには賛成できません。

町民の中には、10年も前から道路の側溝のふたを頼んでいるのにしてもらえないとか、大雨が降ると水があふれて子供たちの登下校が危ないと言われるところもあって、早くしてもらいたいという声も多く聞きました。そういう生活に密着した工事を優先的にした予算にしてほしいと思います。

以上、反対討論を終わります。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。

議案番号57号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり認定するこ

とに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

議案第58号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案番号58号です。「平成30年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対いたします。

国民健康保険は、余りにも高過ぎて、払えない人がふえております。国庫補助金をふやすことや、均等割、特に子供の均等割をなくすべきだと考えますので、反対いたします。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。

議案番号58号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

議案第59号「平成30年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案番号59号「平成30年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対いたします。

この後期高齢者医療制度が始まったときは、70歳以上の保険窓口負担が1割だったのが、平成30年度から2割になりました。それと、低所得者の保険料減免特例制度の廃止が決まりました。ますます低所得者の方々、後期高齢者の方々の保険料が高くなり、大変な思いをしている方

がふえております。

以上、反対いたします。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。

議案番号59号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

議案第60号「平成30年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案番号60号「平成30年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対いたします。

30年度から介護保険料が、基準額が年7万8000円から7万6,320円に上がりました。この上げ幅は8%になります。年金は変わっていないのに保険料は8%アップ、これでは本当に介護保険で苦しむ人たちがふえておまして、また利用料も現役並み所得の人は2割から3割に上がっております。それと、要支援1、2の人の保険給付外しも行われるようになっております。

この町の決算でも、普通徴収の方の保険料が370件、245万円の収納ができていないということが報告されておりますが、この普通徴収の方というのは、年金額年18万円以下、月にして1万5,000円の方々からも保険料を徴収するような、このような介護保険制度は変えさせるか、国の資金投入をふやさせるようなことをしないと本当にもう大変な事態になるのではないかと思います。

よって、反対いたします。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。

議案第60号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり認定されました。

議案第61号「平成30年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案番号61号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

議案第62号「平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第62号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

議案第63号「平成30年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第63号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

議案第64号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第64号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

議案第65号は、「平成30年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第65号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第66号「三股町名誉町民の選定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第66号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号「三股町森林環境譲与税基金条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第67号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決さ

れました。

議案第68号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第68号は、（発言する者あり）

ちょっと暫時休憩。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開します。

これより採決を行います。議案第68号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議があるようですから起立により採決します。

議案第68号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号「三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第69号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議があるようですから起立により採決します。

議案第69号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号「三股町公共下水道整備基金条例を廃止する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第70号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号「三股町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ただいま議題になっております議案第71号三股町水道事業給水条例の一部を改正する条例を、賛成する立場から討論をいたします。

本来、消費税は8%から10%に上がるというのは、皆さんも同じように反対だろうというふうに思います。

しかし、この反対だからといって、今までの水道に関するいろんな資材等々については、8%しか支払いませんというのはいけないわけですし、10%は払わざるを得ない。そうすると、近い将来において、その分の水道料金値上げが迫ってくるということを考えますと、不承不承ながら、この水道料金の8%から10%への条例改正に賛成をいたします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第71号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第71号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第72号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第72号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。したがって、議案第72号は原案のとおり可決さ

れました。

議案第73号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第73号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩。10分休憩します。11時10分から再開します。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

議案第74号「令和元年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第74号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号「令和元年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第75号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号「令和元年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第76号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号「令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第77号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号「令和元年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第78号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第79号「令和元年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第79号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決さ

れました。

請願第1号「国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ただいま議題になっております請願第1号「国民健康保険税を協会けんぽ並み引き下げる改善を求める請願」について、賛成の立場から討論をいたします。

この論点は、私は6点あると思っています。

まず、第1点目ですが、この請願は、町長に提出するものではなく、国に提出するという事です。それにもかかわらず、町長の答弁がどうであったかということを考えることはないと思っております。なぜなら、国民健康保険税が安いと思っている町民も町執行部もいないと思うからであります。

第2点目ですが、この請願の主な主張は、応益割をなくしてほしいという点です。医療保険である健康保険は、社会保険や共済保険などがありますが、国家公務員共済、都道府県職員共済、市町村職員共済は、事業主である国や都道府県、市町村の会計から支出しています。このことは、税金から支出しているということです。また、会社にお勤めの方が加入している社会保険はというと、税務署に行く法人税のとき社会保険の会社負担分は控除されるということであり、形を変えた補助ということになります。

第3点目ですが、国民のほとんどの方が今か将来かにおいて国民健康保険に加入するということです。その制度を導入しても、いつかは自分の身に起こることであるということであり、

第4点目ですが、社会保険や共済保険は、世帯割や人数割はありません。この請願が採択されて国が導入を決めても予算の関係で少しずつ負担割合を削減すると考えると、国の財政のことを三股町議会で議論するのではなく、国会で議論するものではないでしょうか。

第5点目ですが、現在の税の計算は、能力割から50%と受益者負担割から50%で計算されています。この請願は、能力割の50%はそのままにして、後ろの受益者負担の50%を0にしてほしいというものですが、国が必要と考えれば、例えば受益者負担の50%のうち30%を負担してください。残りの20%は国から国保に対する交付税等で措置するということが考えられます。

最後の6点目ですが、この請願を否決するとなると、町民の皆さんは、町議会の議員は国民健康保険は高くないと考えているのだろうかと思われるのではないのでしょうか。国民健康保険税は

高い、どうかしなければと思われる議員の皆さんは、本請願に賛成して、国に意見書として送付すべきだと私は発言して、私の本請願への賛成討論といたします。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） この請願第1号の「国民健康保険税を協会並みに引き下げる改善を求める請願」の紹介議員になったわけですが、全国知事会とか全国市長会もこの国民健康保険税が高いというふうなことで、2015年に国に要望を出しております。それで、とにかく会社負担とかそういうふうなのが協会けんぽ並みにありませんので、均等割で、子供をたくさん持っていていらっしゃる人たちは子供1人に対して均等割というのは三股では3万二、三千円になっておりますので、仮に農家の方とか商売されている方々が子育て中の人たち、子供を育てていらっしゃる方々はたくさんの保険料を納めなければなりません。

そういう意味で、私は、国に対して国費を投入してくださいというふうな請願でありますので、ぜひ、これに対して私は賛成いたします。

討論を終わります。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立による採決します。

請願第1号は、文教厚生常任委員長報告の結果は、不採択とすべきものとありました。そこでお諮りします。間違いのないように確認します。委員長報告の結果にではなく、原案に対して賛成か反対かを表決してください。よろしいでしょうか。

請願第1号について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立少数であります。したがって、請願第1号は不採択となりました。

日程第5. 諮問第2号及び第3号の質疑・討論・採決

○議長（重久 邦仁君） 日程第5、諮問第2号及び3号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方、よろしく申し上げます。

それでは、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第2号は、適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は適任と可決されました。

次に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第3号は、適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号は適任と可決されました。

追加日程第1. 議案第80号及び意見書案第2号一括議題

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第1、議案第80号及び意見書案第2号を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 議案第80号の工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

三股中学校太陽光発電設備設置工事につきまして、去る9月11日に条件つき一般競争入札を実施し、落札者を決定したものであります。株式会社九電工都城営業所が4,994万円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定

により、議会の議決を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） ここで、補足説明があれば許します。白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、議案第80号の工事請負契約の締結について、補足説明いたします。

本案は、三股中学校の太陽光発電設備設置工事につきまして、去る9月11日に条件つき一般競争入札を実施し、予定価格5,000万円以上の工事について、落札者と工事請負契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

入札参加条件としまして、三股町内及び都城市内に建設業法第3条第1項に規定する本店、支店または営業所のいずれかを有するものであること、建設業法に規定する経営規模等評価結果通知書及び総合評点値通知書における電気工事についての総合評点値Pが650点以上のものとしたところでございます。

資料をごらんください。

6社が入札に参加し、その結果、予定価格5,258万円に対し落札価格4,994万円、落札率94.98%で、株式会社九電工都城営業所が落札をしたところであります。工期は、令和2年1月10日までとなっております。

以上、補足説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

次に、意見書案第2号について、提出者の趣旨説明を求めます。池邊君。

〔6番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（6番 池邊 美紀君） 国土強靱化対策の推進を求める意見書（案）の説明をさせていただきます。

近年、全国各地で豪雨や地震などの自然災害が頻発かつ激甚に発生しており、その脅威に、我が国国民はさらされている状況にございます。

このような多発する自然災害に備えるべく、国民の生命や財産を守るために防災・減災、さらには国土強靱化を進めることは極めて重要であり、喫緊の課題と考えております。

また、市町村にあつては、災害の最前線に位置することから、早急な対応はもちろん、想定し得る災害に対する備えを可能な限り充足できるように、全力で取り組んでおりますが、脆弱な財政基盤に起因して、十分に住民福祉に寄与できるところにまだ達していないわけでございます。よって、下記事項について、特段の措置を講じられることを強く要望します。

下記というのは4項目でございます。

まず1、「防災・減災、国土強靱化のため、3カ年緊急対策」を推進するため、国・県、さらに市町村が行う対策に必要な予算の総額確保を図ること。

2、3カ年緊急対策後も、継続して国土強靱化対策を推進すること。また、災害復旧、災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講じること。

3、長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、長期安定的に必要な予算を確保すること。

4、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制の維持充実を図ること。

以上でございます。

追加日程第2．議案第80号及び意見書案第2号質疑・討論・採決

○議長（重久 邦仁君） 追加日程第2、議案第80号及び意見書案第2号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は会議規則により全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方、よろしく申し上げます。

それでは、議案第80号の「工事請負契約の締結について（令和元年度三股中学校太陽光発電設備設置工事）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第80号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号「国土強靱化対策の推進を求める意見書（案）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ただいま議題になっております意見書案第2号について質問をいたします。

本文書の中の上から9行目、「高速道路のミッシングリンクの解消や」ということになってい

ますが、これはどういう意味なんですか。ちょっとお聞きをいたします。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 高速道路のミッシングリンクというのは、今高速道路が日南のほうでつながっていないところであるとか、五ヶ瀬のところあたりもつながっていないところがありますので、それをリンクさせるというようなことをございます。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

日程第6. 議員派遣の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。

お配りしております議員派遣資料のとおり、宮崎県町村議員大会ほか研修にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、配付資料のとおりそれぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、6月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時39分休憩

.....
[全員協議会]
.....

午前11時40分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

.....
○議長（重久 邦仁君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和元年第4回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時40分閉会
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 重久 邦仁

署名議員 新坂 哲雄

署名議員 指宿 秋廣